

古代山城築城と古代国家の形成～屋嶋城が築かれた時代を探る～

天智天皇六年十一月
是月築倭國高安城
讃吉國山田郡屋嶋城
對馬國金田城

古代山城 プレサミット

シンポジウム

平成24年
11月24日（土）
会場 かがわ国際会議場

主催：高松市教育委員会

後援：香川県教育委員会・松江市教育委員会・丸亀市教育委員会・朝日新聞高松総局・RSK・RNC西日本放送・NHK高松放送局・OHK岡山放送・KSR瀬戸内海放送・産経新聞社高松支局・山陽新聞社・四国新聞社・TSCテレビセとうち・毎日新聞高松支局・読売新聞大阪本社

symposium

古代山城プレサミット

白村江以後、天智天皇が国防政策として屋嶋城をはじめとした古代山城を築城した時代は国家形成期と呼ばれ、古代国家の体制が形作られていく時代と考えられています。

天智天皇から、壬申の乱を経て、天武・持統天皇という古代国家形成に明け暮れた時代を中央と地方という視点から考える中で、古代山城が活躍した時代を探ってみたいと思います。

◆スケジュール

13：00～ 受付

13：30～ オープニング

屋島小学校児童による「屋島讃歌」合唱など

14：00～ 基調講演 石上英一（古代史：東京大学名誉教授／

人間文化研究機構 理事）

「古代山城築城と古代国家の形成」

15：30～

シンポジウム「屋嶋城が築かれた時代を探る：大和朝廷と讃岐」
コーディネーター

丹羽佑一（考古学：香川大学教授）

パネリスト

石上英一（古代史：東京大学名誉教授／

人間文化研究機構 理事）

井上和人（考古学：元奈良文化財研究所副所長／

明治大学大学院文学研究科・特任教授）

渋谷啓一（古代史：香川県立ミュージアム専門学芸員）

16：30

終了

古代山城築城と古代国家の形成

石 上 英 一

1 私と香川との関わり

まず初めに、県外の一研究者として、本日、このような機会を得ることができた次第を述べておきたい。

1.1 香川県内史料調査による関わり

(1)香川県所在荘園絵図調査

1978年11月、当時の勤務先であった東京大学史料編纂所の古代・中世荘園絵図集成事業で、志度町(現、さぬき市)の多和文庫(多和神社松岡弘泰氏所蔵)の天平7年(735)弘福寺領讃岐国山田郡田図(1991年、重要文化財指定)、白鳥町猪熊家所蔵の乙木庄条里坪付図(1991年重要文化財指定。現、奈良国立博物館所蔵)の調査で、初めて、香川県をおとずれた。児島からの連絡船で高松築港に着き、琴電で志度に着いた。平賀源内旧宅のある古い街並みを通り、高德本線の踏み切りを渡り、多和神社の石段を登り、志度湾を振り返り見て、松岡家に伺ったことを思い出す。松岡家では、山田郡田図を拝見し、あわせて膨大な史料が多和文庫に所蔵されていることを改めて知った。

また、翌日に伺った白鳥の猪熊家でも、乙木庄条里坪付図とともに、猪熊家伝来史料・猪熊信男収集史料からなる膨大な恩頼堂文庫に接することができた。

猪熊家の調査を終え、高松に戻り、山田郡田図比定地(北地区の大池周辺、南地区の池台池跡周辺を)探索した。

なお、その後、善通寺にも「善通寺伽藍並寺領絵図」(1985年、重要文化財指定)があり、調査・撮影の機会を得た。これらの荘園絵図は、東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』に画像・釈文を採録した。

(2)多和文庫調査と山田郡田図比定地調査

そこで、1982年度から数年にわたり、多和文庫所蔵史料の調査・撮影をさせていただいた。82年の調査には、史料編纂所の維新史料担当の宮地正人氏に同行を依頼した。宮地氏からは、近世後期から明治初期の国学派の研究を進めており、松岡調の交友と学問の成果による史料収集とその日記『年々日記』の重要性の指摘を得た。また、荘園絵図の撮影とあわせて、恩頼堂文庫の調査の機会も得た。

多和文庫などを訪問する機会に、高松で山田郡田図比定地の現地調査を試みた。1983年頃であったろうか、高松市役所都市計画課で山田郡田図故地に関わる地図を購入しており、山田郡田図の北地区が高松市の中央都市計画事業太田第二地区区画整理事業の事業地に含まれることを都市計画課の方から教えていただき、直ぐに香川県教育委員会文化財課にうかがい山田郡田図比定地の調査について話をうかがった。そして、1986年度「高松市太田地区遺跡詳細分布調査事業」、1987～91年度「弘福寺領讃岐国山田郡田図調査事業」、94～98年度「讃岐国山田郡田図調査事業」に参加の機会を得た。

このような経験から、県外の者ではあるが、古代の高松平野の景観、条里、荘園について考えてきた。

弘福寺領山田郡田は、和銅 2 年(709)7 月 25 日弘福寺水陸田目録(東京大学史料編纂所所蔵影写本円満寺文書。今、佚)に 20 町と記載されている。なお、山田郡田図についての見解は、石上『古代荘園史料の基礎的研究』上(塙書房、1997 年)に掲載した。

また、多和文庫調査で知己となった金毘羅宮図書館司書松原秀明氏の紹介で、史料編纂所として、西讃の真言宗名刹萩原寺(観音寺市大野原町萩原)の地蔵院聖教調査も 1988 年から始めることができた。地蔵院聖教は、三寶院流から派生した六方大事を相伝した萩原寺中興真恵(宝徳元年〈1449〉寂)の時代に伝授・蒐集されたものを中核とする。調査では、平安から近代初期に至る 4 千点を超える真言宗聖教の調査をさせていただき、史料編纂所では現在、写真撮影を進めさせていただいている。地蔵院聖教は、2003 年に大野原町の文化財となり、合併により、現在は観音寺市の文化財となっている。

○山田郡田図参考史料

弘福寺は、平安中期に東寺の末寺となり、弘福寺文書は東寺に伝えられることになった。山田郡田に関する史料には次のものがある。

①和銅 2 年(709)7 月 25 日弘福寺水陸田目録

②延暦 13 年(794)5 月 11 日弘福寺文書目録

第一断簡 影写本円満寺文書

第二断簡 伴信友『東寺古文零聚』(小浜市立図書館所蔵。史料編纂所謄写本)

第三断簡 根津美術館所蔵

第三断簡に次の記載あり

「讃岐国田白図一卷 副郡司牒二枚」

讃岐国田白図：天平 7 年(735)12 月 25 日弘福寺領讃岐国山田郡田図 (現存本は、平安時代の写本)

郡司牒：天平宝字 7 年(763)10 月 29 日山田郡弘福寺田内校出田注文(東寺文書礼二)

天平宝字年間讃岐国山田郡司牒案(京都府立総合資料館所蔵東寺百合文書ル函一号)

弘福寺 川原

田壹伯伍拾捌町肆段壹伯貳拾壹歩

陸田肆拾玖町柒段參歩

大倭國

廣瀨郡大豆村田貳拾町玖段貳拾壹歩
山邊郡石上村田貳拾捌町肆段壹伯肆拾陸歩
葛木下郡成相村田壹町貳段柒拾貳歩

高市郡寺邊田參町參段參拾玖歩
陸田壹拾壹町玖段壹伯貳歩

內郡二見村陸田陸段

河内國

若江郡田壹拾貳町陸段
壹伯肆拾歩

山背國

久勢郡田壹拾町貳伯參拾捌歩
陸田參拾柒町壹段貳伯陸拾壹歩

尾張國

仲島郡田壹拾町肆段貳伯捌拾壹歩
尔波郡田壹拾町

近江國

依智郡田壹拾壹町壹段參拾陸歩
伊香郡田壹拾町貳段貳伯貳拾捌歩

美濃國

多藝郡田捌町
味峰間郡田壹拾貳町

讃岐國

山田郡田貳拾町

和銅二年歲次己酉七月廿五日正七位下守民部大錄兼行陰陽曆博士山口伊美吉田主

從三位行中納言阿倍朝臣宿奈麻呂

(以下ノ署名ハモト各自筆ナラン)
正八位上守少史勳十等佐伯造足島

從三位行中納言兼行中務卿勳三等小野朝臣毛野

從六位下守大史佐伯直小龍

正四位下守中納言兼行神祇伯中臣朝臣臣萬呂

正八位下守大錄船連大魚

正五位下守左中辨阿倍朝臣使

從五位下守左少辨賀毛朝臣使

從五位上行治部少輔采女朝臣比良夫

正五位下民部大輔佐伯宿禰石湯

○『倭名類聚抄』二十卷本

讃岐国

・山田郡

殖田	宇惠多	池田	伊介多	坂本	佐加毛止	蘇甲	曾加波	三谷	美多尔
拝師	波也之	田中		本山	毛止也万	高松	多加都	宮所	美也止古路
喜多									

・香川郡

大野	於保乃	井原	井乃波良	多配	多倍	大田	於保田	笑原	乃波良
坂田	佐加多	成相	奈良比	河辺	加波乃倍	中間	奈加都万	飯田	育多
百相	毛々奈美	笠居	加佐乎利						

○『和名類聚抄』高山寺本

三溪駅

(南海道が古川を渡った地点の加摩羅神社、漆原家のあたり。古川からの西岸への上り道に切通し状遺構あり)

三 造東大寺司牒

○コノ文書、字面ニ印文「造東寺印」下アル正圓朱印三十七顆ヲ捺セリ、

造寺司 牒三綱所

合奉充封壹仟戸

下野國貳伯伍拾戸 芳賀郡石田郷五十戸 足利郡土師郷五十戸 梁田郡深川郷五十戸

若狹國伍拾戸 遠敷郡玉置郷

越後國貳伯戸 頸城郡膳君郷五十戸 賀茂郡楮栗郷五十戸

丹後國伍拾戸 竹野郡網野郷

阿波國壹伯戸 板野郡高津郷五十戸

讃岐國壹伯伍拾戸 山田郡宮處郷五十戸 香川郡中間郷五十戸

伊豫國壹伯戸 風早郡栗井郷五十戸

土左國壹伯戸 土左郡鴨部郷五十戸

以前、寺家雜用料、永配件封、當年所輸之物爲始奉充如件、今以狀牒、至准狀故牒、

天平勝寶四年十月廿五日主典從七位上阿刀連「酒主」(自署下同)

次官正五位上兼行下總員外介佐伯宿禰「今毛人」
判官正六位上大藏伊美吉「萬里」

判官正六位上石川朝臣「豐麻呂」

判官正六位下上毛野君(真人使)

判官從六位下安倍朝臣「眞道」

主典從七位下美努連(奥造假)

主典從七位下紀朝臣(進主假)

1.2 古代史料研究との関わり

(1)明法家惟宗氏

古代史を学ぶ者として、律令法典の研究を進めていた。養老令の注釈書(実際は令義解の注釈書)である令集解を編纂したのは、惟宗直本(これむねのなおもと。9世紀後半～10世紀初の明法家)であった。

讃岐国は、平安時代、法律と仏教の国と言われていた。平安前期の中央の明法家の中で、東讃出身者は重要な位置を占めていた。寒川郡の凡直氏の讃岐永直は、明法博士であり「律令之宗師」と称えられ、令集解が引用する令の注釈書「讃記」の撰者である。この讃岐永直の跡を襲って讃岐から、明法家が輩出した。惟宗氏は、秦氏の一族で、秦公直本と弟直宗の本貫は讃岐国香河郡であり左京六条に本貫を移し(『日本三代実録』元慶元年(877)十二月廿五日辛卯条)、次いで惟宗に改姓した(同・元慶七年(993)十二月廿五日丁巳条)。

(2)讃岐の秦氏

讃岐国一宮の田村神社の社家田村家は、秦氏と伝える(『さぬき一宮郷土誌』、P34)。弘福寺領山田郡田に関わる天平宝字 7 年(763)10 月 29 日山田郡弘福寺田内校出田注文・天平宝字年間山田郡司牒案には、山田郡の郡司に秦公氏、秦氏が見られる。秦氏の本拠地は、香川郡の南海道沿いの中心部であったと考えられる。

讃岐国の秦氏については、坂出市下川津遺跡出土木簡のほか平城宮・平城京・長岡京木簡などにも記録されている。奈良文化財研究所の木簡データベースを「秦 and 讃岐」で検索すると、次のような木簡が知られる。

○【奈良文化財研究所 木簡データベース】

讃岐国三木郡池辺 秦 →	平城宮 2-2590(城 3-13 平城宮
讃岐国香川郡里 秦 廣嶋米五斗八升	木研 7-120 頁・(16)(平 平城宮
讃岐国香川郡原里 秦 公身	平城宮 7-11322(木研 24 平城宮内裏西南隅外郭
讃岐国香川郡 秦 大成六月十五日「五卅二六十七十卅二」《》七	長岡京 1-91(木研集報 3 長岡京
香川郡仲津間郷 秦 福万呂白米五斗	平城宮 7-12665(城 19-3 平城宮第一次大極殿院西辺
讃岐国香川郡細郷 秦 公	平城宮 7-12840(木研 9- 平城宮第一次大極殿院西辺
香川郡尺田 秦 山道白米五斗	長岡京 2-858(木研 3-28 長岡京
讃岐国香川郡成会 秦 公養	木研 20-33 頁・1(42)(城 平城京左京二条二坊十・十一坪二

○坂出市下川津遺跡出土木簡 別掲

(3)古代仏教の拠点

平安前期には、西讃からは真言宗の空海(774～835。佐伯氏。多度郡)・実恵(786～847。佐伯氏)・真雅(801～879。空海の弟)・真然(811～891。空海の甥)や、天台宗の円珍(814～891。和気氏。那珂郡)が輩出する。また、讃岐国内の出身地は不詳だが、真言宗の聖宝(832～909)もいる。一方、東讃にも、空海の弟子である香川郡の秦氏の道昌(798～875)がいる。聖宝の弟子の観賢(853～925)も秦氏なので、香川郡出身の可能性もある。

高松平野・香東川流域の山田・香川郡には、真言宗以前からの多数の古代寺院がある。次のような寺院跡がある(丹羽祐一・藤井雄三『古代の高松』、高松市図書館、1988 年。『讃岐の古瓦展』、高松市歴史資料館、1996 年)。

下司廃寺 山田郡殖田郷。東植田町南下司。弘福寺式瓦・三尊仏塼仏、塔基壇。

高野廃寺 山田郡三谷郷。川島本町高野。南海道の二町南。礎石。

前田廃寺 宝寿寺廃寺。山田郡宮所(処)郷。前田東町東畑。塔基壇・礎石。南に前田東・中村遺跡。百済様式の瓦。宮所郷には、天平勝宝 4 年、東大寺封戸設定

山下廃寺 山田郡高松郷。新田町山下。白鳳期末からの瓦。

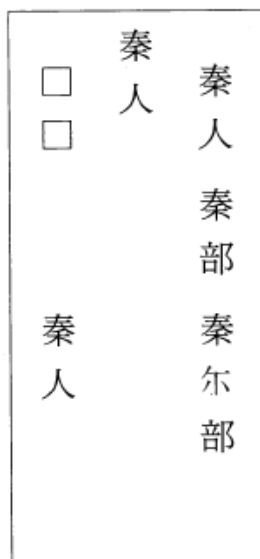
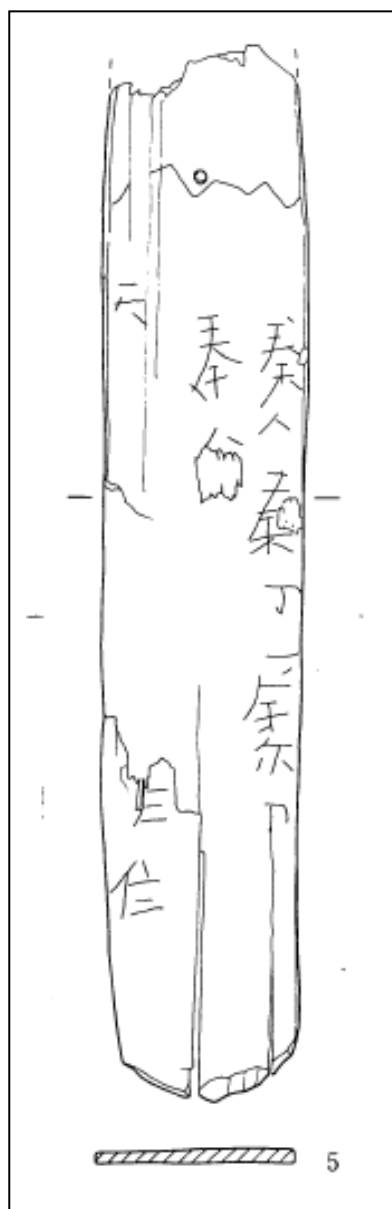
拝司廃寺 山田郡拝師郷、林町本村。東 100m にヒチクドーの土壇(今ナシ)。

百相廃寺 香川郡百相郷。仏生山町百相神宮寺、船山神社。田村神社の神宮寺。

坂田廃寺 香川郡坂田郷。西春日町南山浦。「堂床」周辺の礎石。奈良時代初期以前の金堂製誕生仏。弘福寺式瓦。坂田寺瓦窯。綾君氏造営か。

(4)山田郡所領の設置時期

弘福寺(川原寺)は、天智天皇が、661 年(斉明 7)の斉明天皇の没後、667 年(天智 6)の近江遷都以前に、飛鳥川原宮跡に斉明天皇の冥福を祈るために天智天皇により創建されたと推定されている。弘福寺領の山田郡田も、弘福寺創建時に遡る施入の可能性もあり、その場合、667 年の屋島城築城と並行することとなる。



第160図 刻書木板読解案

墨(刻)書板(第224図3～6)

文字を記した木製品は5例(うち1例は鳥形模造品に転用している。)ある。第1低地帯流路2ではほぼ7世紀代に比定できる資料では3例, 同流路3で同様に7世紀代に比定できる資料で2例検出した。うち4例は墨書であるが何れも断片的にしか残っておらず判読は出来ない。残り1例は刀子状の工具で文字を刻んでおりある程度の判読が可能である。

(第224図3)は表面を平滑に加工したやや厚手の板材であろうが, 折損して一部しか残っていない。墨書文字のごく一部が残されている。表面には八文字分以上の一部分が見られる。裏面は上下を逆転させて書かれており, 二文字分の左端が見える。(4)はヒゴ状に細片化しているが, 片面に14文字分程度の文字のごく一部が読み取れる。(5)は長方形板の両端を丸く落として上部中央に小孔を穿つ。円辺部に部分的な破損が認められるが, 保存状態は概ね良好である。文字などは鋭利な工具で浅く刻み付けて表現している。小孔下に横方向に折れ線状の文様を表し, その下に三行十二字を刻む。弱い刻線によって表現しているため, 判読は困難であったが(第160図)のように解

した。「秦人」,「秦部」,「秦尔部」と秦氏系氏族名を列記している⁽¹⁶⁾。板材の形状, 懸垂孔および折れ線文様, 表現方法の特殊性から見て, 通常の記録文書とは考え難い。祭祀行為に関わるものであろうか。

(6)は薄板材をやや胴張りの長方形板に加工している。完存する。片面に2ないし3文字分の墨書がある。ただし右上隅の文字の右半分が欠けていることから墨書板をこのような形に再加工した転用品であろう。下半部には「井」字が判読できる。

2 地域の歴史文化遺産を捉え直す

2.1 地域の歴史文化遺産の視点

(1) 歴史文化基本構想

地域の歴史文化遺産を総体として記録し、地域活性化の基礎とすることが、平成 19 年に文化庁により提起された歴史文化基本構想などにより文化財行政において重点とされている。

同時に、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災の経験から、地域の歴史文化遺産を、記録し文化資源として保存することが、日本の全ての地域における課題となっている。

城を高松の歴史文化遺産の核として位置付ける場合にも、この二つの視点は忘れてはならない。

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/rekishibunka/index.html>

「歴史文化基本構想」について

● 「歴史文化基本構想」とは

・ 「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものです。

・ 各地方公共団体が「歴史文化基本構想」において、文化財保護の基本的方針を定めること、さらに、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、「歴史文化基本構想」が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことが期待されます。加えて、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待されます。

● 策定について

・ 文化庁では、地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定する際に参考となるよう、策定の基本的考え方や構想中に定める事項等を「歴史文化基本構想」策定技術指針（PDF 形式(260KB)）として取りまとめています。

・ 各地方公共団体が策定した「歴史文化基本構想」

● 「歴史文化基本構想」に関する支援方策

・ 文化庁文化財部に相談窓口を設置しています。「歴史文化基本構想」の策定方法や内容、策定技術指針の詳細説明等、不明な点等があれば、随時、相談いただけます。

【「歴史文化基本構想」相談窓口】

文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室

文化財総合活用推進調査官、及び、企画調整係

電話：03-5253-4111（内線 4785, 2415）

E-mail: chosei@bunka.go.jp

・ 都道府県・市町村の文化財行政担当者を対象に、「歴史文化基本構想」策定技術指針や文化財の総合的把握に関する基礎的事項及び課題等について説明等を行う研修会を、毎年開催する予定です。

（平成 23 年度：平成 24 年 2 月 23 日～24 日開催予定）

・ 「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」（平成 23 年度～）において、文化財調査や文化財データベースの作成、普及啓発のためのワークショップ、シンポジウムの開催、文化財の適切な管理を行うための研修の実施等、「歴史文化基本構想」の策定に伴う取組のみならず、策定後の取組についても国による支援を受けることが可能です。

- ・ 「文化財総合的把握モデル事業」(平成 20～22 年度)
 - 「歴史文化基本構想」と歴史まちづくり法との関係
 - ・ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号)(通称「歴史まちづくり法」)に基づく基本的な方針において、市町村が「歴史的風致維持向上計画」を作成するに当たっては、「歴史文化基本構想」を踏まえ、文化財の保護と一体となった歴史的風致の維持及び向上のための効果的な取組が行われるよう努める必要があるとされています
 - ・ 「歴史的風致維持向上計画」の作成に当たっては、主務省(文部科学省、農林水産省、国土交通省)に窓口を設置しているので、随時、相談いただけます。
- 【「歴史的風致維持向上計画」作成の事前相談の窓口】
- (文部科学省) 文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室企画調整係
電話：03-5253-4111 (内線 2415)
- (農林水産省) 農村振興局農村政策部農村計画課
(国土交通省) 都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室
- 参考
- ・ 各地方公共団体において「歴史文化基本構想」を策定するという考え方は、平成 19 年 10 月に報告された「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」において提言されたものです。

2.2 古代山城をめぐる近年の動向

(1)古代山城一覧

大和の高安城と、九州北部・対馬と瀬戸内海沿岸地域に分布する 7 世紀後期築城の山城や、大宰府の水城については、大宰府を護る大野城・基肆城・水城の調査保存から始まり、特に 1990 年代に各地での発掘調査が展開し、研究も進んできた。周知のように、8 世紀中葉築城の筑前国嶋郡の怡土城(福岡県糸島市)を別として、次のような古代の山城・水城が確認されている。

古代山城・水城一覧

＊：史書に掲載

- | | |
|---------|---|
| 1 金田城＊ | 長崎県対馬市美津島町。1982 年、国史跡指定。天智 6 年(667)築造。 |
| 2 大野城＊ | 福岡県。1932 年、国史跡指定。天智 4 年(665)築造。文武 2 年(698)修造。 |
| 3 水城＊ | 福岡県太宰府市・大野城市・春日市。1921 年、国史跡指定。天智 3 年(664)築造。天平神護元年(765)修理。 |
| 4 阿志岐山城 | 福岡県筑紫野市。2011 年、国史跡指定。 |
| 5 唐原山城跡 | 福岡県筑上郡上毛町。2005 年、国史跡指定。 |
| 6 基肆城＊ | 福岡県筑紫野市、三養基郡基山町、1937 年、国史跡指定。天智 4 年(665)築造。文武 2 年(698)修造。 |
| 7 雷山神籠石 | 福岡県前原市雷山・飯原。国史跡指定、1932 年。 |
| 8 鞠智城＊ | 熊本県菊鹿町米原・菊池市木野。2004 年、国史跡指定。文武 2 年(698)修造。天安 2 年(858)、菊池城院兵庫鼓が鳴り不動倉火災。元慶 3 年(879)菊池城院兵庫戸鳴る。 |

- 9 高良山神籠石 福岡県久留米市御井町。1953 年、国史跡指定。
- 10 御所ヶ谷神籠石 福岡県行橋市津積・京都郡みやこ町。1953 年、国史跡指定。
- 11 鹿毛馬(かけのうま)神籠石 福岡県嘉穂郡潁田(かいた)町。1945 年、国史跡指定。
- 12 杷木神籠石 福岡県朝倉郡杷木町。1972 年、国史跡指定。
- 13 女山神籠石 福岡県みやま市。1953 年、国史跡指定。
- 14 おつぼ山神籠石 佐賀県武雄市橘町。1996 年、国史跡指定。
- 15 帯隈山神籠石 佐賀市久保泉町、神埼市
- 16 石城山城 山口県光市石城・山中。1935 年、国史跡指定
- 17 鬼ノ城 岡山県総社市。1986 年、国史跡指定。
- 18 大廻小廻山城跡 岡山県岡山市・瀬戸町。2005 年、国史跡指定。
- 19 城山城 兵庫県たつの市新宮町。
- 20 永納山城跡 愛媛県西条市河原津・今治市松山。2005 年、国史跡指定。
- 21 讃岐城山(きやま) 香川県坂出市西庄町・川津町・府中町、丸亀市飯山町。1951 年、国史跡指定。
- 22 屋嶋城＊ 1934 年、国史跡天然記念物指定。天智 6 年(667)築造。
- 23 高安城＊ 大阪府八尾市・奈良県平群郡平群町。天智 6 年(667)築造。天智 9 年(670)穀塩収蔵。天武元年(672)税倉を焼く。文武 2 年(698)修造。文武 3 年(699)修造。大宝元年(701)廃城。

○史書に見えるが所在不明の城

- 長門国城 天智 9 年(670)築城。
- 三野城 文武 3 年(699)、大宰府築造。
- 稻積城 文武 3 年(699)、大宰府築造。
- 備後国安那郡茨城・葦田郡常城 養老 3 年(719)廃城
- 三尾城 天武元年(672)7 月辛亥(22)条、三尾城降。近江国高島か。

○史跡指定遺跡

国宝重要文化財データベース(メンテナンス中のため一部のみ：*)及び文化遺産データベース(文末省略あり)による。

1	金田城 S54-6-025 金田城跡.txt: 長崎県対馬市美津島町。指定年月日:19820323。 天智天皇称制 6 年 11 月、倭国高安城、讃吉国山田郡屋嶋城とともに築かれた対馬国金田城は、鶏知中心部の北西方、上島・下島 2 島間の浅茅湾に半島状に北に突出した竹敷の城山の地にある。城は、半島東面に 3 つの城門を設け、北より一ノ城戸・二ノ城戸・三ノ城戸と通称されている。各城門には、谷間を塞ぐように石積がなされ、水門及び門が設けられていたらしい。城戸開口部の石積は通称三ノ城戸が最も高かったようで、通称一ノ城戸及び通称三ノ城戸には水門が残っている。通称二ノ城戸及び通称三ノ城戸には、門礎石が原位置よりやや動いた形で残っている。各城門間は、自然の岩のない所は、山の自然地形を利用しながら石塁で結ぶのを原則としていたらしい。通称一ノ城戸より北においては、石塁は半島北端に及び、西折して北面のほぼ中間点まで続いている。半島西面は、急崖のため、踏査が完全には行われていないが、山頂部付近の高所に石塁が認められるため、東面と同様、自然岩のない個所には、石塁を築いている個所が存する可能性がある。しかし、急崖をなす地形より考え、石塁があったとしても、東面のような長さにはならないようである。石塁は山頂部より東に折れ、おそらく通称三ノ城戸南方の石塁につながるものと思われる。西面の谷筋や西に突き出ている稜線等の部分は踏査されていない。山頂部南下
---	---

	方や通称三ノ城戸と通称二ノ城戸の間、通称二ノ城戸と通称一ノ城戸の間には平坦地があるが、通称三ノ城戸と通称二ノ城戸の平坦地では土師器が採集されたというところから、これらの平坦部には、建物跡等が存在した可能性がある…
2	大野城跡 福岡県太宰府市、糟谷郡宇美町、大野城市。指定年月日:19320723。管理団体名:太宰府市(昭7・11・21),宇美町(昭7・11・21)。 S46-5-125 大野城跡.txt: 従来の指定地は土塁の一部、石垣・礎石のある建物跡、門跡の部分だけであり、大野城全体としてはいわば「点」の指定にとどまっていた。しかし、周知のように大野城は椽(基肄)城(未指定)、水城(指定)とともに特別史跡太宰府に密接する一括的な歴史的意義を有し、しかも最近の調査によって新しく数回の建物跡の礎石が発見されたばかりでなく、従来未確認であった頂上部尾根線の土塁が全域にわたって確認され、大野城の朝鮮山城としての偉容が全体的に把握できる見通しがついたので、大野城関係諸遺構および四王寺跡関係諸遺構を含む大野山(四王寺山)全体を保存するという基本方針に立った上で、とりあえず大野町・宇美町にかかる大野山全域を指定することになったものである。
3	水城跡 福岡県太宰府市、大野城市、春日市。指定年月日:19210303。管理団体名:太宰府市(大11・5・23),大野城市(大11・5・23)。 天智天皇ノ三年ニ築ク所ニシテ大陸方面ニ於ケル我國勢ノ變化ト共ニ對外關係ノ防備ト爲セシモノナリ 現在東西ノ兩丘陵ヲ連接シテ堤防ノ形ヲ存シ長サ八丁許中央ニ御笠川貫流ス。曩ニ指定セシ地域ニ接續シ木材ヲ以テ構築セル疏水渠及水門ノ遺構ヲ存スルニ依リ追加指定セントス。 天智天皇三年に太宰府防備のため、その西方に築かれたものである。博多から太宰府の前面を過ぎ、南東に延びる平野部を最も狭い地点で遮断したものであって、東西の両丘陵を接続して堤防の形を存し、中央に御笠川が貫流している。城門が設けられ、水城の東端部の路傍にその東門の礎石が一個遺存している。水城が水を如何に貯えたかについては異論もあるが、史上特に著名なものであり、学術上極めて価値の高い遺跡である。 S52-12-046 水城跡.txt: 天智天皇称制3年に築かれた水城は、大正10年3月3日に史跡に指定され、その後も3次にわたり追加指定してきたが、さらに次の部分を追加指定する。(1)大野城が築かれている通称四天王寺の尾根が低く西方に延びて大土塁の東端に達する部分にある土塁(太宰府町所在)、(2)牛頸丘陵に接する大土塁西端の土塁(太宰府町・大野城市所在)、(3)昭和47年及び昭和50年の発掘調査の結果明らかになった大土塁外側(博多湾側)の濠の一部(太宰府町・大野城市所在)、(4)天神山水城と通称されている土塁と天神山(春日市所在)。 S51-12-023[[水城跡]みずきあと].txt: 天智天皇称制3年に築かれた水城跡は、大正10年3月3日史跡指定され、昭和28年3月31日には特別史跡として指定され、過去2次にわたり追加指定されて来たが、昭和49年に追加…
4	阿志岐山城 福岡県筑紫野市。指定年月日:20110921。 阿志岐山城跡は、663年の白村江の戦いにおける大敗により、大宰府政庁を中心に構築された水城、大野城、基肄城に関連する古代山城跡であり、7世紀後半の東アジアを中心とした日本の対外関係を考える上でもきわめて重要。
5	唐原山城跡 福岡県築上郡上毛町。指定年月日:20050302。 唐原山城跡は、福岡県東南部、周防灘に注ぐ山国川河口付近に所在する新たに発見された古代山城跡である。南北約0.8km、東西約0.6km、比高約70mの独立した丘陵上に立地し、北方の古代官道推定線や周防灘に向かった眺望は極めて良好である。周辺の周防灘沿岸には、史跡鹿毛馬神籠石、史跡御所ヶ谷神籠石などの古代山城跡が所在する。唐原山城が所在する丘陵は、遺跡が発見される以前から列石の存在が地元で知られていた。平成10年秋に大平村教育委員会が踏査を実施した結果、丘陵上に古代山城の列石の特徴である上部にL字状の切り込みを施した花崗岩製の切石列と土塁を確認した。さらに丘陵北西部から東、南にかけての4箇所、多いものでは3石がつながった切石列を確認した。列石が存在していない箇所においても、列石推定線に該当する箇所幅3から4mのテラス状の平坦面を検出している。なお、5km離れた中津城の石垣に、この切石を転用していることが確認されている。丘陵の西側は友枝川に面した直線的な急斜面で、北側から東側にかけては3

	つの谷が入り込み比較的緩やかである。列石線は、推定で約1.7kmであり、それにより囲まれた範囲は南北約0.8km、東西約0.6kmである。城内には3つの谷を取り込んで築造しており、それぞれの谷部には水門を築成している。そのうち北部の深くて広い谷にある第1水門と、南東部の浅い谷にある第3水門を調査した。第1水門は北側に延びる谷部に位置し、長さ37m、奥行き13mと最大の規模をもつ。石列の前面は谷を塞ぐように基底部に18石を並べ、二段積みで高さ1.6mを測り、奥に向かって…
6	基肆城跡 福岡県筑紫野市、三養基郡基山町。指定年月日:19371221。管理団体名:基山町(昭13・3・23)。 天智天皇制四年、大野城ト共ニ太宰府防備ノ爲メ南北相對シテ築カレタルモノナリ。城址ハ基山ヲ中心トシテ佐賀、福岡両縣下ニ跨リ、展望所、塹壕、土壘、水門、礎石、門址等ヲ存シ山城トシテ規模頗ル雄大ナリ 天智天皇4年、大野城と共に太宰府防備のため南北相対して築かれたものである。城は基山を中心とした佐賀福岡両県下に跨り、土壘、城門、水門、建物の礎石等が遺存し、規模雄大、上代における山城として、城郭史上の価値が極めて高い。
7	雷山神籠石 福岡県前原市大字雷山・大字飯原。指定年月日:19320325。管理団体名:前原市(昭7・5・31)。 雷山ノ山腹ニアリ盆地ノ上下ニテ所ニ水流ヲ狭ミ列石線状ニ並列ス其長サ水流ニ存スルモノノ約百三間下流ニ存スルモノハ約四十三間アリ列石ノ大小形状略高良山ニ同シ上流水門ハ既ニ破壊セラレ僅カニ其ノ跡ヲ認ムルニ過ギザルモ下流ニハ高サヲ異ニセル二箇ノ水門ニヨリテ流水ノ排出ヲ調節スル構造等ヨリ保存セラル
8	鞠智城跡 熊本県菊池市、鹿本郡菊鹿町。指定年月日:20040227。 鞠智城跡は、有明海に注ぐ菊池川の河口から北東に約2.7km内陸に入った菊池川中流域、鹿本郡菊鹿町米原にある標高160m前後の丘陵地に位置する。北は福岡県境に連なる山々を望み、南は菊池川により形成された平野が広がっている。鞠智城は東アジア情勢が緊迫の度を増した7世紀中葉以降に、大宰府防衛のため大和朝廷によって築かれた朝鮮式山城のひとつと考えられ、『続日本紀』文武天皇2年(698)の「大宰府をして、大野、基肆、鞠智の三城を繕治せしむ」とある修繕記事を初見とし、降って『日本文徳天皇実録』天安2年(858)に「菊池城院兵庫の鼓自ら鳴る」「菊池城の不動倉十一宇火」、『日本三代実録』元慶3年(879)に「菊池城院の兵庫の戸自ら鳴る」の怪異記事及び火災記事が国史に散見する。城跡は菊鹿町米原の長者原地区を中心とする総延長約3.5kmの土塁線や急峻な崖線で囲まれた、南北約1.2km、東西約1km、面積約64haの規模を有する。昭和42年度から始められた発掘調査によって、現在までに掘立柱建物・礎石建物、鼓楼ともいわれている八角形建物跡2棟、貯水池跡、貯木場跡等の遺構のほか、南側の崖面に3箇所(深迫・堀切・池の尾)で門跡が確認されている。遺構変遷としては、現在のところ、第Ⅰ期(7世紀中葉から7世紀末)、第Ⅱ期(7世紀末から8世紀後半)、第Ⅲ期(8世紀末から廃絶まで)の大きく三時期に区分して考えられている。出土遺物として、「秦人忍口五斗」と墨書された米の荷札と考えられる木簡、百済系の単弁八葉蓮華文軒丸瓦等注目すべきものが出土し、このほか、炭化米や礎石表面の火災痕跡など国…
9	高良山神籠石 福岡県久留米市御井町。指定年月日:19531114。管理団体名:久留米市(昭32・6・19) 高良山の山腹に存する。2箇所の溪谷を繞って巨大な切石が並列し、その全長約1550mに達する。列石の東部は高良神社々殿の背後にあり、それより鷲尾嶽附近に至って南面し極楽寺跡より里道に接し勢至堂跡を経、更に西面して降り小沢に臨み県道を越えて虚空蔵堂跡の附近に至って終っている。水門はもと2箇所に存したが、字北谷のものは既に破壊せられ、字神籠石の溪谷にはその跡を存している。わが国上代の遺跡として学術的価値が深い。 S54-6-055[高良山神籠石]こうらんさんこうごい].txt: 現在史跡に指定されている部分は、高良山神籠石の南半分である。北側には、若干の既指定地があるが全体の指定を欠いていて開発で破壊されるおそれがあるので、この北半分の部分と西側の一部を追加指定し、全体の保存を図るものである。 S51-6-028[高良山神籠石]こうらんさんこうごい].txt: 本史跡は、昭和28年11月14日の指定であるが、既指定地は、列石線の左右約5メートル幅の帯状地であり、列石の保護に支障をきたすことが多いため、列石の確認されている部分について、

	これに接する土地を面的に追加指定し、保存に万全を期すものである。
10	御所ヶ谷神籠石 福岡県行橋市津積、京都郡みやこ町。管理団体：行橋市(昭 34・1・19)。指定年月日：1953.11.14(昭和 28.11.14)。追加指定年月日：平成 10.10.09 * 解説文： 缶ヶ辻と称せられる標高 246.9m の山梁の西部にあり、南西竝に北斜面溪谷の東西両側の屋根に近い部分に切石状の列石及びその痕跡を存し、その延長約 4200m と推せられる。北斜面東方・中央及び西方の溪谷に所謂東ノ門、中ノ門及び西ノ門の石壁あり、殊に中ノ門の石壁は所謂御所ヶ谷川に跨りて存し、延長 30 余 m 高さ約 6 m を有し、切石を以て壁状に構築せられ、その基部に精巧な水門口あり、この種の示例中最も優秀なものである。なお中ノ門の西方の小丘陵上に景行神社の石祠並に礎石の配列あり、西ノ門附近に馬立場と名づける石積がある。わが国上代の遺跡として価値が深い。 H10-07-067[[御所ヶ谷神籠石]ごしょがたにこうごいし].txt: 御所ヶ谷神籠石は、福岡県の東部京都平野の南に連なる馬ヶ岳連山の御所ヶ岳(標高 247メートル)の西北斜面に位置している。神籠石は、山頂部を底辺、北側の谷を頂点とする三角形の広がりの中に、列石と土塁および門跡などの遺構が全長約 3 キロメートルに及んで所在している。とくに中門の石垣は、高さ 7.5メートル、長さ 18メートルの規模をもち、2 段の石塁と水門を備えたものであり、神籠石のなかでも特筆すべき遺構である。昭和の初めに実測調査が実施され、その成果に基づき 4 か所の門跡と一部の列石・礎石群が昭和 28 年 11 月に史跡に指定された。平成 3 年度から遺構の分布調査と保存管理計画策定が行われ、土塁線および列石線の構造が解明された。その結果、7 か所の門跡と列石を版築土塁中に取り込んだ土塁の構造や列石を伴わない土塁線などが確認された。また、今回の調査で土塁の崩落土中から 7 世紀第 4 四半期のものと考えられる須恵器片が検出され、神籠石築造の時期を考える資料となっている。今回の追加指定は、その調査結果に基づくものであり、外郭線の保存と郭内の保存を図ろうとするものである。
11	鹿毛馬神籠石 福岡県飯塚市。指定年月日:19450222。管理団体名:飯塚市(昭 20・5・6)。 馬蹄形をなせる低き丘陵の尾根の外側に切石状の列石を繞らし其の全長約 18 町に達せり西部溪谷の口に水門趾ありて遺構の一部猶存し最近基礎石材の前方に約 7 寸角の木柱を発見せり規模大ならざるも東方高の一部を除く外列石概ね完存し遺蹟の全貌を見るに足れり。
12	杷木神籠石 福岡県朝倉市。指定年月日:19721209。 S46-5-120[[杷木神籠石]はきこうごいし].txt: この神籠石は昭和 42 年に工事中に発見されたわが国で 9 番目のものである。筑後平野の最奥部の標高 192メートルを最高所とする丘陵に位置している。昭和 44 年、福岡県教育委員会の発掘調査により、列石の総延長は 2,250メートルで、西に向かって開いた 2 つの谷間には 1 つずつの水門が設けられていることが判明した。その他土塁の良好に遺存する部分もある。この神籠石の特色は、筑後平野の最奥部にあり、大分県日田市方面との交通の要衝に立地しているということと、さらに列石が筑後川の川岸に直接面しているという点である。
13	女山神籠石 福岡県みやま市。指定年月日:19531114。管理団体名:みやま市(昭 31・11・24) 標高 195m を有する女山と称せられる丘陵の山腹を縫うて 4 箇所の溪谷に跨って連互するもので、現在露呈している部分は特に西面並に南斜面の地域であるがその全長約 2900m と推せられる。列石は巨大な切石の並列より成るもので、往々母岩を利用した箇所も存する。西の傾斜面に粥餅谷、長谷、源吾谷、産女谷の 4 溪谷があり、いずれも水門を存するが、これ等は長方形の石材を以て構成されており、殊に粥餅谷、長谷の水門は保存状態も良好である。わが国上代の遺跡として学術的価値が高い。 S51-6-029[[女山]ぞやま]神籠石.txt: 本史跡は昭和 28 年 1 月 14 日の指定である。既指定地は列石線の左右約 5メートルの帯状地であるが、近年、指定地外の採土工事が指定地近辺にも及び、一部では指定地がき損されるという憂慮すべき状況に至ったため、列石が確認されている粥餅谷以東の必要部分を面として追加指定し、遺構の保存を図るものである。
14	おつぼ山神籠石 佐賀県武雄市橋町。指定年月日:19660621。 S40-5-068 おつぼ山[[神籠]こうご]石.txt: 最近発見、調査された。掘立柱の門をはじめ、列石が土塁の土留めであること、列

	石の外側に棚列が認められたことなど、新事実が判明した。神籠石の史跡指定はこれで8件となった。
15	帯隈山神籠石 佐賀県久保泉町、神崎市。指定年月日:19510609。管理団体名:佐賀市(昭33・5・24) 標高177.3メートルの帯隈山及びその南方に起伏する丘陵の腹部を縫うて三箇の谷に跨って連亘するものでその全長約2,400メートルに達する。列石は巨大な切石の並列より成り、現在缺失した部分や不明の個所も存するがほぼこの列線がたどられ殊に急勾配をなす主山の背面の上腹部及び西南麓に当る俚称小城内の谷の附近の桃山丘陵の部分はよくこの遺構をとどめている。北部に平坦な地域があり、門跡と推察される遺構も存し又西南部溪谷には水門の推定地があり現在水田になっているが発掘によって巨大な列石の並列状態が確認される。この神籠石は昭和十六年に発見されたものであるが広範囲の山地を利用してその規模雄大でありしかも切石の技巧にも見るべきものがあり、従来の類例とともに、この種の遺跡として特殊な価値を有し、古代文化を知る上に極めて重要な遺跡である。
16	石城山神籠石 山口県光市石城・山中。指定年月日:19350607。管理団体名:光市(昭10・7・15) 石城山ノ頂上ニ近キ部分ニアリ列石ハ山ノ周圍ヲ繞リテ配列サレ延長約二十四町ニ及ヒ溪間ニハ石垣ヲ築キ中央ニ水門ヲ存セリ山ハ防禦ニ適スルヲ以テ維新前奇兵隊ノ根據地トナレリ
17	鬼城山 岡山県総社市黒尾・奥坂。指定年月日:19860325。管理団体名:総社市(平成15.09.04)
18	大廻小廻山城跡 岡山県岡山市。指定年月日:20050302。 大廻小廻山城跡は、岡山市の北東部瀬戸町と境を接する標高198.8mの独立小山塊の大廻山小廻山に所在する古代山城跡であり、備前国分寺・国分尼寺跡の南東部約2kmに位置する。 城跡は、土塁築成の城壁が山頂部から谷部を取り囲み山塊を一周しており、3箇所の谷部には石塁が築造されている。城跡東山腹には、平安時代後期開基とされる築地山の山号を持つ常楽寺が所在しており、城跡内から多数の室町時代の線刻石仏が出土していることなどから城跡は中世には常楽寺の宗教施設として使用されていたものと考えられている。しかし、明治期に一带は国有林となり、戦後は開拓地として開墾されてきた。地元の荒木誠一は『赤磐郡誌』（1940年刊）で「小廻城址」を取り上げ天智朝の朝鮮式山城の可能性を主張している。また、戦後では古絵図や郡誌の記事から城跡の存在を主張した研究者もいたが、本格的な遺構の分布調査は、昭和48年末から開始された。その結果、3箇所の石塁を伴って圍繞する約3.2kmにわたる土塁線の全周が確認された。当時、県内で鬼城山の遺跡が確認されていたことと相まって古代山城跡として学界の注目するところとなった。その後、昭和58年には開拓地を買収して産業廃棄物処理場として使用しようとする開発計画が持ち上がり、翌59年から63年度にかけて岡山市教育委員会による発掘調査が実施された。その結果、北部九州に見られる神籠石様の列石を版築盛土の基礎とした土塁線の構造や折れを伴った列石線、谷部分の一の木戸の通水施設を持つ石塁の構造、二の木戸の石塁構造などが確認された。列石の石材は、現地で採るこ…
20	永納山城跡 愛媛県西条市河原津、今治市松山。指定年月日:20050714 永納山城跡は、愛媛県中部、高縄半島の東付け根に所在する古代山城跡である。北方には芸予諸島が瀬戸内海を横断するように続くのが一望でき、周辺の来島海峡は古くから瀬戸内海の交通・軍事等の要衝となっている。瀬戸内海は大陸から畿内地方に通じる海上交通の大動脈であり、沿岸には石城山神籠石、鬼城山、大廻小廻山城、城山、屋島等の古代山城跡が防衛の拠点として所在する。永納山城跡は、南北約1.0km、東西約0.8km、標高約130mの永納山と、その北西部に位置する南北約0.2km、東西約0.3km、標高約130mの医王山の二つの独立した山塊上に立地する。昭和52年の分布調査により発見され、平成14年度からの東予市教育委員会による確認のための発掘調査の結果、山塊上に花崗岩製の切石列と土塁を確認した。永納山の南西部から南部、東部にかけては、尾根筋から尾根斜面にかけて岩盤の露出が顕著であり、垂直に切り立った露岩により絶壁となる場所も見られる。北東部や北部は山頂から尾根が比較的緩やかな傾斜で延び、北の谷へ向かい下っていく。西部は多少の起伏はあるものの比較的緩やかに尾根が延び、岩盤はさほど顕著には見られないが、医王山方向へは急傾斜で尾根が下る。医王山は山肌各所に岩盤が露出し、場所によっては垂直に切り立っている。永納山城跡の外郭線は、

	山の尾根からやや下がった外側斜面に直線的なものが屈曲しながら続き、尾根の傾斜に沿うように東西約470m、南北約720mの範囲で巡らしており、全長は約2.5kmを測る。外郭線は絶壁状に切り立つ岩盤を巧みに利用したもので、岩盤間には花...
21	城山 香川県坂出市西庄町・川津町・府中町、丸亀市飯山町。指定年月日:19510609。
22	屋島 香川県高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町・高松町。指定年月日:19341110。管理団体名:高松市(昭9・12・21)。 瀬戸内海火山脈ノ特有熔岩トシテ知ラレ世界的ニ稀有ナル古銅輝石安山岩ヨリ成レル南北ニ長キ熔岩臺地ニシテ遠望屋状ヲ成シ山容雄偉ナリ 頂上ハ平夷ナレトモ四周絶壁ヲ繞ラシ地形上「メサ」ノ標式的ナルモノトシテ其ノ名ヲ知ラル又頂上近キ處ニ露出スル通「疊石」ハ板状節理ノ最モ美ナルモノトシテ著名ナリ 山上ニ立チテ眼ヲ放テハ西方水辺ニ近ク高松市ノ城櫓家屋ヲ望ミ海上ニハ大小ノ島嶼浮ヘルヲ見ル其ノ一帯ノ地ハ史蹟ニ富ミ天智天皇六年外■防備ノ為メニ築カレタル山城ノ一ナリ又唐僧鑑真ノ創建ト傳フル屋島寺アリ壽永二年平宗盛等安徳天皇ヲ奉シテ此ニ據リ源平二氏ノ接戦セシ所ニシテ古戰場トシテ世ニ知ラル
	怡土(いと)城跡 福岡県前原市高祖・大門・高来寺。指定年月日:19380808。管理団体名:前原市(昭13・9・29) 高祖山ヲ中心トシ約二里ニ亘ル地域ニアリ天平勝寶八年エヲ起シ神護景雲二年ニ竣工セシモノナリ 山嶺ニ上城下城ノ趾ヲ存シ望樓趾ト思ハレ、礎石群アリ又山麓ニハ土壘ヲ繞ラシ其ノ要所ニ石壘及水門ノ趾アリ 外国からの侵入に対して九州北部防衛の一環として、高祖山の山麓から西斜面を取り込んで築城された奈良時代の山城。西側山麓に約1.6kmにわたってめぐる城門及び水門跡を伴う土塁と高祖山頂部(416m)から北西に続く尾根伝いに確認された5箇所の望楼跡が史跡指定されている。今回は、高祖山の山麓から山頂部に至る範囲のうち、条件の整った地域を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

上記のように、この数年で、文化庁により、阿志岐山城、唐原山城跡、鞠智城跡、大廻小廻山城跡、永納山城が相次いで国の史跡に指定され、また史跡の追加指定や整備も進められている。

(2)古代山城研究の展開

韓国における朝鮮三国期の山城・都城の調査・研究が進展している。日本の軍事施設としての山城の範となった朝鮮三国(高句麗・百済・新羅)の山城の調査所見は、日本の古代山城を研究する上で、重要な情報となっている。例えば、2010年10月に高松市教育委員会が主催した「古代山城日韓シンポジウム」では、次の報告がなされた。

車勇杰「韓国 三国時代の山城 ―最近の調査資料を中心として―」『古代山城日韓シンポジウム』(2010年)

また、古代山城研究会が、1991年、日本及び韓国、中国東北部に遺る古代朝鮮式山城を研究・調査している研究者間のネットワーク機関として発足した。

古代山城研究会や、各地方自治体による山城の発掘調査の成果は、次の特集により知ることができる。

○『古代文化』61巻4号(2010年3月) 特輯：日本古代山城の調査成果と研究展望(上)

向井一雄「特輯『日本古代山城の調査成果と研究展望』に寄せて

赤司義彦「筑紫の古代山城と大宰府の成立について―朝倉橘廣庭宮の記憶―」

鈴木拓也「軍制史からみた古代山城」

草場啓一「阿志岐山城―旧宮地岳古代山城跡」

末永浩一「唐原山城跡」

村上幸雄「鬼ノ城―城門遺構の調査と出土土器による年代―

大田幸博「鞠智城から出土した百済系菩薩立像」

『古代文化』62巻2号(2010年9月) 特輯：日本古代山城の調査成果と研究展望(下)

向井一雄「古代山城論―学史と展望―」

乗岡 実「地域勢力と古代山城」

松波宏隆「韓国古代城郭の城壁構造」

小澤佳憲「大野城における最近の調査成果」

田中淳也「金田城跡―二ノ城戸・南門について―」

小川秀樹「豊前・御所ヶ谷山城」

渡邊芳貴「永納山城跡」

さらに、山城の追加調査、史跡整備(景観・建造物復元も含む)も積極的に進められている。

○鞠智城 2004年史跡指定

『国史跡 鞠智城跡Ⅱ ―鞠智城跡第8～32次調査報告―』、熊本県育委員会、2012年3月

『鞠智城跡―平成5～23年度鞠智城整備事業の報告』、同、2012年

『古代山城鞠智城を考える Ⅱ 東アジアの中の古代鞠智城』、鞠智城東京シンポジウム、2010年8月

○鬼ノ城 1986年史跡指定

『古代山城 鬼ノ城 鬼城山史跡整備事業に伴う発掘調査』、総社市教育委員会、2005年1月

『古代山城 鬼ノ城2 鬼城山史跡整備事業に伴う発掘調査 東門、第一水門貯水池ほか』、総社市教育委員会、2006年3月

(3)地方自治体による文化遺産としての古代山城の評価

また、〈古代山城サミット〉が古代山城の所在する約30の地方自治体(朝鮮式山城が所在する自治体、神籠石系山城が所在する自治体)により企画され、各地で開催されることとなった。高松市も2013年10月に招致することになった。

2010年10月 大野城市 大野城跡

2011年10月 山鹿市・菊池市 鞠智城跡

2012年10月 対馬市 金田城跡

2013年10月(開催予定) 高松市 屋嶋城

○四国新聞社 香川ニュース

古代山城サミット誘致へ／高松市、屋嶋城PR

2011/11/14 09:45

日本書紀に記述が残る朝鮮式山城「屋嶋城(やしまのき)」の調査・復元に取り組んでいる高松市は、貴重な歴史遺産の活用策を探る「古代山城サミット」の2013年大会の誘致に乗り出す。市は現在、大学教授や市民らでつくる「屋嶋会議」を立ち上げ、歴史資産と豊かな自然を生かした新たな活性化策も検討中で、2回目の瀬戸内国際芸術祭が開かれる13年に合わせ、屋嶋を世界にPRしたい考えだ。

同サミットは、古代山城が残る約30自治体の首長らが集まり、1300年余の時を越えた貴重な文化遺産を生かしたまちづくりなどをテーマに意見を交換する首脳会合。10年に福岡県大野城市で初開催されたのを皮切りに、今年10月に熊本県の菊池市と山鹿市で開かれている。

誘致は、開催を希望する自治体が実行委員会を立ち上げ、関係自治体の了承を経て決定される。来年は長崎県対馬市での開催が決まっており、高松市は対馬大会に向けて、今後、先行都市の誘致手法を学ぶなど準備を進める方針だ。これまでの開催例をみると、メインの首脳会合に合わせ、古代山城にちなんださまざまなイベントも同時に行われており、会期中の開催地は古代ブームに沸いているという。今年の大会では、福岡県の太宰府政庁跡から鞠智（きくち）城跡（菊池、山鹿両市）までの100キロをのろしリレーで結ぶイベントも行われた。

古代山城は、7世紀後半ごろ、大陸からの侵攻を防ぐために九州北部から瀬戸内海沿岸に築城されたもので、屋島城など古文書に記録がある朝鮮式山城と、城山（坂出、丸亀両市）など記録がない神籠石（こうごいし）系山城の2系統ある。現在、香川のほか、大阪、奈良、愛媛など11府県31市町で史跡が確認されている。

「のろしリレー」PR／古代山城サミット来秋開催

2012/10/14 10:06

古代山城跡がある自治体の首長らが歴史遺産の活用策を探る「古代山城サミット」が来秋、香川県高松市の屋島などを舞台に開かれることが決まった。これを受けて市などは13日、サミットの機運を盛り上げようと、古代山城跡がある城山（坂出市）と屋島（高松市）間の約20キロを峰山（同市）を中継点に、のろしでリレーするイベントを行い、讃岐の歴史的魅力をPRした。

のろしリレーは午前10時に城山からスタート。ドラム缶に入れた雑草などを燃やした煙が約13キロ離れた峰山で確認されると、峰山でも火が付けられ、屋島にのろしをつないでいった。屋島城（やしまのき）跡城門遺構の修復現場（屋島東町）で最後の合図を送り、古代の伝達手段の有効性を確認した。

同サミットは2010年に福岡県大野城市で初開催後、毎年実施している。高松市は2度目の瀬戸内国際芸術祭が開かれる13年に合わせて開催地に名乗りを上げており、今月5、6の両日にあった対馬大会（長崎県）で正式に開催が決まった。

高松大会は来年10月をめどに開催予定で、屋島城の見学会やシンポジウムなどの準備を進めている。市文化財課は「サミットをきっかけに、屋島の素晴らしさを多くの人に知ってもらいたい」としている。

3 史跡天然記念物屋島の担う課題

3.1 屋島城の担う現代的課題

(1) 屋島の特性と課題

屋島は、昭和9年(1934)、瀬戸内海国立公園の一部として指定され、また史跡及び天然記念物に指定された。瀬戸内海を象徴する景勝の地、古代の屋島城と源平合戦の舞台そして西国八十八箇所巡礼の地としての史跡、溶岩台地とその上に多様な動植物が展開する自然環境という、三つの特性を有する地として評価されたのである。

日本の歴史文化における瀬戸内海の歴史民俗の重要性から、1973年11月、瀬戸内歴史民俗資料館が、五色台に設置されている(2008年に香川県立歴史博物館分館、2009年に香川県立ミュージアム分館となる)。これは、1970年代からの全国の史跡、歴史的景観の地域を拠点とした調査・研究と地域文化振興への還元という文化財行政によるものである。国の文化財行政において、備讃瀬戸地域の歴史・民俗の重要性が、強く認識されてきたことがわかる。なお、瀬戸内歴史民俗資料館と前後した時期に次の機関が設置され、現在でも調査研究活動や展示活動が続けられている。

宮城県多賀城跡調査研究所

1969年設置。多賀城と周辺遺跡の調査研究。

九州歴史資料館

1973年、大宰府史跡の調査研究拠点として大宰府市に設置。2010年小郡市に移転。

三重県斎宮跡発掘調査事務所

1979年、伊勢の斎宮跡の調査研究拠点としての三重県明和町に設置。1989年に斎宮歴史博物館となる。

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館

1981 年、福井県教育庁朝倉氏遺跡調査研究所の活動を受けて、1981 年に開館。

屋島は、上述のように、名勝・史跡・自然環境の重要な地域として、そして観光資源として、国民から高い評価を受けてきた。しかし、近年の観光客の減少と交通体系・山上施設の変化により、観光資源としての後退が見られるという。また、屋島の史跡・天然記念物指定範囲は、南は相引川、東西北は山裾から沖までと広域であり、山裾部の住宅地開発や西辺の旧塩田地帯の開発など、文化財指定地としては特殊な環境が展開してきた。

このような状況に対処するために、1976 年 3 月に香川県教育委員会により「史跡天然記念物屋島保存管理計画書」が策定されている(2004 年一部改正)。さらに、高松市では、2005 年 3 月に「高松市史跡天然記念物屋島保存整備等基本構想」を策定し、平成 7 年度より屋島の史跡の分布調査・確認調査を実施することとした。

一方、1998 年に南嶺に城門跡が発見され、その後の高松市教育委員会による調査で、667 年築城の屋嶋城の構造が、次第に明らかになってきた。屋島については、5 世紀初頭の長崎鼻古墳など古墳の築造、667 年築城の屋嶋城の全体構造と 7 世紀末以降の変遷、外国の侵攻に対する防御施設としての城の機能が失われる一方での 8 世紀以降の南嶺・北嶺山上への寺院造営など、文化財としての内実を解明する課題が強く提示されることとなった。

このような課題を解決し屋島の史跡・天然記念物としての保存・利用の活性化を図るために、高松市により 2011 年 8 月、屋島会議が発足し、2012 年 3 月「屋島活性化基本構想(仮称)中間報告」が屋島会議により提出された。

屋島会議条例

(設置)

第 1 条 屋島の保存および活用による活性化を図る屋島活性化基本構想(仮称)(次条において「基本構想」という。)の策定に関し必要な事項を検討するため、屋島会議を置く。

(所掌事項)

第 2 条 屋島会議は、市長の諮問に応じ、基本構想に盛り込むべき事項およびその内容について検討し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 屋島会議は、委員 17 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 屋島の活性化に資する事業および活動を行う者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の規定による答申の日までとする。

(会長および副会長)

第 5 条 屋島会議に会長および副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、屋島会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 屋島会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 屋島会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 屋島会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 屋島会議の庶務は、市民政策局において行う。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、屋島会議の運営に関し必要な事項は、会長が屋島会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による最初の屋島会議の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が委嘱する。

(2)近年の屋嶋城調査の成果の概要

平成 7 年度から 18 年度までの、屋島及び屋嶋城の調査の概要は、本日の「参考資料」に写真ともに紹介されているが、改めて要点を示しておこう。

2003 年 3 月 高松市教育委員会『史跡天然記念物屋島 I』

1995～2001 年度の長崎鼻古墳・屋嶋城・北嶺千間堂跡・屋島寺宝物館建設予定地発掘調査の成果報告
南嶺の城門・城壁発掘

2005 年 3 月 高松市教育委員会文化部文化振興課編『古代山城屋嶋城』 パンフレット

2007 年度 南嶺南西斜面外郭線石垣整備事業

2008 年 3 月 高松市教育委員会『屋嶋城跡 II』

2004～06 年度の調査事業の成果報告

南嶺の城門と石塁

2010 年 10 月 16 日『古代山城日韓シンポジウム～瀬戸内・日本・東アジアからの視点で屋嶋城の実像にせまる～』、高松市教育委員会

2011 年 3 月『高松市内遺跡発掘調査概報―平成 22 年度国庫補助事業』

史跡天然記念物屋島―屋嶋城跡浦生地区―

浦生石塁を 7 世紀後半のものと確認

2012 年 3 月『高松市内遺跡発掘調査概報―平成 23 年度国庫補助事業』

史跡天然記念物屋島―屋嶋城跡浦生地区―

石塁ではなく土石による構築

「参考資料」に示す如く、主要施設として、南嶺山上の一部を取り巻く城壁、北嶺と南嶺の接する西の谷を塞ぐ浦生の城壁(水門あり。城門あるか)、南嶺南西斜面に位置する城門、南嶺の 2 か所の水門、南嶺山上の貯水池が検出されている。

また、7 世紀後半期の史書には現われないが讃岐国府背面に造営された城山の山城は、今後の分布調査と発掘調査が必要である。

(3)屋島の歴史文化を知るための 3 つの文献

古代・中世の高松や屋島の歴史文化遺産を知るための書として、最近次の 3 書が刊行されている。

市村高雄・上野進・渋谷啓一・松本和彦編『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像』上、岩田書院、2009 年

屋島風土記編纂委員会編『屋島風土記』、屋島文化協会、2010 年

香川県埋蔵文化財センター編『讃岐国府の時代』、香川県埋蔵文化財センター、2011 年

渋谷啓一「古・高松湾と瀬戸内世界」(『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像』上)は、備讃瀬戸の要地としての古代・中世の高松の湊と高松平野の歴史的特徴を記している。

第1章 調査の経緯と経過

第1節 調査の経緯

屋島は昭和9年11月10日に

「瀬戸内海火山脈ノ特有熔岩トシテ知ラレ世界的ニ稀有ナル古銅輝石安山岩ヨリ成レル南北ニ長キ熔岩臺地ニシテ遠望屋根状ヲ成シ山容雄偉ナリ頂上ハ平夷ナレドモ四周絶壁ヲ繞ラシ地形上『メサ』ノ標識的ナルモノトシテ其ノ名ヲ知ラル又頂上近キ處ニ露出スル通称『疊石』ハ板状節理ノ最モ美ナルモノトシテ著名ナリ

山上ニ立チテ眼ヲ放テバ西方水邊ニ近ク高松市ノ城櫓家屋ヲ望ミ海上ニハ大小ノ島嶼浮ベルヲ見ル其ノ一帯ノ地ハ史蹟ニ富ミ天智天皇6年外寇防備ノ為メニ築カレタル山城ノ一ナリ又唐僧鑑真ノ創建ト傳フル屋島寺アリ壽永3年平宗盛等安徳天皇ヲ奉ジテ此ニ據リ源氏2氏ノ接戦セシ所ニシテ古戦場トシテ世ニ知ラル」

との理由で史跡天然記念物に指定された。史跡天然記念物として指定された当時は、歴史的にも有名で風光明媚な場所であったが、高松市中心部から近いこともあり、戦前戦後を通じて住宅・道路等の開発がなされ、特に昭和35年以降の高度経済成長期においては、周辺地域と同様に都市計画区域に指定され、これらの地域を中心に公共事業をはじめ各種の施設整備がなされた。その後、昭和51年に現行の史跡天然記念物屋島保存管理計画が策定され、その保護が図られてきたが、過去20年間の現状変更件数は年平均約150件と多く、時代時代の各種の要請を受け、わずかづつではあるが屋島はその姿を変えてきた。このような変化の結果、史跡天然記念物として国の指定を受けてから約60年を経、指定当時に比べ屋島の変貌は著しく、往時の姿を失いつつある。屋島の近年の人口増加数をみても、今後もその傾向は拡大していくことが予想され、文化財屋島の保存は深刻な状態にあるといえる。このような状況において屋島の有効な保存並びにその活用は、文化財保護法に照らし合わせても文化都市高松市にとって緊急な社会的課題であり、早急に屋島の適正な保存と整備に関する指針づくりが求められていた。

このような情勢の下、高松市は有識者・高松市関係者を中心に高松市史跡天然記念物屋島保存整備等基本構想策定委員会を設置し、各種の協議を行い、屋島の適正な保存と整備に関する指針づくりを行った。その成果は平成7年3月に『高松市史跡天然記念物屋島保存整備等基本構想』としてまとめられている。その中で、屋島に所在する文化財は歴史的価値の高いものが多く存在し、史跡の指定理由の構成要素にもなっている。しかしこれらの文化財は正式な発掘調査を行ったものが少なく、保存・整備を図るには情報量が不足していることから、平成7年度より史跡天然記念物屋島基礎調査事業として分布調査・確認調査を実施し屋島に所在する文化財の情報収集を行っている。

第2節 調査の経過

史跡天然記念物屋島基礎調査事業について、初年度の平成6年度は、次年度以降の調査で使用する詳細な地図を作成するため、屋島全域の航空写真を撮影した。確認調査は次年度の平成7年度から開始し、平成13年度まで行った。当初の予定は、平成13年度で確認調査を終了し、平成14年度に調査成果を報告書にまとめ、調査を終了する予定であったが、事業期間の後半に、北嶺千間堂跡の仏堂礎石を確認したほか、屋嶋城の城門遺構を確認するなど調査成果の大きな進展をみた。このため、文化庁ならびに香川県の御理解を頂き、平成15年度から、屋嶋城の確認調査に絞って継続する予定となっている。

これまで、屋島に所在する文化財は、史実として残っていないながら、その実態が不明なものが多くあったが、平成7年度からの史跡天然記念物屋島基礎調査事業によって、その実態がかなり明らかになってきたものと考えられる。とは言え、まだ解明すべき点は多くあり、調査目的である屋島に所在する文化財の適正な保存と整備ができるだけの基礎資料を得られるよう努力していきたい。なお、各年度の事業内容・調査成果の概要については次の一覧表を参照されたい。

年 度	事 業 内 容		成 果
7	南 嶺	屋島寺北側試掘調査	集石遺構（室町時代）を3基確認した
8	南 嶺	屋島寺北側試掘調査 （第1調査地点）	屋島寺に關係する土塁（室町時代）を確認した
	長 崎 鼻	長崎鼻地区試掘調査 （第2調査地点）	長崎鼻古墳前方部で葺石を確認した 鯨の墓周辺では遺構・遺物確認できず
9	南 嶺	屋島寺南東部試掘調査 （第2調査地点）	弥生土器の包含層を確認した 古代から中世と考えられる柱穴を確認した
	長 崎 鼻	長崎鼻古墳試掘調査 （第1調査地点）	古墳全域に葺石を確認 盗掘を受けた主体部確認
10	北 嶺	山上部試掘調査（第2調査地点）	鎌倉時代と考えられる石列を確認した
	長 崎 鼻	長崎鼻古墳試掘調査 （第1調査地点） 長崎鼻古墳現地説明会（H11.3.27）	くびれ部において良好な葺石確認 主体部において阿蘇熔結凝灰岩製舟形石棺確認
11	南 嶺	北斜面テラス状遺構試掘調査 （第1調査地点） 北斜面テラス状遺構石積実測	土塁中から古代の須恵器片を確認したが、版築等は確認され なかった 石積の図化
	北 嶺	山上部試掘調査（第2調査地点） 山上部分布調査	10世紀を中心とする遺物が多量に出土 基壇をもつ礎石建物、集石遺構他確認
	全 体	文化庁加藤調査官現地指導 調査概報作成	北嶺において他に遺構がないか詳細に分布調査を実施する ように指示された 本文58P（うち屋島18P）×300部印刷・発行
12	南 嶺	北斜面テラス状遺構試掘調査 （第2調査地点） 西南斜面石積遺構試掘調査 （第3調査地点）	版築は確認されなかった（古代に属する遺物無）
	北 嶺	山上部礎石建物・集石遺構他2箇所の試掘 調査（第1調査地点）	基壇集石中から仏具である多口瓶が3個体分出土
	全 体	京大大学上原教授現地指導 文化庁臼杵調査官現地指導 調査概報作成	北嶺礎石建物跡は多口瓶の出土から寺院遺構、集石遺構は火 葬墓であるとの教示を得た 北嶺礎石建物跡周辺の整備の検討を指示された 本文32P（うち屋島9P）×300部印刷・発行
13	南 嶺	西南斜面石積遺構試掘調査 （第1調査地点）	城門遺構を確認した。床面からは排水溝、柱穴を確認。城門 北側には張り出し（雉城）をその一部から上部構造を想定で きる柱溝を確認した
		福岡大学小田教授現地指導	確認された遺構は城門遺構であり、その形態から屋島型城門 遺構であるとの教示を得た
		血の池南側駐車場試掘調査 （第3調査地点）	出土遺物の大半は屋島寺に伴う遺物であるが、最下層からは 屋嶋城に關係する可能性のある土師器・須恵器などが少量出 土
	北 嶺	西南斜面遺構周辺地形測量 礎石建物跡周辺試掘調査 （第2調査地点） 千間堂跡現地説明会（H13.11.11）	柱穴と考えられるピットを確認したが、当初想定した僧坊な どの大規模建物は認められず、小規模な建物遺構しか復元で きない 180名の参加を得た
14	全 体	調査概報作成	本文32P（うち屋島11P）×300部印刷・発行
	全 体	整理事務 千間堂跡出土鉄製品（鉄釘）保存処理 委託 基礎調査事業報告書刊行	

第1表 史跡天然記念物屋島基礎調査事業調査一覧表

第1章 調査に至る経緯と経過

第1節 調査の経緯

屋嶋はその全域が昭和9年11月10日に国の史跡天然記念物に指定され、これまで指定域内における保護が図られてきた。しかし、指定から60年余りが経過し、指定当時とは屋嶋の変貌は著しいことから、屋嶋の有効な保存並びにその活用は、文化財保護法に照らし合わせても文化都市高松市にとっても緊急な社会的課題であり、早急に屋嶋の適正な保存と整備に関する指針づくりが求められていた。

このような情勢の下、高松市は平成5年4月に有識者・高松市関係者を中心とする「高松市史跡天然記念物屋嶋保存整備等基本構想策定委員会」を設置し、屋嶋の適正な保存と整備に関する指針づくりを行った。その成果は、平成7年3月に『高松市史跡天然記念物屋嶋保存整備等基本構想』としてまとめられた。その中で、屋嶋に所在する文化財は歴史的価値の高いものが多く、史跡指定理由の構成要素にもなっている。しかし、これらの文化財は正式に発掘調査を行ったものが少なく、保存・整備を図るには情報量が不足していることから、平成7年度より史跡天然記念物屋嶋基礎調査事業として分布調査・確認調査を実施し、屋嶋に所在する文化財の情報収集を行うこととなった。

第2節 調査の経過

史跡天然記念物屋嶋基礎調査事業による確認調査については、平成7年度から平成13年度まで実施し、一定の成果を上げた。まず、屋嶋の先端に所在する長崎鼻古墳では、葺石で覆われた3段築成の墳丘と、後円部にある竪穴式石槨から阿蘇熔結凝灰岩製の舟形石棺を確認した。古墳被葬者は、調査成果と従来からの見解を併せて海上交通に関係した人物が想定され、その交流範囲は広域に渡っていたものと想定される。

北嶺山上では、今は、南嶺にある屋嶋寺が鑑真によって創建されたという伝承をもつ、「千間堂跡」において、平成11年度に行った分布調査により土壇をもつ礎石建物跡を確認した。翌12年度に行った土壇部の確認調査では仏具である須恵器多口瓶を確認し、北嶺に寺跡が存在していたことを実証した。13年度には、周辺部の確認調査を実施したが、礎石建物跡を超える建物は認められなかったことから、この建物が仏像を安置するための仏堂であると判断した。

屋嶋城跡については、以上の遺跡と併行して確認調査を実施していたが、古代山城という遺跡の規模が広大なことに加えて、後世の屋嶋寺に関する遺構が重複していること、古代山城の外郭線に通有な工法である版築技法が認められないなど、屋嶋城の存在を実証する資料に乏しい状況があった。そのような中、平成10年1月に南嶺南西斜面において、地元の歴史愛好家である平岡岩夫氏によって石塁を中心とする外郭線が発見された。有識者の鑑定の結果、屋嶋城跡を考える上で重要な遺構との評価は得られたものの、古代とする確証が得られなかった。その後、分布調査を実施し、防御背面にあたる東側斜面においても内托土段の外郭線を確認し、これまで北斜面や南斜面で確認されている内托土段の遺構と併せて考えると、自然の要害である断崖を利用し、断崖が途切れる緩い斜面や谷部には人工的な構造物が構築されており、他の古代山城と同様に山上近くを巡る外郭線が存在することを確認した。平成13年度には、先に発見されていた南西斜面外郭線の北端で、国内では最大級の規模をもち、床面構造は階段状を呈する特異な城門遺構が確認され、『日本書紀』に記述のある屋嶋城の存在を確固たるものとした。平成14年度にはそれまでの確認調査成果をまとめ『史跡天然記念物屋嶋・史跡天然記念物屋嶋基礎調査事業調査報告書Ⅰ-』を刊行した。

このように平成13年度までの確認調査で、長崎鼻古墳・千間堂跡については一定の成果を上げることができた。しかし、屋嶋城跡については、確認した城門を含め構造解明が十分ではないことから、さらなる確認調査が必要な箇所として城門・南水門・浦生石塁を選定し、香川県教育委員会の指導も

得て、3箇年の調査計画を立て、平成15年度から調査を実施する運びとなった。3箇年の調査計画に基づいて、初年の平成15年度は城門の調査を実施し、2年目の16年度には南水門の調査を実施した。さらに、確認調査の成果について各分野の専門家からの指導を得るため、有識者で構成された「屋嶋城跡調査検討委員会」を設置した。委員会の初回会合から、城門を含めた南西斜面外郭線石垣の早急な解体・積み直しや屋嶋城跡の構造解明調査の継続等、活発な意見が出された。このような状況から再度、計画を練り直すこととなり、屋嶋基礎調査事業を平成25年度まで継続することとなった。また、南西斜面外郭線石垣については、平成19年度から整備事業を開始した。

第3節 屋嶋城跡調査検討委員会の記録

屋嶋城跡調査検討委員会はこれまで下記に示すとおり3回の委員会を開催し、各委員から整備方針・調査計画等に有益な指導をいただくと共に、また、各委員会会議には下記の方々にオブザーバーとして出席していただき有益な指導を得た。

屋嶋城跡調査検討委員会

委員長	丹羽佑一	香川大学経済学部教授
副委員長	亀田修一	岡山理科大学総合情報学部教授
委員	石松好雄	下関市考古博物館館長
委員	狩野 久	元岡山大学文学部教授
委員	箱崎和久	独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所研究員
委員	吉田重幸	元香川大学農学部教授

オブザーバー

玉田芳英	文化庁記念物課文化財調査官（第1回）
山下平重	香川県教育委員会文化行政課主任（第1～3回）
西田一彦	関西大学名誉教授（第3回）

第1回委員会 平成16年11月30日（火）現地調査指導、委員会会議

第2回委員会 平成18年1月20日（金）現地調査指導、委員会会議

第3回委員会 平成19年2月14日（水）現地調査指導
15日（木）委員会会議

(4)近世の讃岐・東讃における学問の伝統

白鳥神社の神官として京より下ってきた卜部氏の猪熊兼古以来の猪熊家の伝統を受け継いだ猪熊信男、平田派国学を学び多和神社社家から高松藩講道館皇学少教授、金刀比羅宮禰宜となり幕末期から明治期において多くの学者と交流をもった松岡調など、近世以来の学問の伝統をもとに、近代においても歴史文化資源の収集・研究が行われてきた。また、高松藩松平家の学問の伝統も重要で、その遺産の一部は、高松松平家資料として香川県立ミュージアムに伝えられている。高松藩第5代藩主松平頼恭の命で作られた「衆鱗図」「衆禽画譜」「衆芳画譜」「写生画帖」など博物学資料として重要である。

(5)高松・讃岐から日本を見直す

高松・讃岐から日本を見直すという姿勢が重要である。高名な明法家や真言宗・天台宗の成立・展開を担った高僧の出身地であった讃岐の学問の土壌、平賀源内・柴野栗山のような学者を輩出した讃岐の近世学芸の伝統には誇るべきものがある。

白村江での敗戦の後の防衛拠点としての屋島城、源平の合戦で平氏の拠点とされた屋島・檀ノ浦、中世の瀬戸内海交易の拠点の一つであった方本(かたもと。古高松)、その後背地としての高松平野がある。

4 屋嶋城そして古代山城を考えなおす課題

4.1 対唐・新羅戦争遺跡としての古代山城

(1)百済復興策・白村江の戦いの敗北と対唐・新羅対策についての諸研究

白村江の戦いと古代山城築城の経過については、例えば屋嶋城に関わる次のような狩野久氏の報告で、周知されている。

狩野久「瀬戸内山城の時代・築造から廃止まで」

高松市教育委員会「古代山城日韓シンポジウム」2010年10月16日

狩野久「日本書紀から読み解く古代山城」

高松市教育委員会平成23年度連載講座「古代山城 屋嶋城跡から歴史と地域を考える」2011年11月6日

7世紀後期の唐・朝鮮三国との国際関係については、鈴木靖民氏の次のような研究があり、学界の共通認識の基盤を成している。

鈴木靖民「七世紀東アジアの争乱と変革」

「百済救援の役後の日唐交渉―天智紀唐関係記事の検討―」

「七世紀後半の日本と東アジアの情勢―山城造営の背景―」

『日本の古代国家形成と東アジア』、吉川弘文館、2011年

さらに、7世紀後半期の政治史・対外関係史は、吉村武彦編『大化改新と古代国家誕生―乙巳の変・白村江の戦い・壬申の乱』別冊歴史読本(新人物往来社、2008年)所収の次の論考が、わかりやすく説明している。

森公章「律令国家形成への動き」

森公章「白村江の戦い―戦略・戦術―」

市大樹「軍国化と支配地域」

大橋信弥「中大兄執政と近江遷都」

小田富士男「改革・白村江以後の防衛施設」

第40回古代山城研究会例会「激動の七世紀史からみた古代山城―東アジアの動乱から古代国家成立まで―」(2009年9月5日・6日)で、国際関係と山城についての次のような報告がなされている。

狩野久「山城と大宰・総領と「道」制」

倉本一宏「白村江の戦い・壬申の乱と日本の国家形成」

熊本県・熊本県教育委員会主催「鞠智城東京シンポジウム」古代山城鞠智城を考えるⅡ『東アジアの中の古代鞠智城』(2010年8月8日)で、山城と国際関係について次のような報告がなされている。

笹山晴生「日本古代史と鞠智城」

五百旗頭真「東アジア国際関係の中の白村江の戦い」

鈴木靖民「7世紀日本の国家形成と東アジア～鞠智城造営の背景～」

(2)日本古代における民族的複合・多元構造

これらの最近の研究により、ここで今、古代山城と国際関係史・律令国家形成史の関わりについて敢えて贅言を呈する必要はないが、一つ論点を提示しておきたい。

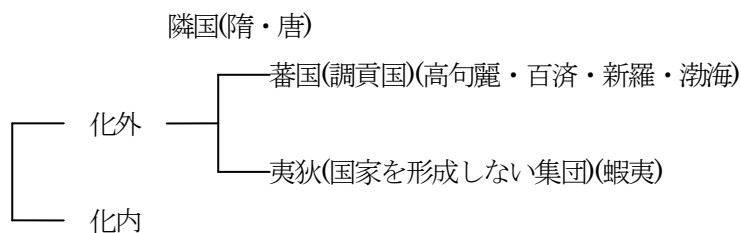
石上「古代東アジア地域と日本」『日本の社会史』1、岩波書店、1987年

未開社会・文明化途上社会の文明化においては、常に周辺の先進文明の摂取がなされたが、その場合には多くの場合、民族的・部族的複合状況が生み出された。倭人社会が、朝鮮半島文化、朝鮮半島を経由した中国大陆文化を摂取することにより(戦争による摂取も含む)、4世紀から6世紀にかけて文明社会化し、国家形成を推し進めたことは周知のことである。

また、前近代社会においては、異民族や異部族を国家内に取り込む、あるいは国家構造の部分とする、さらに多様な形態で他民族・他国家を隷属させる帝国型の国家が、究極の形態として、地域世界ごとに存在した。帝国型国家に服属する国家も、常に自らが帝国となる可能性と期待を維持していた。特に古代においては、民族的複合状況・民族的多元性が、国家成立過程における常態として考慮されねばならない。

日本の古代国家成立・展開期における民族集団(エスニック・グループ)の複合・多元構造を考える必要がある。近現代における国民国家の一民族一国家の建前の虚構性、あるいは変質(絶えざる複合化と一元化)への認識を前提とした民族概念が必要となる。

倭国が6世紀末から構想した国家像は、次のような帝國的領域構成であった。



また、化内の地に居住する諸民族集団があった。

- A 北海道内部・本州・四国・九州・南島に居住する集団 1 蝦夷 2 隼人 3 南島人 4 国栖(くず)
- B 本州・四国・九州・南島外から移住・帰化してきた集団
- | | | |
|----------|---------------------------------------|-------|
| a 中国系 | a1 隋唐以前の王朝を出自とするもの | a2 唐人 |
| b 朝鮮半島系 | b1 百済人 b2 高句麗人 b3 新羅人 b4 加羅人 | |
| c 北東アジア系 | 粛慎 | |
| d その他 | 東南アジア人、インド人、ペルシャ人など | |

Bb は、朝鮮三国及び朝鮮半島南端の加羅を出身地とし5～7世紀に数次にわたり日本列島に移住してきた諸集団で、一般民衆から王族まで各階層を含んでいた。日本での定住地には、百済・高句麗(貊)・新羅・加羅(辛)に因

んだ地名・神社が現在でも残っている。5 世紀に秦韓系(新羅系)の秦(はた)氏が来住し、山背を中心に定住した。次いで、5 世紀末から 6 世紀前半に加羅や百済から漢(あや)氏や新漢人(いまきのあやひと)の諸集団が来住し大和や河内を中心に定住した。6 世紀前半には王仁を祖とする西文(かわちのふみ)氏、6 世紀半ばには百済系の王辰爾を始祖とする一族が来住し、河内に定住した。7 世紀後半には、百済・高句麗の滅亡の前後に、王族・貴族を中心に多数の百済人・高句麗人が亡命してきた。弘仁 6 年(815)撰『新撰姓氏録』は、平安京と畿内の中国・朝鮮佐系の氏族を諸蕃に分類し、漢・百済・高麗(高句麗)・新羅・任那(加羅)の 5 つの出自にわけて収載する。漢の中には、8 世紀に来日して留住した唐人のほか、5~6 世紀に来住した秦・漢の出自を主張する秦氏・文氏・漢氏系の氏も含まれている。諸蕃の氏の数、同書収載の 1182 氏のうちの 326 氏(うち、11 氏は 8 世紀来住)を占め、また「未定雑姓」の中にも諸蕃系 48 氏が含まれ、皇別・神別中にも諸蕃系がいるので、9 世紀初めの京畿内の氏の 3 分の 1 は中国・朝鮮系の出自をもつ民族集団であったことがわかる。もちろん、それら民族集団は、すでに民族言語を放棄し、倭人に同化していたと考えられる(書紀言語としての漢語は共通語として保持していた)。京畿内の氏の名の 3 分の 1 が、中国・朝鮮系である状況は、すでに 8 世紀初頭には確立していたと推定される。

白村江の戦いの敗戦後の山城造営には、『日本書紀』天智天皇 4 年(665)8 月条に「遣 2 達率答【火+本】春初 1、築 2 城於長門国 1、遣 2 達率憶礼福留・達率四比福夫於筑紫国 1、築 2 大野及椽二城 1」とあるように、亡命百済人の果たした役割が大きい。

(3) 百濟復興と対唐・新羅戦争

石上「古代東アジア地域と日本」

「大国」として隣国を形式的に統御することを通して大王権力の確立を目指した倭国であったが、新羅の唐への臣従の深化とそれによる倭の形式的支配秩序からの離脱、642年の百済の加羅(任那)地域占領、654年(永徽4・白雉4)に唐の高宗から遣唐使高向玄理に授けられた孝徳宛ての高句麗・百済の新羅侵攻に対して「兵を出して新羅を援けよ」との璽書(『新唐書』巻220・列伝145・東夷・日本。『善隣國宝記』上(『続群書類従』巻879)白雉五年条所引「唐録」参照)に現われた唐による倭国の「大国」の地位の否定により、存続の危機に瀕していた。

唐軍は、658年、高句麗に侵攻し、660年には百済に侵攻し新羅と挟撃して扶余を陥し義慈王を捕え熊津都督府を設置した。

百済遺臣鬼室福信は抵抗を続け、661年(斉明7)、倭国に質として滞在していた王子余豊璋と倭国の「救軍」を迎え、662年(天智元年)5月に余豊璋を王とした。倭国は、既に661年(斉明7)9月に余豊璋を百済に衛送するにあたり、太子中大兄は、織冠(大化5年(650)2月冠制の第一位・第二位が大織冠・小織冠)を受けて、倭王の臣下とし、さらに倭人の妻を娶らせていた。

倭国は、百済滅亡と唐への全面的臣従の危機のもとで、起死回生の策として、百済領内で抵抗を続ける鬼室福信らの勢力を「救軍」(斉明天皇6年12月庚寅(24)条)の派遣で援助し、質王子余豊璋を百済王に冊立し、対百済・高句麗の二正面作戦をとらざるを得ない唐・新羅軍の間隙をついて両国を排除して百済復興を実現し、朝鮮半島南部での覇権を再確立することを目指していた。

唐軍が、百済平定後、主力を百済から撤収して、661年新羅と共に高句麗侵攻を再開すると、鬼室福信ら百済復興勢力は錦江中流域の熊津を包囲し、同5月には余豊璋を王に迎えて優位に立った。しかし、662年に高句麗侵攻を中止した唐軍は、663年(天智2)再び新羅とともに百済を挟撃し、錦江下流の百済復興勢力の本拠周留城を攻撃し、8月錦江河口の白村江に倭の水軍を迎撃してこれを破り、9月には周留城を陥し、百済復興軍と倭軍を壊滅させた。余豊璋は、高句麗に逃亡した。また、百済遺臣で倭国へと亡命したものも多かった。665年(天智4)に大野城・基肆城築造を命じられた憶礼福留も、663年(天智2)に倭国に亡命してきた者である。

大敗北を喫した百済復興の企てであったが、敗北を機に、倭国は、唐・新羅の侵攻を防ぐために急速な軍事防衛体制の整備と国制変革へと向かった。664年(天智3)、対馬嶋・壱岐嶋・筑紫国等に防(さきもり)と烽(のろし)を置き、水城を築造し、665年(天智4)八月に長門国に城、筑紫国に大野城と基肆城を築造し、667年(天智6)倭国に高安城、讃古国山田郡(当時は評)の屋嶋城、対馬国の金田城を築造した。すなわち、664年から数年の間に、一斉に北九州、瀬戸内海の南北に山城を造営したのである。

唐との関係は、665年(唐・麟徳2)8月の熊津における唐勅使劉仁願の立会で取り交わされた熊津都督扶余隆(前百済太子)と新羅文武王との和親の盟約(『三国史記』新羅本紀・文武王5年条。『冊府元龜』外臣部・盟誓の高宗麟徳2年8月条、『旧唐書』卷199上・列伝149・百済伝)が行われ、唐による百済領保全が図られた。

倭国は、天智のもとで、唐が新羅の百済領進出を防ぐために倭国との戦後処理による関係修復を図っていることを了解のうえで、新羅と唐との軍事的摩擦、唐・新羅・高句麗の紛争による軍事的危機の波及を想定して、築城による防御体制構築を並行して進めていたと考えられる。

『日本書紀』天智天皇7年(668)10月条に、「大唐大將軍英公、打滅高麗」と高句麗滅亡の報が記されている。しかし、その後も、高句麗遺民の来航は度々なされている。

倭国は、辺遠の地であるが故に結果として唐の侵攻を受けることなく、唐は帝国秩序の回復のために倭国との武力圧力を背景にした修好を進めたため、また新羅も唐と倭国との二正面作戦をとることを拒まず和親を求めてきたので、白村江の戦い以後の朝鮮半島の動乱にも、本土侵攻を受けることなく生き延びることができ、律令国家の完成に突き進むことができた。白村江の戦いの直後から倭国との接触を求めている唐、唐との対抗上、倭国との関係修復を求めている新羅にとっても、北九州から瀬戸内海に急速に設置された城塞群は、軍事行動による倭国征服が容易なことではないことを示すことができたかも知れない。

古代山城は、このような倭国の対唐・新羅戦争の継続の可能性、百済遺民や高句麗滅亡後の内紛、唐と新羅の朝鮮半島での領地争いなどに対して、倭国本土への唐・新羅の侵攻を防ぐために築造・維持された戦争遺跡であ

る。烽も、敵の侵攻を伝える戦争に関わる通信装置であった。

663 年の白村江の敗戦により百済は滅亡した後、百済王族余自信や鬼室集斯らの貴族・官人以下多数の百済人が亡命し、倭国に残留していた王子善光と共に、百済亡命集団を形成し、671 年(天智 10)に天智 3 年冠制により、余自身以下 70 人弱が大錦下(令制の従四位相当)以下に叙せられ、ついで持統 5 年(691)正月頃、余善光に倭国の位階が与えられ「百済王」が姓となり、百済王族以下の亡命集団は倭国の貴族・官人体制の中に組み込まれることとなった。かくして、倭国に中国文明を伝える橋渡しをした百済は、日本に渡った貴族・官人・百姓として伝えられることになる。

4.2 屋嶋城・屋島の歴史文化遺産としての活用の課題

(1)古代山城としての屋嶋城の理解の深化の必要性

瀬戸内沿岸山城群との総合的把握が必要となる。特に、隣接するといってもおかしくない城山山城と、屋嶋城の築造時期、築造工法、建造物、付帯施設などの比較が必要となろう。

中国大陸での城をめぐる戦闘では、飛石、飛梯、撞車、土山を構築して城壁を攻略する光景が描かれている。古代日本での攻城戦は、どのような戦術が想定されて築城されていたのかも考えておかねばならない。

○『旧唐書』巻 199 上・列伝巻 149 上・東夷・高麗伝

貞観 19 年(645)4 月 唐の遼東城攻撃 「列_レ車_レ發_レ石、以_レ擊₂其城₁」(車を列ね石を發し、以てその城を撃つ)

同年 8 月 唐の安市城攻撃 「乃令₃江夏王道宗築₂土山₁、攻₂其城東南隅₁、高麗、亦埤城増雉以相抗、李勣攻其西面、令_レ拋石撞車壞其樓雉」(江夏王道宗をして土山を築か_レ令_レしめ、その城の東南隅を攻む。高麗、亦、城を埤(あつく)し、雉(かき)を増し、以て相抗す。李勣、その西面を攻む。拋石(ほうせき)、撞車、その樓雉(ろうち)を壞(こぼ)つ)

撞車：大漢和辞典 車上に鉄で覆うた撞木を設け、横木に吊して、先端を各方に向はしめるに便にしたもの。飛梯をつき砕くに用ひる。

屋嶋城の場合、

備讃瀬戸の島に構築された城として海峡警護においてどのような戦術上の機能を有していたのか

兵站機能として陸地部にどのような施設があったのか

大野城は大宰府官衙の逃城・倉庫としての機能を有すると想定されるが屋嶋城に対応する官衙群が存在したか

対岸の高松(古高松)の湊、その背後の山の周辺に同時代の公的施設は存在するのか

対岸の異方向条里地帯(小山・南谷遺跡、新田・本村遺跡)は屋嶋城と関連施設と関わりがあるのか

松縄・下所遺跡の南北道は屋嶋城とどのような関係があり、南海道は 7 世紀に遡及するのか

など、特有の検討課題がある。

また、山上の遺構は、全面において調査されている段階ではないであろう。今後の調査の進展が期待される。また、相引川の南北両岸、屋島の東海岸の「檀の浦」から想定される湊・軍団関連遺構の探查も将来、期待される。

戦争遺跡という枠組みを超えた、7 世紀後半期の朝鮮三国文化の影響、瀬戸内海交通・交易、軍事技術・築城

術の基礎となる科学技術水準、南海道・瀬戸内南岸港湾施設(川津も含む)など交通体系の解明、条里地割との関わりなど、多様な課題の設定が必要となろう。

古墳時代に関しては、積石塚古墳が特徴的な石清尾山塊の古墳調査も、技法の開発が必要となるが、検討課題である。

(2)7世紀編年史料集の作成

7世紀史は、日本史料の『日本書紀』『善隣国宝記』、中国史料の『隋書』『旧唐書』『新唐書』『資治通鑑』『天地瑞祥記』『冊府元龜』、朝鮮史料の『三国史記』『三国遺事』など、多様な史書類がある。これらを編年体史料に編纂し、古代山城に関心がある研究者・市民が自由に使えるようにする必要がある。

(3)8世紀以降の屋島の歴史文化・宗教景観の調査・研究

以下に必要な、または期待される調査・研究課題について記す。もちろん、すでに為されていることも多数あると思う。また、近世の城下町空間のことは除外する。

1 高松平野の古代寺院跡の調査研究

『日本霊異記』にも記される仏教の民間展開を考古学的に究明することも重要な課題である。

2 山田郡家・香川郡家・三溪駅家の発見、調査

前田東・中村遺跡、前田廃寺(宝寿寺跡)、平尾遺跡(東西2町弱、南北1町弱で中央北辺に仏堂)、その北方の阿弥陀寺周辺の山城状遺構に注目したい

三溪駅家は、駅家官衙は南面するので、漆原家のあたりが想定される。

3 山田郡田比定地とその周辺の調査の継続

4 山田郡・香川郡条里の調査、直線郡境の考古学的検証

5 香東川扇状地の水利体系の現況記録と歴史的復元

6 屋島寺の創建と展開、北嶺の宗教遺跡の展開の調査研究

7 源平合戦に関する考古学的調査を、屋島・庵治、古高松、志度まで視野に入れて行う

8 調査可能なため池堰堤の考古学的調査

9 中世の方本湊、野原地区の展開、本津川流域、川津に関係する遺跡も重要である。

10 香東川東流の考古学的検証

11 仏生山の宗教的環境の調査

12 仏生山の近世的街区の復元

13 高松平野の中世方形居館の調査

(4)屋島を一つの極とした高松平野の歴史文化的景観の構造化

屋島への関心集中が、他の文化財要素を軽視してしまうことがないように留意し、魅力的な景観要素を顕在化することが必要であろう。

☆屋島活性化基本構想への期待する

☆何よりも戦争遺跡の理解(近現代の戦争遺跡とは異なる視角)、評価の在り方を確認することが重要。これは屋嶋城に限ることではない。屋島は、古代山城だけではなく、古代・中世・近世の史跡・名勝として、溶岩台地としての自然環境系としての要素がある。

○『国史大辞典』（ジャパンナレッジ：JK）

多和文庫

松岡調が明治十八年（一八八五）に、みずから祀官を勤める多和神社（香川県大川郡志度（しど）町志度）の社前の自邸に創設した蔵造りの文庫。別名香木舎（かきのや）文庫。調は明治五一二十八年金刀比羅宮禰宜を勤め、同宮を舞台に、神社での公務のかたわら学者・文人とも交わり、郷土研究、典籍の研究・蒐集、書画・考古遺物の蒐集に努めた。現在、文庫には重要文化財の「弘福寺（ぐふくじ）領讃岐国山田郡田図」、『正倉院文書』二点、銅鐸をはじめとして、文書・典籍・古画、棟札・銭幣などの古器物を多数収蔵し、明治二十四年撰文の多和文庫碑がある。典籍約二千部と文書などは幕末・明治期の個人の蒐書としては有数のもので、神祇・法制・記録・文学などの古写本・新写本や明治期の手沢本からなる。調の多数の論文・著述や『年々日記』百五十四冊も伝えられている。『多和文庫書籍目録』（大正初年）、『多和文庫蔵書目録』（昭和初年）があり翻刻されている。国文学研究資料館が総合調査を行い、文書・日記・稿本類を除いては同館のマイクロフィルムで閲覧できる。〔参考文献〕香川県教育委員会編『多和文庫典籍類緊急調査報告書』一、『新編香川叢書』、佐藤恒雄他「多和文庫蔵書目録」（『言語と文芸』七九・八一）（石上 英一）

松岡調 まつおかみつぎ

一八三〇 - 一九〇四

幕末・明治時代の神官、神道家。天保元年（一八三〇）七月二日、讃岐国に高松藩士佐野正長の子として生まれる。はじめ信正、ついで春祐（はるとき）・美都岐と名乗り、滄溟・香木舎（かきのや）と号した。高松藩主松平頼恕の侍講友安三冬につき国漢典籍を学ぶ。画・和歌も学ぶ。梶原景紹『讃岐国名勝図会』（巻一―五は嘉永七年（一八五四、安政元）刊）の刊行事業に参加し多数の挿絵を描いた。嘉永三年多和神社（香川県大川郡志度町。志度寺の地主神）の神主松岡寛房の養子となる。慶応元年（一八六五）五月国学平田派入門。同二年八月寛房のあとを承けて神主となる。明治二年（一八六九）正月より神仏分離に際し東讃の神社の神体の調査を行う。同年牟礼村の神籬王墓の修復を頼恕に建白し翌三年完成（多和文庫蔵『神籬王御墓御修補留』）。同年十二月高松藩講道館皇学少教授、同四年十一月高松県学校教授。同五年正月国幣小社（のち中社）事比羅神社（金刀比羅宮、香川県仲多度郡琴平町）禰宜。同二十七年従八位下。同二十八年五月、日清戦争に伴い朝鮮・遼東半島などへの神道拡張を図ったとして金刀比羅宮宮司男爵南光利らが免職された事件に連坐して同宮禰宜を免職され下野。同三十年九月兵庫県国幣小社伊和神社宮司、同三十五年一月香川県国幣中社田村神社宮司、同三十七年十二月十七日病没。七十五歳。金刀比羅宮を舞台に、神社での公務や東京・四国・九州への出張のかたわら、小杉楹邨（すぎむら）などの学者・文人とも交わり、郷土研究、典籍の研究・蒐集、書画・考古遺物の蒐集に努めた。蒐集した「弘福寺領讃岐国山田郡田図」などの文書・典籍・古器物は多和神社の邸内に明治十八年に蔵造りの多和文庫を設け収蔵した。『中臣宮処連氏本系帳考証』『讃岐官社考証』『伊予官社考証』『新撰讃岐国風土記』『多和叢書』『香木舎雑記』などの論文・著述や史料集が多数ある。また、文久四年（一八六四、元治元）から明治三十五年に及ぶ日記『年々日記』百五十四冊がある。その内容は、幕末の聞書と明治初期の高松の情勢、廃仏毀釈の実態、金刀比羅宮の運営と国家神道行政、学者・文人との交遊、古物・古蹟や典籍の情報など多岐にわたる。（石上 英一）

○歴史地名大系(JK)

香川県：高松市 > 〔古代〕

白村江の敗戦後の天智天皇六年（六六七）一一月、山田（やまだ）郡に屋島城を築き軍団を配置した。山田郡は現市域の東部にあたり、律令制下の同郡一一郷（和名抄）すなわち殖田（うえた）・池田（いけだ）・坂本（さかもと）・蘓甲（そがわ）・三谷・拝師（はやし）・田中（たなか）・本山（もとやま）・高松・宮所（みやどころ）・喜多（きた）の各郷が市域に比定される。西部は香川郡で同郡一二郷（和名抄）のうち、多配（たへ）・大田（おおた）・笑原・坂田（さかた）・成相（ならい）・河辺（かわなべ）・中間（なかつま）・飯田（いいた）・百相（もなみ）・笠居（かさおり）の一〇郷が市域に比定され、ほかに平城宮跡出土木簡などにみえる原（はら）（幡羅）里もあった。「和名抄」の郷名のほとんどは近世村名・現町名に引継がれていて、郷の分布状況はほぼ復元できる。原里は現成合（なりあい）町原の地と推定され、渡来系氏族秦氏の中心的居住地であったと考えられている。条

里の跡は三条（さんじょう）・六条（ろくじょう）・二条（にじょう）などの地名で残る。天平七年（七三五）一二月五日の**弘福寺領讃岐国山田郡田図**（多和文庫蔵）は香川・山田郡境の条里の中に、大和弘福（ぐふく）寺（川原寺）の墾田が広がっている様をよくあらわしている。古代の官道**南海道**が現市域南部を西進、**三谿（みたに）**駅は山田郡三谷郷内に設けられていたと考えられ、現三谷町原あるいは平石（ひらいし）付近とされる。

田村（たむら）神社（一宮町）は市域では唯一の延喜式内社で讃岐一宮といわれる。和銅二年（七〇九）の創建と伝え、貞観一七年（八七五）には従四位上と昇叙し、鎌倉時代には正一位となったという。古代寺院跡は**坂田廃寺・下司（げし）廃寺・宝寿（ほうじゅ）寺跡・拝師廃寺・高野（たかの）廃寺・山下廃寺・百相（もまい）廃寺・勝賀寺跡**の八カ寺があげられる。平安後期の経塚は鯉宇（かつう）神社・重木（しげき）山・大宮（おおみや）神社・根香（ねごろ）寺・段（だん）の**経塚**が発掘され、養福（ようふく）寺から宝泥塔が出土した。

○文化遺産データベース

弘福寺領讃岐国山田郡田図

平安 1 巻 重文指定年月日:19910621 個人
国宝・重要文化財(美術品)

讃岐国山田郡に所在する弘福寺（川原寺）領の寺田を示した田図で、天平七年（七三五）に作成された原図を平安時代後期に書写したものである。楮紙三紙を継いで書かれ、第一・二紙は料紙を縦長に用い、左上に「□【(山)】田郡□【(林カ)】郷船橋□【(里)】」、右端に「山田香河二郡境」とあり、南を上として、南北二カ所に分かれる寺田をそれぞれ方格の条里の坪で示し、各坪に地目、面積、地品、直米を記す。図中、家地は赤色、畠地は茶色に彩色し、畠地等を田に墾開した箇所は茶色の上に白緑で彩色する。南、北それぞれ図の下に田積、直米、田租等を集計し、北部分の集計について南北の総計を記す。第三紙は料紙を横長に用い、「天平七年歳次乙亥十二月十五日田圖定縁勝」と本図の勘定年紀を明らかにする。また、各紙継目および田積等集計部分には「弘福之寺」朱方印計十三顆を捺している。

本図は、料紙、書風等より、平安時代後期の書写になるものと認められる。弘福寺は平安時代に東寺の末寺となり、十一世紀後半にはその寺領も東寺の直接支配下に入り、それと期を同じくして、その所領の確認、復興が行われているから、本図もその時期に書写されたものと推定される。本図の内容は、他の史料と矛盾がなく、また田積に「束代」の単位を用いるなど古態を存しており、奈良時代の原図の内容をよく伝えた田図として、歴史学、地理学研究上に貴重である。

○岩波日本史辞典

弘福寺【ぐふくじ】

川原寺とも。奈良県明日香村川原に寺院跡が残り(国史跡)、現在も川原寺が続く。661(斉明 7)の斉明天皇の没後、667(天智 6)の近江遷都以前に、#飛鳥川原宮跡に斉明天皇の冥福を祈るために天智天皇により創建されたと推定される。発掘調査により中金堂・西金堂・塔・講堂などの伽藍が発見された。瓦は弘福寺(川原寺)式として白鳳期の標式瓦とされる。寺領・封戸を施入され繁栄したが、9世紀以降衰退し、東寺の勢力下に入り、11世紀には東寺の末寺となった。東寺に伝えられた弘福寺文書には、天平 7 年(735)#**讃岐国山田郡田図**、延暦 13 年(794)弘福寺文書目録、10～11 世紀の免除領田史料である数通の弘福寺牒などが残る。

飛鳥川原宮【あすかかわらのみや】

斉明天皇の宮。655(斉明 1)冬#飛鳥板蓋宮が焼亡して川原宮に移り、翌年、後のちの飛鳥岡本宮を造り、移る。明日香村川原の地にあり、斉明没後、宮の地に川原寺(#弘福寺ぐふくじ)を造営したとみられ、同寺跡下層で発見した石組暗渠はこの宮のものと推定される。

○国史大辞典(JK)

猪熊信男氏所蔵文書

古文書の収集と研究で知られた同氏収集の文書類。猪熊信男は徳島藩主一門蜂須賀喜心の子として徳島に生まれ、香川県大川郡白鳥町白鳥神社猪熊家の養子となり、七高を経て京大工科中退。そのころから和漢の学に関心、古文書・古典籍を愛集し、宮内省図書寮御用掛として京都在勤、戦争たけなわとなり白鳥の自宅に帰る。その文庫を恩頼堂文庫といい、古文書類千二百余点、宸翰類三百余点、古典籍類（国宝『肥前国風土記』以下）数千冊

を数える。戦後経済変革によって若干分散し、晩年昭和三十七年（一九六二）古文書類の大部分を広島大学文学部に譲渡した。古文書類の内容は堂上・武家・僧侶・庶人・経済・特殊・諸状などの分類のほか、氷室（伏原）・進士・中原・山口・持明院家・四天王寺・大乘院など家別もあり、うち『大乘院文書』は長者宣・口宣・宣旨・綸旨・尋尊自筆帳冊など多く、内閣文庫所蔵『大乘院文書』の欠を補うものである。東大史料編纂所に影写本三冊および写真を蔵する。〔参考文献〕福尾猛市郎「広島大学文学部所蔵猪熊文書について」（『広島大学文学部紀要』三一ノ一）、同「猪熊信男氏の追憶」（『日本歴史』一八四）（福尾 猛市郎）

○日本歴史地名大系(JK)

香川県：大川郡 > 白鳥町 > 白鳥新町 >

白鳥神社

〔現〕白鳥町松原

字新町（しんまち）に鎮座する。祭神日本武尊・二道入姫命・弟橘姫命。白鳥神社記（松平文庫蔵）によると、仁徳天皇の時代、一羽の白鳥が三里（さんり）の松原に飛来したが、それはかつて東征の帰途伊勢で没した日本武尊の霊が白鳥と化して西方に飛去ったものであった。そこで勅命により讃岐国造が神祠を建立したという。また「源平盛衰記」巻四四にも「日本武尊、終に崩じ給ふ、御年三十、白鶴と変じて西を指て飛去、讃岐国白鳥明神と顕れ給ふ」とあり、屋島に向かう源義経に白鳥明神の霊験があったという。そのため武神としての信仰を集め、永らく八幡神を祀っていた。細川氏被官安富安芸守により再興されたとみわれ（御領分中宮由来）、天正年間（一五七三―一九二）土佐勢の虎丸（とらまる）城（現大内町）攻めで焼失したが、慶長一〇年（一六〇五）僧増乗が生駒一正の援助で再興、鶴内（つるうち）八幡宮と称したと伝える（「鶴内八幡宮縁起」別宮八幡神社蔵）。寛永国絵図にも「鶴内八幡」として松原の中に社殿が描かれている。寛永一七年（一六四〇）生駒氏改易時の社領二〇石で白鳥八幡ともいわれた（「国中寺社領高書上写」覚城院文書）。

寛永一九年高松藩主として入部した松平頼重は、大内（おおち）郡総鎮守水主（みずし）神社（現大内町）に対する新しい神社勢力として当社を優遇、寛文四年（一六六四）京都吉田神社の祠官で吉田（唯一）神道流のト部兼古（猪熊千倉）を神主として招いた。鶴内八幡の祭神のうち八幡神は西山（にしやま）村別宮（べつくう）八幡神社に移し、改めて日本武尊を主祭神とし、唯一神道として社僧を排除、東隣にあった鶴内寺は解体された。そして近隣に類をみない壮麗な社殿と広大な松原をもつ境内が造営され、白鳥郷全域が氏子となり、社領一〇〇石が改めて寄進された。翌五年にはさらに一〇〇石を加えて帰来（きらい）村で二〇〇石とし、幕府に申請して朱印地とした（「徳川家綱朱印状写」社蔵）。同年白鳥宮之法令（社蔵）が頼重より下され、社領・祭祀・社家・境内・門前町などに関する細かな規定がなされた。その後も歴代藩主の手厚い保護と人々の信仰に支えられ、西の金毘羅と並ぶ繁栄を続けた。天明六年（一七八六）には大修理が行われ、安政四年（一八五七）には北回廊が造られ、四基の大鳥居と赤鳥居が建てられた。社前の東西各三〇間には社域の示を建てて、その間の乗馬を禁じた。また高松藩領内での痛鶴・斃鶴の保護を義務づけ、保護された鶴は郷会所に届け社役人に渡すことになっていたが、面倒な手続きを避けて痛鶴を他所へ追いやったり、夜中に斃鶴を当社内に捨てに来る者もいたようである（高松藩諸達留）。斃鶴は神楽殿裏の鶴塚に埋められた。

「三代物語」に「四月四日・八日春祭。三十日の間市立ち戯場を設け、芝居・見世物等数多、四方より雲集して大いに賑ふ。これを白鳥市といふ。六月晦日より七月朔日、夏越祓。同上。九月四日・八日秋祭。四日神輿行宮へ渡御、八日本宮へ還御、国主より神馬三匹献す。産子村々より色々練物数多引渡す。三十日の間市立ち、並びに芝居・見世物、同上」とある。御改革一件記によると九月の祭礼には三本松（さんぼんまつ）村（現大内町）・松原（まつばら）村・西山村から獅子舞を出し、ダンジリ・前踊が興行された。また松原村では各免場ごとに「大神講」が結成され、毎月、当番の家で講が開かれた。天保七年（一八三六）には引田（ひけた）村（現引田町）に「太々神楽講」がつくられ、太々神楽料として金子五〇両を毎年納めた（日下文書）。元治二年（一八六五）には大庄屋渡瀬平次兵衛らが発起人になって「大内郡太々神楽講」が結成され、郡内より九貫七二三匁余の基金を集め、これで田地を購入し、その年貢米一九石のうち一四石を初穂料および供御料として奉納、残り五石を祝儀雑費に充てて運営した（渡瀬文書）。そのほか寒川（さんがわ）郡の「富貴講」、長尾（ながお）村（現長尾町）の「寿永講」、津田（つだ）村（現津田町）の「白鳥神社講」などが組織された。現在は一〇月六日から八日に秋祭が行われ、獅子頭の代わりに虎頭による舞（県指定無形民俗文化財）が奉納される。国姓爺合戦を題材とした虎退治の趣向になっており、ト部兼古が京都から虎頭を将来したのが起りという。社宝には正恒銘の太刀（国指定重要文化財）、甲冑・石剣などがあり、摂社は五宮神社・三社神社、境内社は青山稻荷神社・戎（えびす）神社。

神主猪熊家は朱印地の支配権を与えられ、門前町の地子も同家に納められた。しかしその力は漸次衰退して藩の介入も多くなり、文久三年（一八六三）には白鳥神領に銀四三〇匁の御用金が賦課されている（渡瀬文書）。神社東隣には広大な敷地をもつ屋敷があり、藁葺の母屋、本瓦葺の表門・長屋門は当時の偉容をしのばせるものでともに県指定文化財。また肥前国風土記（国宝）・紙本墨書周書卷第十一断簡（国指定重要文化財）をはじめ数多くの文書・記録などを蔵する。前掲白鳥宮之法令によると社家は富波・沢野・長束の三家で、三家に支障があれば神主が別に定めた。また神子一人・神楽役三人が毎日社に詰め、社家を含めて神領内から扶持が与えられ、楽人九人には朱印地外で二七石が与えられた。

○国史大辞典(JK)

藤井氏（一）

平野ト部氏の嫡系。ト部氏は平麻呂五代の孫兼忠の子から吉田・平野の二流に分かれ、平野ト部氏は兼国以来、代々神祇官の次官（兼魚まで）と平野社預とを兼ね、また鎌倉時代には兼文・兼方らの学者を出し、『日本書紀』の家と称された。室町時代に入ると吉田流に比べて衰退していったが、吉田ト部氏の肝煎りもあって家が存続できた。宝永六年（一七〇九）兼充のとき猪熊の号を藤井氏に改め、堂上に列した。家格は半家（新家・外様）、家禄は蔵米三十俵三人扶持。明治十七年（一八八四）行道のとき子爵を授けられる。〔参考文献〕『ト部氏家譜』（『神道大系』ト部神道上）（岡田 荘司）

○日本人名大辞典(JK)

猪熊千倉 いのくま-ちくら

江戸時代前期の神職、国学者。慶長7年生まれ。代々、京都平野神社預。寛文4年讃岐(さぬき)高松藩主松平頼重にまねかれ白鳥神社を再興。藩で国学もおしえる。頼重の弟徳川光圀に「大日本史」の資料を提供した。延宝6年11月死去。77歳。京都出身。本名はト部兼古(うらべ-かねふる)。

猪熊夏樹 いのくま-なつき

幕末・明治時代の国学者、神職。天保(てんぽう)6年6月1日生まれ。猪熊浅麻呂の父。家職は讃岐(さぬき)(香川県)白鳥神社の神主。友安三冬(みふゆ)、友部方秀(まさひで)にまなぶ。京都白峰宮(現白峰神宮)の造営につくし、慶応4年の創建とともに宮司となる。明治5年伊勢神宮の神楽改正取り調べを命じられる。23年から京都府立第一高女教諭。大正元年8月7日死去。78歳。号は瑞枝舎。著作に「訂正増註源氏物語湖月抄」など。

○文化遺産データベース

大和国乙木庄条里坪付図

奈良県 鎌倉 1 鋪 奈良国立博物館 奈良県奈良市登大路町 50

重文指定年月日:19910621 独立行政法人国立文化財機構

国宝・重要文化財(美術品)

畿内均等名【きんとうみよう】の事例としても知られた大乗院領大和国山辺郡乙木庄（現、天理市）の鎌倉時代後期の耕地配分状況を示した条里坪付図である。

図は、文書料紙を翻した楮紙九紙を継いで料紙とし、南を上以太い墨線をもって方格の条里を描いている。図中に描かれた条里は一一条七里・八里、一二条七里・八里の計四八坪で、各坪並は千鳥式で表記される。各坪は短冊型の耕地に分割され、佃、名田、屋敷等の種別や名請人、年貢高などの記載があり、これによれば乙木庄四三町一段一〇八歩のうち、領主佃は同庄のほぼ中央部を中心に一町九反を占め、庄民の屋敷は一九か所を数えるが、そのほとんどは半折型である。名田は預所、下司名のみに「名」表記がみえ、他は「善縁」などの人名表記のみで、合計一九人が佃、屋敷各々一反ずつを各人均等に名請しており、これら田地に対する年貢は一律に一石四斗、名田部分は一斗から六斗となっていた。

本図に描かれた乙木庄の歴史的景観は、中央に佃を、東に長屋郷からの式内社である夜都伎【やつき】神社、西に庄民の屋敷聚落と、さらに西方に庄民の耕作田地といった形式で、東から西へ緩い傾斜をもって展開していたことがわかり、これら耕地配分の基本型が条里制に基づくものであることを明らかにしている。

紙背文書はいずれも庄関係のもので、文永二年（一二六五）三月二十日某田地寄進状案など、本図の作成時期を考える上で参考になる文書も含まれる。なお、内閣文庫蔵「大乗院文書」中には、料紙に紙背文書がない点などを除くと内容が注記記載に至るまで全く一致するものが伝来しており、おそらくこのそれをあまり下らない時期に描かれたものであろう。…

○奈良国立博物館収蔵品データベース

やまとのくにおとぎのしょうじょうりつぽつけず

大和国乙木庄条里坪付図

1 鋪 紙本墨書 縦 94.0 横 129.5 鎌倉時代 13 世紀

現在の天理市乙木町付近に、かつて存在した荘園（興福寺大乘院領）の様子を描いた図である。画面むかつて上を南とし、条里の坪付を示す碁盤目状の方格線を描く。坪ごとに南西隅または北西隅に「○条○里○坪」と坪番号が記され、各坪の中央上辺付近には、例えば「木殿之脇」といったような地名が記される。坪の中はさらに縦長の十区画（各区画の面積は一反）に分けられており、それぞれに耕作者の名前と納めるべき税額が記される（税は概ね一反ごとに一斗）。この図で特に目を引くのは二つの鳥居である。これらはともに、この地にかつて存在した春日神社の参道にあった鳥居と考えられる。春日神社の跡地には、江戸時代に夜都伎神社が遷ってきており、画面中央近くの鳥居の位置には、現在でも江戸時代末期に建てられた朱塗りの鳥居がそびえている。なお、本図の紙背には、乙木庄の経営と関連するいくつかの文書が残されている。その一つに文永 2 年（1265）の年紀があることから、本図の作成は文永 2 年以降と分かる。おそらく、それをあまり下らない時期に描かれたものであろう。

収蔵品番号 1282-0 部門 書跡 区分 文書 部門番号 書 128

指定名称 大和国乙木庄条里坪付図 指定番号 文 135 指定年月日 H3.6.21

文献 親と子のギャラリー 古地図を読みとく。奈良国立博物館, 2004, 32p.

○国指定文化財等データベース

善通寺伽藍并寺領絵図

主名称：善通寺伽藍并寺領絵図 指定番号：99 枝番：00 指定年月日：1985.06.06(昭和 60.06.06)

国宝重文区分：重要文化財 部門・種別：古文書 ト書： 員数：1 鋪

時代区分：鎌倉 年代： 検索年代：

解説文： 空海誕生の霊場として著名な善通寺の伽藍ならびに周辺の寺領を描いた絵図である。図は楮紙十二枚を継いで料紙とし、南を上にして東側中央に善通寺伽藍を掲げる。本図の中心をなす善通寺伽藍部分は、建築史上にも注目されるもので、境内を界線にて結界し、中央に唐の青龍寺金堂を模したという二階七間の金堂を描いている。また、仲村・弘田両郷の条里区画をもって示された寺領中には「そうしやう」「田ところ」などの寺僧、庄官や名主名が注記されるほか、三箇所の溜池とそこから導かれた用水が太い墨線によって詳細に描かれているのは、これらの用水が善通寺による一円保の経営にとって重要な意味をもっていたことを表している。図中に描かれた五岳山の山並や樹木などの大和絵様の筆法や、伽藍配置が仁治四年（一二四三）三月二十一日に当寺に詣でた道範の『南方流浪記』の記事と一致するところから考えて、本図は鎌倉時代中期頃の製作になるものとみられる。

なお本図には徳治二年（一三〇七）裏書があるが、筆跡等よりみて、この部分は徳治相論時の追記と認められる。

○国史大辞典(JK)

萩原寺

香川県三豊郡大野原町萩原に所在。真言宗。地藏院ともいう。巨鼈山。『地藏院萩原寺縁起』によると弘法大師空海が千手観音を刻んで阿波国の雲辺寺に安置し、その周辺に四十九ヵ院を開いたという。そのうち中之坊がのち弘安三年（一二八〇）に山から郷坊へ移り、地藏菩薩を安置して地藏院と号し郷名により萩原寺とも称した。室町幕府の有力守護大名細川勝元（讃岐守護）の祈願寺となる。重要文化財として観経曼荼羅図・法華曼荼羅図・『急救章』がある。（木原 溥幸）

○歴史地名大系(JK)

大野原町 おおのはらちょう

香川県：三豊郡 > 大野原町

面積：四九・八二平方キロ

香川県の西端に位置し、北から東は観音寺（かんおんじ）市、南東は徳島県三好（みよし）郡池田（いけだ）町、南西は愛媛県川之江（かわのえ）市、西は豊浜（とよはま）町、北西は燧（ひうち）灘に面する。町域の北三分の一は比較的平坦であるが、南部は南東端に雲辺寺（うんぺんじ）山（九二〇・八メートル）、南西端に大谷（おおたに）山（四五〇メートル）があり、また中部の西端は高尾（たかお）山（四九五・五メートル）と諸山に囲まれてかなり急峻な地形を構成している。杵田（くにと）川の上流域になるが、同川の水系に属する井関（いせき）池・大谷（おおたに）池・豊稔（ほうねん）池など豊富な貯水量を誇る溜池が存在する。前述のような地形的制約から主要道はすべて北端をほぼ東西に走るかたちとなっている。国道一一号・同三七七号、善通寺市と愛媛県宇摩（うま）郡土居（どい）町の伊予土居間に部分開通した四国横断自動車道も、国道とほぼ並行して通る。古墳の分布密度はかなり高く、円墳の椀貸（わんかし）塚は古墳時代後期の巨石墳で、同じく後期に属する平（ひら）塚（円墳）・角（かく）塚（方墳）がある。平安時代末期から鎌倉時代にかけて姫江本（ひめのえほん）庄・姫江新（ひめのえしん）庄が成立、南北朝の動乱の過程で守護細川氏の所領に組込まれていった。細川氏の衰退以後は西讃に勢力をもつ香川氏の支配下に置かれたと考えられる。姫江庄萩原（はぎはら）村の地蔵院（萩原寺）は一五世紀以降寺運が隆盛に向かった。守護細川勝元の帰依を受け手厚く保護されている。近世は豊田（とよた）郡に属し、生駒氏時代を経て寛永一八年（一六四一）以降丸亀藩領となる。生駒氏時代の末期四代高俊の時代に、客臣西島八兵衛が大野原の原野を開墾すべく井関池の築造に着手していた。しかし八兵衛の伊勢津藩への帰藩、その後の生駒家の改易によって工事は中絶。これを引継いだのは上方の豪商平田与一左衛門で、同二〇年井関池の築造と大野原原野の開墾を再開した。井関池の度重なる決壊にもかかわらず開墾は進められ、幕末期に大野原の石高は一千三〇〇石を超え、一美田地帯となるに至る。一方、山間・山麓部に位置する井関・内野々（うちのの）・田野々（たのの）・有木（ありき）・海老済（えびすくい）の諸村は五（ご）ヶ山（やま）と総称され、耕地の拡大にも立地上制約を受けたため、薪の伐採と販売を経済生活の中心とした。明治二三年（一八九〇）大野原村・五郷（ごごう）村・紀伊（きい）村（一部は現観音寺市）が成立。地内では比較的大村であった萩原村・中姫（なかひめ）村はそのまま存続した。昭和四年（一九二九）大野原村に中姫村が合併、同三〇年二月大野原・五郷・萩原の三村が合併して大野原町となり、四月には旧紀伊村のうち木之郷（きのごう）（現観音寺市）を除く地域を大野原町に編入した。

○岩波日本史辞典

令義解【りょうのぎげ】

養老令の官撰注釈書。833(天長 10)完成,834(承和 1)12月 18 日施行。10 巻 30 篇。紅葉山文庫本 7 巻が 19 篇を伝え、神祇令・僧尼令の 2 篇は猪熊本・藤波本・岡谷本により伝えられる。官位令・儀制令首部の広橋本・谷森本もある。＃令集解から職員令等 7 篇を抽出することが可能で、残る倉庫令・医疾令の 2 篇も近世以来逸文が収集されている。体裁は令の各条文を全文引用し、注釈を語句の間に細字双行で加える。明法博士＃額田今足ぬかたのいまたりの上申により、清原夏野・讃岐永直・菅原清公きよともらが編纂に加わり、国家によって令文解釈を公定したもので、詔によって施行され、養老令に準じる効力をもった。〔国史大系〕

令集解【りょうのしゅうげ】

養老令の注釈書。9 世紀半ば、官撰注釈書である令義解を含め先行の諸注釈(令私記)を集成して成立した。＃惟宗直本これむねのなおもと編で、もと 50 巻と伝えられる。現存 35 巻のうち、官位令・考課令第三・公式令第五の 3 巻は本来の令集解ではなく、欠巻を補うために、後に入れられた令私記と考えられる。令各条文を全文引用し、注釈を語句の間に細字双行で書入れ、令義解をまず引用し、次に＃令釈・＃古記・＃跡記あとき・＃穴記などの令私記を引く。古記のみは大宝令の注釈書である。直本自身の説はほとんど見られず、時に〈私〉として注釈する。主要学説を網羅した令文解釈の原点ともいべきもの。13 世紀書写金沢文庫蔵本の転写本が流布。〔国史大系〕

○国史大辞典(JK)

惟宗直本 これむねのなおもと

生没年不詳

平安時代の明法家。旧姓秦公（はたのきみ）。法律文化の栄えた讃岐国に生まれ育ち、元慶元年（八七七）兄直宗とともに本貫を左京六条に移し、同七年惟宗朝臣と改賜姓。弾正少忠・右衛門少志・検非違使右衛門少尉・同大尉・勘解由次官などを経て主計頭となり明法博士を兼ねた。その間多くの勘文（かんもん）を奉り、また私第において律令を講ずべき由の宣旨を賜わっている。著書に『律集解』三十巻・『令集解』五十巻および『検非違使私

記』二卷（藤原時平の嘱による）などがあるが、このうち現存する『令集解』は律令制および律令時代の研究に不可欠の史料である。→律集解（りつのしゅうげ）、→令集解（りょうのしゅうげ） [参考文献] 『大日本史料』一ノ三 延喜七年二月二十八日条、和田英松『本朝書籍目録考証』、同「惟宗氏と律令」（『国史説苑』所収）、滝川政次郎「定本令集解釈義」解題（『日本法制史研究』所収）、利光三津夫他「惟宗直本に関する一考察」（『続日本紀研究』二二一）（虎尾 俊哉）

惟宗直宗 これむねのなおむね

生没年不詳

平安時代前期の明法家。惟宗直本の兄。讃岐国香川郡の人で旧姓秦公（はたのきみ）。元慶元年（八七七）弟直本とともに本貫を讃岐から左京六条に移し、同七年惟宗朝臣と改賜姓。左少史・大判事・能登権介・勘解由次官・播磨大掾などを歴任、その間明法博士を兼ね、従五位下まで昇進している。仁和四年（八八八）阿衡の紛議に際して参議橘広相の罪名を勘申、この後の明法家惟宗氏の基礎をきずいたらしい。編著書不明。 [参考文献] 和田英松「惟宗氏と律令」（『国史説苑』所収）（虎尾 俊哉）

○岩波日本史辞典

令集解 りょうのしゅうげ

養老令の注釈書。9世紀半ば、官撰注釈書である令義解を含め先行の諸注釈(令私記)を集成して成立した。#惟宗直本これむねのなおもと編で、もと50巻と伝えられる。現存35巻のうち、官位令・考課令第三・公式令第五の3巻は本来の令集解ではなく、欠巻を補うために、後に入れられた令私記と考えられる。令各条文を全文引用し、注釈を語句の間に細字双行で書入れ、令義解をまず引用し、次に#令釈・#古記・#跡記あとき・#穴記などの令私記を引く。古記のみは大宝令の注釈書である。直本自身の説はほとんど見られず、時に〈私〉として注釈する。主要学説を網羅した令文解釈の原点ともいうべきもの。13世紀書写金沢文庫蔵本の転写本が流布。[国史大系]

明法道 みょうぼうどう

律令を実際に運用するための法律解釈学、およびこれを教授する学科。9世紀後半頃からこの呼称がみられる。明法博士2名、明法得業生2名、明法生20名からなる。730(天平2)大学寮に明法科が増設され、国家による法律家の養成が始まる。平安時代に入ると、彼らは明法博士や刑部省の大小判事など固有の官職に就くようになり、これらの法律専門家により明法道が発展、継承されることとなる。令集解にみられるように、明法家はそれぞれの学統を形成し、その法律解釈を深化させ、明法家坂上さかのうえ氏のように家学を形成し、「法曹至要抄」「裁判至要抄」などを生み出した。

明法博士【みょうぼうはかせ】

大学寮明法科の教官。相当位は正七位下で定員2名。728(神亀5)律学博士が新設され、後に明法博士と改称された。明法科の学生を教育するとともに、律令格式の法運用と解釈の確定に携わった。9世紀以降、惟宗これむね氏、ついで11世紀以降坂上氏や中原氏の家職として継承された。

○日本三代実録

元慶元年(八七七)十二月廿五日辛卯条

讃岐國香珂郡人左少史正六位上秦公直宗。弟彈正少忠正七位上秦公直本。並改本居隸左京六條。

元慶七年(八八三)十二月廿五日丁巳条

左京人從五位下行下野權介秦宿祢永原。從五位下守大判事兼行明法博士秦公直宗。山城國葛野郡人外從五位下行音博士秦忌寸永宗。右京人主計大充正六位上秦忌寸越雄。左京人右衛門少志秦公直本等。男女十九人。賜姓惟宗朝臣。永原等自言。「秦始皇帝十二世孫。功滿王子。融通王之苗裔也。功滿占星之意。深向聖朝。化風之志。遠企日域。而新羅邀路。隔彼來王。遂使衛足之草。空无仰陽之心。屬天誅伐罪。官軍掃塵。通率百廿七縣人民。譽田天皇十四年歲次癸卯。是焉内屬也。」

○日本大百科全書(ニッポニカ)(JK)

田村神社

香川県高松市一宮（いちのみや）町に鎮座。倭迹迹日百襲姫命（やまとととひもそひめのみこと）、五十狭芹彦命（いさせりひこのみこと）、猿田彦大神（さるたひこのおおかみ）、天隠山命（あめのかぐやまのみこと）、天五

田根命（あめのいたねのみこと）（以上五神を田村大神という）を祀（まつ）る。創建年代不詳、社伝で 709 年（和銅 2）社殿を創建という。祭神について種々伝承されるが、定水（さだみず）大明神と古くより称され、本社奥殿床下に定水といわれる井戸のあることより、古来本社周辺の水田を潤す井戸に対する信仰に発する社（やしろ）とみられる。849 年（嘉祥 2）從（じゅ）五位下、延喜（えんぎ）の制で名神（みょうじん）大社、のち讃岐（さぬき）国一宮、明治の制で国幣中社。例祭 10 月 8 日、ほかに 5 月 8 日の初夏祭、御蚊帳垂神事（おかちょうたれのしんじ）、10 月 8 日例祭後の御蚊帳撤（あけ）神事など特殊神事が多い。【鎌田純一】

○国史大辞典(JK)

讃岐永直 さぬきのながなお

七八三 - 八六二

平安時代前期の明法家。『令義解』の撰者の一人。『令集解』所引「讃記」の著者に擬定されている。延暦二年（七八三）生まれる。讃岐国寒川郡出身で本姓讃岐公（承和三年（八三六）讃岐朝臣と改姓、右京三条二坊に転属）。弘仁六年（八一五）三十三歳で明法得業生となり、数年後に奉試及第、明法博士、大判事、勘解由判官・次官などを歴任した。その間、嘉祥元年（八四八）和気斎之の大不敬事件に坐して土佐国に流されたが、同三年に入京を許され本位本官に復した。勅命によって致仕後も私第で律令を講じたことや、唐に遣問を予定したほどの律の疑問点数十を悉く解義したことなどは著名。貞観元年（八五九）七十七歳で入内從五位下、同四年八月（十七日か）八十歳で没す。→善（ぜんがい）、→令集解（りょうのしゅうげ）【参考文献】井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（『日本古代思想史の研究』所収）、滝川政次郎「從五位下守大判事兼行明法博士讃岐朝臣永直伝」（『国家学会雑誌』四〇ノ三・四）（虎尾 俊哉）

秦氏 はたうじ

古代に朝鮮半島から渡来した氏族。秦始皇帝の裔と称し、後漢靈帝の子孫とする漢氏と帰化氏族の勢力を二分した。『日本書紀』には、応神朝に弓月君が百二十県の人夫を率いて帰化し、雄略朝に全国の秦民を集めて秦酒公に賜い、酒公は秦造として百八十種勝を率い朝廷に庸調の絹を貢進したとし、欽明朝に山背紀伊郡人秦大津父を大蔵官に任じ、秦人七千五十三戸を戸籍に付し大蔵掾を秦伴造としたとする。『新撰姓氏録』の説話も共通し、酒は秦民九十二部一万八千六百七十人を率い絹を貢進し、これを収めるため雄略天皇の朝倉宮の側に大蔵をたて、酒を長官にしたという。ついで推古朝に秦河勝と天寿国繡帳を作成する令者として棕部秦久麻がみえる。大化前代の朝政に名を残すのはこの程度で、いずれも朝廷のクラ（庫・蔵）を管理する実務官であるが、在地に巨大な勢力をもつ殖産的氏族としての性格をもつことを示している。その本拠地は山背国葛野・紀伊・愛宕郡を中心に、近江国愛智・犬上郡から美濃・越前・摂津・播磨国に及び、山背国の秦大蔵・秦倉人・秦高椅（たかやし）・秦川辺・秦物集（もづめ）・秦前、近江国の依智（えち）秦・簀（す）秦などの傍系氏族も秦の一字を共有するように、氏の分化が少なく、比較的等質性を保つ土豪としての性格をもつ。配下の秦部・秦人・秦人部も山背・美濃・備前・豊前国などにわたり、同族集団を形成していた。秦氏は天武朝の八色姓（やくさのかばね）で漢氏とならび忌寸を授けられたが、実際には一部に実施されたのみで、天平二十年（七四八）に秦氏千二百余烟に伊美吉（忌寸）を賜わったように同族の改姓はおくれ、しかもこのような多数の同族が一時に改姓される例は日本の他氏族にはなく、氏族の基盤の深さが知られる。『姓氏録』では、山城国諸蕃に秦忌寸、左京諸蕃に太秦公宿禰があるが、後者は平安京に移貫された後の称であろう。長岡京・平安京への遷都は秦氏の基盤への遷都であり、その財力によって建設されたとの説もある。事実、造都・造宮事業や造営費の収取に秦氏は深くかわり、主計頭・助、大蔵省・内蔵寮の主鑑・蔵部にもひきつづき秦氏の名は多い。長岡京跡出土の木簡はこれらのことをよく証している。元慶七年（八八三）、秦氏は惟宗朝臣に改姓され、明法家を多く輩出し、ほかに朝原忌寸（のち宿禰）に改姓されたものもあるが、各地方には秦姓のものも多く残り、ともに在庁官人・郡司としての名をとどめている。→太秦氏（うずまさうじ）、→惟宗氏（これむねうじ）【参考文献】関晃『帰化人』（『日本歴史新書』）、平野邦雄『大化前代社会組織の研究』、同「秦氏の研究」（『史学雑誌』七〇ノ三・四）（平野 邦雄）

太秦氏 うずまさうじ

秦氏の別称。のち在京の秦氏の姓となった。『日本書紀』雄略天皇十五年条に、秦造酒が諸国に分散する秦の民を賜い、よって酒は百八十種の勝を率い、庸調を貢納し、朝廷に積んだので、「禹豆麻佐」の姓を賜わったとあり、一に「ウヅモリマサ」というのは堆（うずたか）く積んだ形容であるとみえ、皇極天皇三年（六四四）七月条に、常世神を祭り民を惑わす大生部多を、葛野の秦造河勝が打ったので、時人は「太秦」が常世神を打ち懲らしめたと歌ったという。このように太秦は秦氏の別称で、その氏寺広隆寺の所在地も「太秦」と称された。ただ八世紀

以後、太秦公・太秦公忌寸・太秦公宿禰などが見え、『新撰姓氏録』左右諸蕃にも、太秦公宿禰をまず掲げ、秦忌寸をこれと同祖とするように、在京秦氏がこの姓を称するに至ったらしい。しかし、当初は秦下嶋麻呂が太秦公に改姓された後も秦忌寸（伊美吉）を称した例がある。太秦の語源については、その出身地を朝鮮の江原道于珍（也）とし、その古音ウトル＝ウト＝ウヅに求め、己智・物集とともに、三陟より渡来した秦氏と本来は関係ないが、のち秦氏の配下に編入されたとする説もある。→秦氏（はたうじ）　〔参考文献〕藤間生大『東アジア世界の形成』、鮎貝房之進「秦・太秦」（『雑攷』二所収）（平野 邦雄）

惟宗氏 これむねうじ

讃岐国の帰化氏族。本姓秦氏。『三代実録』元慶七年（八八三）十二月二十五日条に「左京人從五位下行下野権介秦宿禰永原、從五位下守大判事兼行明法博士秦公直宗、山城国葛野郡人外從五位下行音博士秦忌寸永宗、右京人主計大允正六位上秦忌寸越雄、左京人右衛門少志秦公直本等、男女十九人賜姓惟宗朝臣」とある。讃岐の国は田疇開け、人口稠密で生存競争が激しい故か、国人は法律に明るく、健訟の風があつて治め難い土地柄であることが、『藤原保則伝』にみえている。したがって奈良・平安の世、この国からは多くの名法律家が輩出した。その著しいものは、讃岐千繼・同広直・同永直・同永成・同時人らを出した讃岐氏と惟宗氏とである。惟宗氏からは、直宗・直本・善経・公方・允亮・允正・道成らの明法家が出ている。明法道出身者の極官は刑部省大判事（正五位下相当）であるが、仁明朝、讃岐永直この官に任ぜられて以後、讃岐氏にその人なく、陽成朝には惟宗直宗大判事となり、爾後律令の学は惟宗氏がその宗師となった。直宗とその弟直本は、元慶元年十二月、貫籍を讃岐国香川郡から左京に移され、同七年、同族男女十九人と姓惟宗朝臣を賜わったが、この時の直本の本官右衛門少志は、検非違使庁に在ってもっぱら擬律のことにあたった「道志」であつて、のちの明法家はみなこの兄弟の家系から出ている。直本の撰した『令集解』は、残欠ながら今に伝わつて、王朝律令学の淵藪となっている。直本にはまた『律集解』三十卷、『検非違使私記』二卷があるが、二書ともに伝わらない。惟宗公方は天慶年中（九三八―一四七）大判事兼勘解由次官となった人で、『本朝月令』の著があり、今に伝わっている。公方の孫（子とする説もある）惟宗允亮は、『政事要略』の著者として名高い。幼にして才名あり、博学洽聞、律令の宗師と仰がれ、一条天皇の長徳年中（九九五―九九）、弟允正とともに令宗（よしむね）朝臣の姓を賜わった。このほか惟宗氏には医博士惟宗俊通を出した家もあれば、日向国司となって任国に留住し、島津氏の祖となった家もある。なお、秦氏には、貞観六年（八六四）八月八日、伊統朝臣の姓（かづね）を賜わった内教坊頭從七位下秦忌寸善子のごとく、技芸に秀でた者もいた。〔参考文献〕滝川政次郎『定本令集解釈義』、和田英松「惟宗氏と律令」（『国史説苑』所収）（滝川 政次郎）

○国史大辞典(JK)

川原寺 かわらでら（弘福寺 ぐふくじ）

奈良県高市郡明日香村大字川原にある寺院。現在真言宗豊山派。河原寺とも書き、弘福寺（ぐふくじ）ともいう。飛鳥川の西岸平地で、橘寺の北にあたる。敏達天皇十三年の創立とする説もあるが、この地出土の古瓦から、白鳳時代の建立と考えられている。『日本書紀』白雉四年（六五三）六月条に川原寺の記事が出ているが、或る本は山田寺のこととするとあつて、白雉にこの寺が存在したというのは確実ではない。同書天武天皇二年（六七三）三月条に川原寺で一切経を写し始めたという記事があり、同年に食封五百戸が施入されたというから、そのころ寺院の体裁は整っていたのであろう。爾来朝廷の待遇が厚く、大官大寺・飛鳥寺・薬師寺に伍して飛鳥京・藤原京期の四大寺の一つとなった。その待遇から見て、朝廷の力で建てた寺と思われる。この寺は斉明天皇が造ったという説が『扶桑略記』『東大寺要録』などにあるが、飛鳥川原宮を同天皇崩御後、天智天皇初年のころ勅願によって川原寺に改め造ったものとも考えられよう。昭和三十二年（一九五七）・三十三年の発掘調査によって創立時の伽藍の規模が判明し、まず南大門があり、つぎの中門から寺内中央の中金堂にいたる回廊の内庭に、東に塔を、西に東面する西金堂を配し、中金堂の背後に講堂をおき、講堂の東西北三方は連室の僧房でかこまれたものであつた。このように回廊内に塔と金堂を横にならべる伽藍配置は法隆寺や法起寺に類するが、金堂が塔の方を正面とする点で崇福寺や観世音寺と共通していて、天智天皇ごろの創立とするのにふさわしい。のち弘法大師が当寺をたまわつて、東南院に止住したと伝え、弘福寺は東寺の末寺となった。聖宝は当寺の丈六檀像十一面観音像を造った（『聖宝僧正伝』）。護国寺本『諸寺縁起集』にこの寺には金堂に丈六の十一面観音像を安置し、また三重塔のあることを記すのは、平安時代末期前後の状態らしい。鎌倉時代には僧教弁が当寺に住して食堂や僧房を造営した（『東大寺円照上人行状』）。室町時代末期ごろの雷火による被害以後荒廃がはげしく、江戸時代では草堂一字をのこすのみの有様となった。寺址が史跡、木造持国天・多聞天両像が重要文化財に指定されている。〔参考

文献] 福山敏男『奈良朝寺院の研究』、奈良国立文化財研究所編『川原寺発掘調査報告』(『奈良国立文化財研究所学報』九) (福山 敏男)

寺領

『新抄勅格符抄』によれば、常陸国百戸・上野国百五十戸・武蔵国百五十戸・紀伊国百戸、合わせて五百戸の封戸が天武天皇二年(六七三)に施入されたという。文書の上での初見は、和銅二年(七〇九)十月二十五日の「弘福寺田畠流記帳」である。これによると大和国広瀬郡・山辺郡・葛下郡・高市郡・宇智郡に水田五十三町八段二百七十八歩、陸田十二町五段百二歩をはじめ、河内国若江郡、山城国久世郡、尾張國中嶋郡・丹羽郡、近江国愛智郡・伊香郡、美濃国多芸郡・安八郡、讃岐国山田郡に合わせて水田百五十八町四段百二十一歩、陸田四十九町七段三歩の寺領があったことがわかる。延暦十三年(七九四)の文書目録によれば、同寺領の田畠は、大和・山城・河内・摂津・近江・美濃・播磨・紀伊・讃岐の諸国にわたっており、和銅二年の田畠流記帳の記載と若干の相違がみられる。弘仁九年(八一八)、同寺は空海に付せられ東寺(教王護国寺)の末寺となるが、長和二年(一〇一三)には大和国において寺辺水田をはじめ佐位荘・山辺荘・広瀬荘・木戸池内など百七町余があり、延久二年(一〇七〇)には近江国に平流荘・伊香荘・蔵部荘合わせて五十三町余と、ほかに面積は不明であるが椋部荘・水主荘が同寺領であったことが確かめられる。中世になると東寺領荘園として「弘福寺并河原(城)庄」という言葉がみられ、これは高市郡の寺辺水田が荘園化したものと考えられるが、河原城荘を山辺郡の河原城荘とする説もある。[参考文献]『東寺文書』、『東寺百合文書』、竹内理三『寺領荘園の研究』、阿部猛「弘福寺領大和国広瀬荘」(『日本荘園成立史の研究』所収)、坂本賞三「免除領田制」(『日本王朝国家体制論』所収) (上島 有)

○国史大辞典(JK)

高松藩

讃岐国(香川県)高松に藩庁を置いた藩。藩主松平氏。親藩。城持。寛永十七年(一六四〇)に讃岐の領主生駒氏が生駒騒動によって出羽国矢島へ転封されてのち、同十九年に常陸国下館で五万石を領していた松平頼重が東讃岐十二万石の領主となり、高松城を居城とした。以後頼常・頼豊・頼恒・頼恭・頼真・頼起・頼儀・頼恕・頼胤・頼聡と、廃藩置県まで十一代、二百二十九年間続いた。松平頼重は徳川光圀の兄にあたり、御三家の出で江戸幕府に近かったため、中国・四国の諸大名の監視役を命じられていたともいう。第二代藩主頼常・第九代藩主頼恕が水戸徳川家から迎えられたように、水戸藩との関係は深かった。高松藩十二万石の成立当初の藩領は八郡・二百三十四ヵ村。寛永十九年当時朱印高のほかに四万九百七十石余あり、実高は十六万九百七十石余であった。その後実高は寛文四年(一六六四)十七万三百七十八石余、貞享元年(一六八四)十九万四千七百九十九石余となり、文化十二年(一八一五)は二十万八千四百九十九石余。初代藩主頼重の時代に城下町の整備、領内検地の実施(亥ノ内検地という)など領内支配体制の基礎固めが行われた。元禄期と享保中ごろに藩財政が一時悪化、宝暦に入ると藩財政難は一層深刻となり財政改革が実施された。宝暦五年(一七五五)に山田郡西瀬元村に塩釜屋二十五軒の亥ノ浜塩田を築いて収入増大を狙い、同七年には藩札を発行し、同九年からは家臣への俸禄米を五割削減した。明和七年(一七七〇)ころには軍用金・撫育金がある程度貯えられたという。「讃岐三白」という言葉があるように、近世讃岐の産物として塩・綿・砂糖があった。亥ノ浜塩田の築造は高松藩における製塩を発展させることになった。綿の生産はこれ以前から行われていたが、延享四年(一七四七)に城下西通町の柏野屋市兵衛を責任者として綿運上を課した。翌寛延元年(一七四八)に領内西部の農民らが綿運上賦課の代りに肥料代銀貸付を要求して、柏野屋宅を打ちこわすという事件が起った。砂糖は寛政元年(一七八九)に向山(さきやま)周慶らによって製造が開発され、同六年には藩庁は砂糖の生産奨励を行うとともに領外売捌きの座本に城下の香川屋茂九郎を任じており、文化以降高松藩を代表する国産となった。寛延二年に領内東部の農民が生活困窮を訴えて城下へ押しかけ、また明和八年(一七七七)には同じく東郡の農民が旱魃による救済を求めて城下の郷会所へ訴え出ている。享和元年(一八〇一)収入を増やすために藩札を家臣や領民へ貸し付け、あるいは国産生産資金として貸し付ける積極的な藩札通用策をとった。これを享和新法という。以後大量の藩札が出回ることになり、この結果藩札の価値が下がって領内経済の混乱を引き起していった。文政後半に入ると再び藩財政は悪化した。文政九年(一八二六)に久米栄左衛門(通賢)に命じて阿野郡北坂出村で塩田築造に取りかかり同十二年に完成した。この坂出塩田は総面積九十七町余で一年間の収益は銀百三十貫余あった。当時日本有数の塩田であった。また同十二年には藩札の信用回復のため藩札の回収、天保三年(一八三二)に以後三年間の藩債返済猶予、領内への御用銀米の賦課を行い、同六年に砂糖為替金仕法を実施した。領内海岸部の九ヵ所の砂糖会所を通して、生産者・荷主へ砂糖生産資金たる藩札を為替金として貸し付け、その返済は生産した砂糖の大坂での売払い代金つ

まり正貨で行わせた。この正貨獲得策によって高松藩は天保末には藩財政を再建することができた。なお天保五年には製塩業者を中心としたといわれる坂出一揆、同七年には大内郡の砂糖百姓らの蜂起が起った。明治元年（一八六八）正月の鳥羽・伏見の戦に高松藩兵が幕府軍に参陣していたため朝敵となったが、藩主頼聡は謹慎、家老二人が切腹して新政府より許された。翌二年の城内桜馬場での執政松崎洪右衛門殺害事件、三年の綾北騒動・川津騒動が起っているのは、維新时期における動揺と混乱を物語るものである。明治四年七月廃藩置県により高松県となったが、同年十一月に香川県に統合。この間九月に藩主の帰京を阻止しようとするミノカサ騒動が勃発した。

〔参考文献〕 永年会編『（増補）高松藩記』、小川福太郎「高松藩（文化一文政一天保年間の）財政難と其の解消」（『高松経専論叢』一九ノ一—三）、木原溥幸「讃岐高松藩における砂糖の流通統制」（『香川大学教育学部研究報告』第一部四四）

藩校

藩校講堂は元禄十五年（一七〇二）に城下中野天満宮南に設置。家臣の子弟や領民の中から有能なものに藩儒十河順安・根本弥右衛門が儒学を講じた。享保年間（一七一六—一三六）に一時廃止されたが、元文二年（一七三七）に復興。安永八年（一七七九）に中野天満宮北に講堂に倍する規模の講道館を建て、藩士やその子弟に毎月六回経書を学ばせた。講道館には総裁を置いた。初代の総裁は後藤芝山で、その門弟柴野栗山は幕府の儒官となった。慶応元年（一八六五）講道館中に洋学校を設けた。廃藩置県後、廃止。高松市番町五丁目香川大学教育学部附属高松小学校構内に「新建聖廟記」（天保三年（一八三二）藩校構内に聖廟を建立した記念碑）がある。〔参考文献〕 文部省編『日本教育史資料』七、藤川正数「（高松藩学）講道館の新建大聖廟記について」（『香川大学教育学部研究報告』第一部三七）（木原 溥幸）

藩札

宝暦七年（一七五七）銀札をはじめて発行。当初十種あったが、まもなく百目～二分の五種となった。城下の佐々木清助が札元を勤め、兵庫町に札会所があった。寛政ころまではほぼ順調に流通したが、享和期以降濫発に向かい、文政十一年（一八二八）には流通価値は額面の十分の一～十六分の一まで下落した。天保四年（一八三三）宝暦札を廃して新札を発行。砂糖専売化に伴う藩札での資金貸付策が成功し、以降明治初年まで円滑に流通した。〔参考文献〕 日本銀行調査局編『図録日本の貨幣』五、荒木豊三郎編『日本古紙幣類鑑』中、城福勇「宝暦七年発行の讃岐高松藩銀札について」（『日本歴史』二五四）（岩橋 勝）

○日本人名辞典(JK)

後藤芝山 ごとうしざん

江戸時代中期の儒者。

享保(きょうほう)6年11月4日生まれ。江戸で林榴岡(りゅうこう)の門にはいり、昌平黻(しょうへいこく)でまなぶ。郷里の讃岐(さぬき)高松藩につかえ、安永9年藩校講道館初代総裁となった。四書、小学、五経の訓点は「後藤点」として知られる。門人に柴野栗山(りつざん)ら。天明2年4月3日死去。62歳。名は世鈞。字(あざな)は守中。通称は弥兵衛。別号に竹風。著作に「宮詞一百首」「職原鈔考証」など。

○国史大辞典(JK)

柴野栗山 しばのりつざん

一七三六 - 一八〇七

江戸時代後期の儒学者。諱は邦彦、彦輔と称し、栗山・古愚軒と号す。元文元年（一七三六）、讃岐国三木郡牟礼村に生まれる。父は柴野平左衛門、母は於沢（葛西氏）。はじめ高松の後藤芝山に学び、十八歳より江戸に出て林家に從学した。三十歳の時京都に移り高橋宗直（図南）に国学を学び、三十二歳で徳島蜂須賀藩に儒臣として出仕した（禄百五十石、のち四百石）。翌明和五年（一七六八）より江戸において世子らを教育し、三十六歳よりは京都に住み堀川に塾を開いた。安永五年（一七七六）から同八年まで再び江戸にて世子の侍読を勤めた。同九年京都に帰り、西依成斎・赤松滄洲・皆川淇園と三白社を結ぶ。天明八年（一七八八）五十三歳の時、幕府に招かれて江戸に赴き、寄合儒者となり『国鑑』編修を命ぜられ、翌寛政元年（一七八九）には松平定信・林信敬らとともに内裏造営に關与した。翌二年からは聖堂制度の改革にあたり、岡田寒泉とともに祭酒林信敬を補佐して林家塾内の異学の禁を実施し、信敬死後は林述斎を輔けて尾藤二洲・古賀精里らとともに昌平坂学問所の発足など学政にあたった。当時、栗山・二洲・精里は「寛政の三博士」と称せられた。同四年には屋代弘賢・住吉広行らとともに、畿内の諸社寺の古書画を採訪し、内裏の賢聖障子修理に従事し、古社寺・山陵の調査にあたった。同

九年には西ノ丸の將軍世子の侍読を命ぜられた(禄二百俵)。彼は經学のみでなく文章家としても漢詩人としても当時著名であり、また、対馬での朝鮮信使交際議にも意見を上申したり、陵墓の修理について『山陵議』、京都での学校の経営について『京学議』の建白をしたりしている。著述に『栗山文集』六卷、『栗山堂文集』二十二卷、『栗山堂詩集』四卷、『雑字類編』七卷、『東奥紀行』一卷、『上近衛公書』一卷、『聖賢障子図考』一卷、『冠服考証』一卷、『国鑑』二十卷、『資治概言』二卷、『阿藩喪祭議』一卷ほかがある。文化四年(一八〇七)十二月一日、江戸駿河台にて死去。七十二歳(広瀬典撰の墓表は七十四歳とする)。はじめ牛込の林家墓地(東京都新宿区市谷山伏町)に葬られたが、のち小石川の大塚先儒墓所(文京区大塚)に改葬された。〔参考文献〕 広瀬典「栗山先生墓表」他(『事実文編』四五所収)、川口刀水・長尾藻城編『家庭に寄せし柴野栗山の書簡』、谷本富・三上参次『栗山先生の面影』(山本 武夫)

平賀源内【ひらがげんない】

一七二八 - 七九

江戸時代中期の本草・物産学者、戯作者。名は国倫(くにとも)、字は子彝、源内は通称で、鳩溪と号し、また戯作者としては風来山人、浄瑠璃の作者としては福内鬼外(ふくちきがゐ)などの筆名を用いた。享保十三年(一七二八)、讃岐国寒川郡志度(しど)浦(香川県大川郡志度町)で、白石茂左衛門良房の子として生まれた。母は山下氏。白石氏の祖先は、南朝の忠臣平賀国綱であったと伝えられ、源内は寛延二年(一七四九)に父が没した跡を継ぎ、高松藩に仕えて、志度浦の蔵番を勤めたが、そのころから平賀姓を称するようになった。この蔵番の俸禄は三石一人扶持で、足輕に相当する低い身分であった。それまでに源内は、儒学や俳諧とともに、本草学を学んでいたが、こののち長崎に遊学したりして、向学心が高まった結果、宝暦四年(一七五四)には蔵番を退役し、まず大坂で戸田旭山について医学と本草学を学んだのち、江戸に出て本草学者田村藍水を師とし、また林家に入門して儒学を修めた。同七年に藍水が湯島で開催した日本で最初の薬品会は、源内の発案によるものであった。薬品会とは、薬用の動植物を展示することにより、薬種を国内で自給するための知識の交流をはかる会合であって、また物産会ともよばれたように、薬用に限らず、各種の有用な産物が出品された。それは資源の開発に人々の関心が向けられるようになっていた時代の風潮の反映であって、本草学自体も薬学から物産学へと発展しつつあったが、そのような社会の動向を主導した一人が源内であった。同八年の会につづいて、九年には源内が主催者となり、さらに十二年にも源内が会主の大規模な会を開き、京・大坂や高松・長崎などからも出品できるようにした。翌十三年には、それまでの会の出品物の中から三百六十種を選んで、解説を加え、『物類品隲(ひんしつ)』を刊行し、その附録には、朝鮮人参と甘蔗との栽培法を収めた。本草学者としての源内の主著で、実証性を主眼とした点に特色がある。この間に高松藩でも、源内の活動に注目し、宝暦九年には「医術修業」のためとして三人扶持を支給し、翌年には四人扶持銀十枚の薬坊主格に任命して、藩領内での薬種採訪などに従事させた。しかし源内は藩仕の不自由を嫌って、同十一年には退職を願い、九月に許可を得たが、それには他藩への出仕を禁止する「構(かまい)」の条件が付けられており、このため源内は終生を浪人で送ることとなる。この年に源内は伊豆で芒硝を発見し、幕府の勘定奉行からその製造を命ぜられており、また明和元年(一七六四)には秩父で発見した石綿により火浣布(かかんぷ)、耐火織物)を作って幕府に献上し、また同七年には、田沼意次の意向をうけて長崎に遊学したりしている点からみると、幕府に登用される希望もあったと推測されるが、それも実現には至らなかった。このため源内は、独力で物産の開発をはかり、明和三年から五年にかけては秩父で金鉱の採掘を試み、同八年には陶器を製造して海外へ輸出することを計画し、また志度で飼育させていた緬羊を原料として、同年に和泉の堺で毛織物の製造に着手した。安永二年(一七七三)からは、秩父で鉄山の開発や炭焼、また荒川の通船などを計画した。しかしこれらの事業は成功をみず、ただ「山師」の悪名を浴びただけに終わった。源内の意図としては、私的な営利ではなく、「国益」すなわち日本全体の利益をはかろうとしたもので、実際にも毛織物は当時のオランダ貿易の主要な輸入品であった。このような着想や、またそれを実行に移すための技術的能力の面では、源内はすぐれた独創力を発揮しており、蘭学導入以前にも、かなり高い水準にまで、日本での自生的な科学技術の発達があったことが、このような異才を生み出す背景となっていたと考えられる。源内は二度も長崎に遊学し、また杉田玄白らを友人としていたにもかかわらず、オランダ語を読解するには至らなかった。他方で源内は、すでに宝暦十三年に『根南志具佐』(根無草)と『風流志道軒伝』を刊行して、好評を博し、文学史上での本格的な滑稽本の端緒をなすなど、文人として活躍し、明和三年からは大田南畝と交友関係を結んだ。こののち同七年初演の『神霊矢口渡』をはじめとする浄瑠璃の創作や、安永三年以降に刊行された狂文『放屁論』、同『後編』などに、才筆を振るい、諧謔の中に自己の感懐や世相に対する諷刺をこめて、独自の文学を形成した。しかし本業としての物産開発の面では行きづまったため、菅原櫛や金唐革(きんからかわ)の製造で営利をはか

ったりしたが、安永五年に至り、長崎遊学の際に入手していた摩擦起電器の復原に成功し、エレキテルと称して、静電気の放電による火花が、医療に効果があると宣伝し、世人の注目を集めたが、その原理についての知識はもっていなかった。また源内は、画才にも長じており、本草の図譜を描く必要もあって、沈南蘋（しんなんぴん）の系統の漢画の写生画を学び、さらに長崎で西洋画の技法を習得して、安永二年に鉱山技術指導のため秋田藩に招かれた際には、藩士小田野直武を門人として洋画の技法を教えるなど、秋田蘭画に影響を与えている。安永八年十一月に源内は誤って人を殺し、小伝馬町の牢内で十二月十八日に病死した。殺人の原因は、秘密にしていた設計図を盗まれたと疑ったためとも伝えられるが、明らかではない。年齢は、志度の平賀家にある位牌などによれば、五十二歳。橋場の総泉寺に葬られ、総泉寺が移転したのちも、その跡地の東京都台東区橋場二丁目に墓が現存する（国史跡）。〔参考文献〕 入田整三編『平賀源内全集』、同編『平賀源内全集補遺』、中村幸彦校注『風来山人集』（『日本古典文学大系』五五）、水谷不倒『平賀源内』（『中公文庫』）、城福勇『平賀源内の研究』、同『平賀源内』（『人物叢書』一六一）、芳賀徹『平賀源内』（『朝日評伝選』二三）、尾藤正英「江戸時代中期における本草学」（『東京大学教養学部人文科学科紀要』一一）（尾藤 正英）

○歴史地名大系

香川県：高松市 > 旧山田郡地区 > 屋島

瀬戸内海に突き出た溶岩台地で、近世の埋立てにより半島状の陸繋島に変貌する以前は島であった。南嶺（二九二・一メートル）・北嶺（二八二メートル）の二つの頂上面をもち、南北約五キロ・東西約二キロ、周縁は天然の要害ともいえる海岸・絶壁である。北嶺に七世紀に築かれた古代城跡があり、南嶺山上に屋島寺がある。国の史跡・天然記念物に指定。

平安時代末期の治承・寿永の乱に際しては、一時、平氏が当地に本拠を構えた。寿永二年（一一八三）七月に都落ちした平家は九州をも追われ、同年閏一〇月頃屋島に落着き、この地を拠点として瀬戸内海の制海権を握って、南海・山陽地方に勢力を張った。「吉記」同年一一月四日条に「平氏は讃岐八島に在り」とみえる。平氏を屋島に招致したのは阿波国出身の平氏有力家人阿波民部大夫重能（成良）と伝える（南都本平家物語）。屋島に到着した平氏は重能の沙汰として四国中を催し、「形のやうなる板屋の内裏や御所」を当地に造らせ、城郭を構えたという（「平家物語」巻八）。以後平氏は元暦二年（一一八五）二月一八日の屋島合戦により源義経に追われるまで、当地を拠点とした。阿波国へ上陸した義経軍は讃岐国との国境大坂（おおさか）峠を越え、引田（ひけた）（現大川郡引田町）・入野屋（にゆうのや）（現同郡大内町）・白鳥（しろとり）（現同郡白鳥町）を経て屋島内裏の対岸に至り、牟礼（むれ）（現木田郡牟礼町）・高松（近世の古高松村）の民家を焼いたうえで屋島に攻めかかったという（「吾妻鏡」同年二月一九日条・「平家物語」巻一一）。平氏の屋島内裏は江戸期の牟礼・古高松（ふるたかまつ）両村に面した側、すなわち屋島東麓の南部に位置していたとみられる。また、「平家物語」は高松（古高松村）と屋島との間の地形について「無下に浅間に候、潮の干て候時は、陸と島の間は馬の腹もつかり候はず」と述べ、陸続きではないが浅海であるとしている。屋島を追われた平氏は海上へ出、東方の志度（しど）（現大川郡志度町）での戦いを経て、海路別動隊の拠る長門国彦（ひこ）島へ逃れた。

文安二年（一四四五）の「兵庫北関入船納帳」によれば、屋島の西・南麓湯元（かたもと）の地において製塩が行われている。世阿弥作の謡曲「屋島」に「塩屋」がみえるのはこのような当地の姿を反映したものといえよう。

屋島寺

〔現〕高松市屋島東町

屋島のほぼ中央に位置する南嶺山上にある。南面山千光院と号し、真言宗御室派、本尊千手観音。四国霊場八十カ所の第八四番札所で、御詠歌は「あづさ弓やしまの宮にもうでつづいのりをかけていさむもののふ」。

屋島寺竜巖勧進帳によれば、天平勝宝六年（七五四）唐僧鑑真が来山、堂宇を建立し普賢菩薩を安置。弘仁元年（八一〇）空海が千手院を建立という。「本朝高僧伝」には、鑑真の弟子慧雲が奈良東大寺戒壇院から当寺に移り、第一世となって少年の空海に教授したとある。千光院の梵鐘銘によれば、沙門蓮阿弥陀仏が群生済度のため千光院に梵鐘奉納を発願、承久元年（一二一九）京都六条（ろくじょう）町において勧進を行い、貞応二年（一二二三）一〇月二六日奉納した。明德二年（一三九一）九月二八日の西大寺末寺帳（西大寺文書）に屋島普賢寺と屋島寺が載り、当時真言律宗寺で奈良西大寺末であった。普賢寺は鑑真によって北嶺に建立され、普賢菩薩を安置したとの伝承があり、屋島寺末寺であったと考えられる。慶長六年（一六〇一）生駒一正は寺領二五石を安堵している（「生駒一正判物」屋島寺文書）。同一六年寺堂建立のため竜巖による勧進が行われた（屋島寺竜巖勧進帳）。このとき生駒一正は米三〇〇石を寄進、国中に手伝い四〇人ずつを割当て、材木についても阿野（あや）郡など

から入りしだいに送り、不足分は申出るよう指示した（「生駒一正判物」屋島寺文書）。同年八月、高松城内における論義興行に召されている（善通寺文書）。寛永四年（一六二七）生駒高俊は屋島山の山林伐採禁止の制札を下した（屋島寺文書）。同一九年写の国中寺社領高書上（覚城院文書）によれば、社領は新田一七石六斗を加えて四三石余。寺社記（松浦文書）によれば生駒一正よりの寄進高は四四石三斗六升で、これに万治四年（一六六一）高松藩主松平頼重が一〇石を寄進、合せて五四石三斗六升の朱印状を下された。このほか観音仏餉料五石が寄せられた。また頼重は千体仏堂・本尊十一面観音像を造立した。江戸時代は湯元（かたもと）村に属していた。本堂は鎌倉時代の古材・様式手法が発見され、昭和三二年（一九五七）鎌倉様式の建物に復元された。装飾彫刻は桃山様式の特色を残している。木造千手観音坐像は榎材の一木造、千手が光背とともに当初のまま伝えられている貴重なものなので平安時代の作とされる。前述の貞応二年銘の梵鐘とともに国指定重要文化財。

屋島村

〔現〕高松市屋島東町（やしまひがしまち）

古高松（ふるたかまつ）村の北に位置し、屋島山上と、その東・南東麓の低丘陵と一部平野に立地する。寛永国絵図では村名がなく、村域の赤羽崎（あかばさき）が古高松郷のうちに載り、屋島は島として描かれる。寛永九年（一六四二）の高松領小物成帳によると、屋島浦綿二〇〇目、屋島村塩五石五斗四升、赤羽崎塩六一石三斗二升九合の小物成があった。貞享高辻帳では赤羽崎の村名はなく、屋島村として高七〇石余とある。天保九年（一八三八）の家数一八二・人数九六九、牛二二六（「御巡見一条万覚書」木田郡誌）。同年の御領分明細記では高一〇〇石余。文化一一年（一八一四）檀（だん）ノ浦（うら）浜から納められた塩のうち七五四俵が高松城下の町人に入札のうえ払下げられている（「町年寄御用留」草薙文書）。天保六年には新たに高松藩家老大久保一角によって塩田七反余が開拓された（塩業組合沿革史）。明治八年（一八七五）頃の戸数二九九・人数一千四四二、反別四三町五反余（戸口反別等一覧）。安徳天皇社（現檀浦神社）は安徳天皇内裏跡と伝える。塩釜大明神は延享年中（一七四四—四八）勧請（讃岐国名勝図会）。牛頭天王社（現牛森神社）は源義経の屋島攻めの際、赤牛崎に古高松から牛を導き、源氏に勝利をもたらしたという猿田彦神を祀る。

東湯元村 > 屋島神社

〔現〕高松市屋島中町

屋島南麓に鎮座する。旧県社、屋島東照宮とも称する。祭神は徳川家康、相殿に松平頼重を祀る。「襄公事蹟」（高松藩記）によれば寛永九年（一六四二）頼重が讃岐の所領を拝領の際、天海自筆の東照宮真影（家康画像）を贈られ、宮脇（みやわき）村内東叡山末寺本門寿（ほんもんじゅ）院に奉安したとある。文化元年（一八〇四）藩主松平頼義は屋島に東照宮を造営し、同御神影を遷座したいと幕府に願出て許され、同一一年着工した。費用一四万両余。享和の新法の失敗から藩財政が逼迫状態のなかでの造営であった。翌年社殿が完成し、四月に遷座の祀典が行われ、道筋の拝見人はおびただしく、新（しん）川の辺りから松明を灯し、馬場よりは楽を奏し、朝五時から深更にまで及んだという。江戸期には単に御宮と称したが、明治四年（一八七一）冠岳神社と称し、同七年屋島神社と改称。松平氏の氏神として代々の藩主の崇敬厚く、大正八年（一九一九）には松平氏伝来の宝刀（備前国元重作、国指定重要文化財）が寄進された。これは現在松平家保管。昭和四八年（一九七三）火災により日光廟を模した建築・彫刻などすべて焼失したが、翌年新社殿が再建された。

香川県：讃岐国 > 山田郡 > 高松郷

「和名抄」東急本は「多加都」、刊本は「多加万都」と訓を付す。近世の古高松（ふるたかまつ）村は、天正一六年（一五八八）生駒親正が野原（のはら）郷に城を築き高松と称するまで高松とよばれた。同村を遺称地とし、現高松市北東部の高松町・屋島中（やしまなか）町・屋島東町・新田（しんでん）町一帯に比定される。

古高松村

〔現〕高松市高松町（たかまつちよう）

新田（しんでん）村の東に位置する。高松平野の東端、東南部は立石（たていし）山から延びる丘陵、中央から北部にかけ平野が広がる。古代の山田郡高松郷（和名抄）の遺称地。「吾妻鏡」元暦二年（一一八五）二月一九日条によれば、屋島に拠る平家を討つため屋島の向い浦に至った源義経が牟礼（むれ）（現木田郡牟礼町）、高松の民屋を焼払い、このため平氏は屋島の拠所を出て海上に逃れたとみえる。地頭名（じとうみよう）の地名が残る。天正一六年（一五八八）、生駒親正が香川郡野原（のはら）郷の海辺に築城し、その地を高松と称したので、もとの高松郷は古高松と改められたという（讃岐大日記）。

寛永国絵図では古高松郷として高二千四六一石（古高松郷・東片本・赤羽崎（あかばさき）・浦生・新田・友久（ともひさ）・小山・中谷（なかたに）・津村の九村を含む）。同絵図では当村と屋島の間は海になっているが、当地は

満潮時には海水が東西から満ち、干潮時には東西に引分れたことから相引(あいびき)浦と称された(讃州府志)。寛永一四年(一六三七)生駒高俊の命で堤防が築かれ、相引浦を塩屋として屋島と地続きとなったが、正保四年(一六四七)高松藩主松平頼重が古来の妙跡を惜しみ、相引川を復元したという(讃岐国大日記)。寛永一七年の生駒領高覚帳では、村域に比定される中谷(なかつたに)村が高二九三石余、南谷村が高七四石余とある。同一九年の小物成は古高松村として綿一七二匁・塩一二七石九斗二升(高松領小物成帳)。元文五年(一七四〇)の古高松村検地順道帳(古高松郷土誌)によれば、畝一一五町八反余・高一千一三四石余。天保九年(一八三八)の家数三七九、うち石居三一〇・掘立六九、人数一千四三七(「御巡見一条万覚書」木田郡誌)。溜池は水掛高四一〇石の谷(たに)池、同高三〇七石の菱(ひし)ノ池のほか三二カ池。べつに新田村の久米(くめ)池から二五〇石の給水を受けた(池泉合符録)。塩田は生駒氏時代に相引浦を塩屋にしたといい(讃岐国大日記)、天保九年の塩田は七町二反(木田郡誌)。宝暦二年(一七五二)当村医師久保桑閑は長崎で蘭法医学を学び、讃岐国での先駆けとなった。明治八年(一八七五)頃の家数三七五・人数一千九一九(戸口反別等一覧)。真言宗御室派延命(えんめい)寺は万寿二年(一〇二五)仁海が創立、元禄一四年(一七〇一)再興されたという(神社明細帳)。真宗大谷派妙覚(みょうかく)寺は永禄年中(一五五八―一七〇)教立が草創。真言宗当山派宝太郎(ほうたろう)坊は治承元年(一一七七)法師大助が甲州身延(みのぶ)山の宝太郎を勧請したのに始まるという、修験道の道場として信仰を集めた(古高松郷土誌・讃岐国名勝図会)。真言宗御室派喜岡(きおか)寺は寺伝によれば寛喜元年(一二二九)覚行が創建。初め常光寺と称し、喜岡城跡の東北平地にあった。戦乱で焼失、文禄三年(一五九四)郷内の総旦那の助力で再建された。のち城跡に移建され喜岡寺と改めたという。竜王(りゅうおう)山塊から北西に派生した丘陵すべり山の西側傾斜面の中腹部にすべり山遺跡が所在する。昭和二九年(一九五四)一平方メートルほどの地点から壺・甕・高坏・器台・鉢・小型脚台付土器などが一括して出土し、このうち六四点が復原された。弥生時代後期初頭のもものと推定され、土器の形式分類上の標準様式になっている。多数の土器が一括して埋蔵された理由は不明。

○吾妻鏡

元暦二年

二月小

十八日 壬申 廷尉、昨日自渡部欲渡海之處、暴風俄起、舟舩多破損士率舩等、一艘而不解纜爰廷尉云、朝敵追討使、暫時逗留、可有其恐不可顧風波之難(云云)仍丑尅、先出舟五艘、卯尅著阿波國勝浦(常行程三箇日也)則率百五十餘騎、上陸、召當國住人、近藤六親家、爲仕承發向屋嶋於路次桂浦、攻櫻庭介良遠(散位成良弟)之處、良遠、辭城逐電(云云)入夜武衛、自豆州還署鎌倉給(云云)。

十九日 癸酉 (中略) 又廷尉(義經、)昨日終夜、越阿波國與讃岐之境中山、今日辰尅、到于屋嶋内裏之向浦、燒拂牟禮高松民屋依之先帝令出内裏御前内府、又相率一族等、浮海上廷尉、(著赤地錦直垂紅下濃鎧、駕黒馬)相具田代冠者信綱、金子十郎家忠、同餘一近則、伊勢三郎能盛等、馳向汀平家又抑船、互發矢石此間左藤三郎兵衛尉繼信、同四郎兵衛尉忠信、後藤兵衛尉實基、同養子新兵衛尉基清等、焼失内裏并内府休幕以下舍屋黒煙聳天、白日蔽光于時越中二郎兵衛尉盛繼、上総五郎兵衛尉忠光、(平氏家人)等、下自舩、而陣宮門前、合戰之間、廷尉家人繼信、被射取畢廷尉大悲歎、【口+屈】一口衲衣、葬千株松本以秘藏名馬、(號大夫黒、元院御厩御馬也行幸供奉時、自仙洞給之每向戰場、駕之)賜件僧是撫戰士之計也莫不美談(云云)同日、住吉神主、津守長盛參洛經奏聞去十六日、當社行恒例御神樂之間、及子尅鳴鐃出自第三神殿、指西方行(云云)此間、奉仕追討御祈、靈驗揭焉者歟、

廿一日 乙亥 平家籠于讃岐國志度道場、廷尉引八十騎兵、追到彼所平氏家人、田内左衛門尉、歸伏于廷尉亦河野四郎道信、粧三十艘之兵舩、參加矣義經主、既渡阿波國熊野別當湛増、爲合力源氏、司渡之由、今日風聞洛中(云云)

廿二日 丙子 梶原平三景時以下東士、以百四十餘艘、著屋嶋磯(云云)

廿七日 辛巳 入夜爲追討御祈、於賀茂社、被行御神樂有宮人曲(云云)

十六日 庚午 關東軍兵爲追討平氏赴讃岐國
廷尉義經爲先陣今日西刻解纜大藏卿泰經朝臣
稱可見彼行難自昨日到廷尉放鎧而卿諫云泰經
雖不知兵法推量之所置爲大將軍者未必競一陣
幾先可被遣次將哉者廷尉云殊有存念於一陣故

拜命云則以進發尤可謂精兵也平家者結陣於兩
所前內府以讃岐國屋嶋爲城郭新中納言知相
具九國官兵固門司關以彦島定爲相待追討使云
今日武衛盛覽山澤之間於藍澤原付參州迴幸重
被遣御書又被下御書於北条小四郎殿齋院次官
比企藤内同藤内郎等是征平家之間各可同心由
也

十八日 壬申 廷尉昨日自渡部欲渡海之處暴
風俄起舟舩多破損士卒船等一艘而不解纜爰廷
尉云朝敵追討使暫時逗留可有其怒不可顧風波
之難云仍丑刻先出舟五艘卯刻著阿波國勝浦行
也三刻則率百五十餘騎上陸召當國伴人近藤六
日也

親家爲仕奉發向屋嶋於路次桂浦攻櫻庭介良遠
敵難之慶良遠辭職逐電云入夜武衛自豆州還
著鎌倉給云
十九日 癸酉 南御堂事始也武衛騎御水干爲

給且又御敬神之故也云又廷尉義經昨日終夜越
阿波國與讃岐之境中山今日辰刻到于屋嶋內裏
之向浦燒拂半禮高松民屋依之先帝令出內裏御
前內府又相率一族等浮海上廷尉經下屋嶋直重
馬相具田代冠者信經金子十郎家忠同餘一近則
伊勢三郎能盛等馳向平家又抑松互發矢石此
間左藤三郎兵衛尉繼信同四郎兵衛尉忠信後藤
兵衛尉實基同養子新兵衛尉基清等燒失內裏并
內府休幕以下舍屋黑煙聳天自蔽光于時越中
二郎兵衛尉盛繼上総五郎兵衛尉忠光家人等下
自船而陣官門前合戰之間廷尉家人繼信被射取
畢廷尉大悲痛噉一口衲衣葬十株松木以秘藏名
馬大失黑龍院卿御馬也行事佛賜件僧是撫
戰士之計也莫不美談云同日住吉神生津守長盛
衆洛經衆聞去十六日當社行恒例御神樂之間
及子尅鳴鎗出自第三神殿指西方行云此間奉仕
追討御祈靈驗揭焉者歟
廿一日 乙亥 平家籠于讃岐國志度道場廷尉
引八十騎兵追到彼所平氏家人田内左衛門尉歸
矢于廷尉亦河野四郎道信挺三十艘之兵船衆加
矣義經生既渡阿波國熊野別當湛増爲合力源氏
同渡之由今日風聞洛中云
廿二日 丙子 梶原平三景時以下東士以百四
十餘艘著屋嶋磯云

都城建設の時代 ―国土防衛と古代山城―

井上和人

1. はじめに

667年に築城されたと『日本書紀』に記録される屋嶋城。同じ年に、大和政権は王宮を飛鳥から近江大津に遷します。いずれも663年の朝鮮半島西岸、白村江^{はくすきのえ}での唐との海戦で大敗北を喫し、日本列島が唐の軍事攻勢の直接の対象になったという危機的事態に対応しての国防策の発動とみるべきでしょう。

2. 隋唐帝国における華夷秩序の追究

6世紀の末葉、中華大陸^{すい}は隋王朝によって統一されます。隋は華夷^{か い}思想、つまり文明の中心たる中華帝国の皇帝が周辺の蛮夷^{ばん い}の国々に文明の恩沢を施し、蕃国はその皇帝の徳に^{おんたく}応えて朝貢する^{ばんこく}という関係に立脚することで、国内統治の大義名分を構築するという世界観に拠って国家経営を維持しようとしていました。そのためにこそ隋は、そして隋の滅亡後、中華大陸を統治した唐も、7世紀から8世紀にかけての時期、周辺の諸国、諸民族を服属させようとして、飽くなき征服戦争を継続したのでした。

隋以前の中華大陸は、後漢の滅亡以後、三国時代、五胡十六国時代、南北朝時代と分裂抗争の時代が長く続き、軍事的営力はもっぱら内向きに働きました。大陸統一以後、隋は華夷秩序を追求し皇権を拡大するために、周囲に対する征服戦争を開始します。しかし、610年代前半期におけるたび重なる高句麗遠征の失敗がきっかけとなって、618年に隋帝国はわずか30年ほどで滅亡し、唐があとを襲いました。

わが国の律令国家の形成への胎動が、6世紀末の隋の成立に促されての現象であったことは、つとに指摘されていますが、推古朝^{すいこ}の聖徳太子やそれに続く蘇我氏^{そが}による執政、そして大化改新の一連の政治改革も、大陸帝国の対外的軍事攻勢に対応したものであったとみる必要があります。

3. 歴代遷宮の途絶と飛鳥正宮の造営

630年、舒明^{じゅめい}政権は大和^{あすか}と飛鳥の奥まった狭隘な場所に飛鳥岡本宮を造営します。事実上の飛鳥時代の開始です。以後、^{きょうあい}皇極朝の飛鳥板蓋宮、^{おかもと}斉明朝の後飛鳥^{こうぎよく}、^{いたがき}皇極朝の飛鳥板蓋宮、^{さいめい}のちの

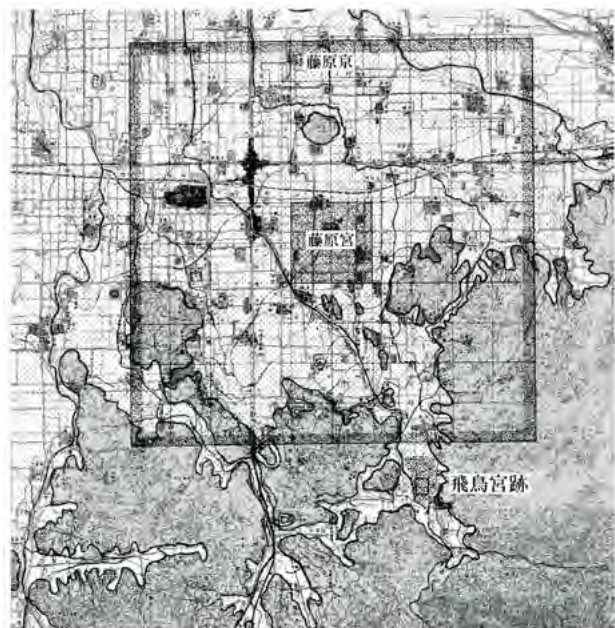


図1 飛鳥と藤原京

岡本宮、天武朝の飛鳥浄御原宮と続く飛鳥正宮は、現在の明日香村・岡に所在する飛鳥宮跡の地に、場所を同じくして継起的に造営が繰り返されることになります。

飛鳥岡本宮以前は、歴代遷宮の名が示す通り、天皇（大王）の代替わりごとに王宮が別の新しい、多くは広やかな場所に新造される慣わしでした。この大王家の長い伝統は630年を契機に途絶することになります。いったい、なぜだったのでしょうか。

628年、中華大陸では唐が隋滅亡後の国内の混乱状況を平定しました。626年の玄武門の変で兄、弟を誅殺して皇権を掌握した第2代皇帝、太宗李世民は、隋がとったと同じ華夷システム構築のための征服事業に着手します。629年、ながく北からの脅威であった東突厥を攻め、翌年には国王を殺害して滅亡させます。隋代から繰り返し攻撃を受けていた高句麗は、631年に唐との国境に千余里に及ぶ長城を築きました。これは、いうまでもなく、唐の軍勢をなんとか阻もうとする壮大な防衛線の構築です。630年の大和政権による飛鳥の最奥部への王宮の遷居は、まさにこうした対唐防衛策と軌を一にするものであったと理解すべきでしょう。

その慌たらしさを物語るように、同じ地点に営まれた3時期の飛鳥王宮のうち、最下層——これが飛鳥岡本宮ですが——の宮殿遺構群は、中層（飛鳥板蓋宮）、上層（後飛鳥岡本宮および飛鳥浄御原宮）が正方位に造営されているのに対して、本来の自然地形に沿わせるように北で西にかなり偏向した建物方位で造営されています。大規模な土地造成工事を行う時間的余裕がなかったのではないかと思います。

同じ630年、舒明政権は第1次遣唐使を派遣します。硬軟両面策を講じることによって、王権の護持、ひいては国家の存続をはかったものとみられます。この時期、大和政権を実質的に担っていたのは蘇我蝦夷でした。ただし、まだこの時点にあつては、日本列島への唐の軍事的脅威は直接的なものではありませんでした。唐による征服戦争は西域諸国や、東に向かってはもっぱら高句麗に対して展開されたのでした。

4. 百済滅亡に続く列島防衛強化策と不定形都城の構築

660年、唐は新羅と連合し、百済を攻撃して、首都扶余を陥落させます。前世紀以来、間に新羅を挟んで百済と政治的同盟関係にあった大和政権は、百済再興のために援軍を派遣しますが、663年、白村江の海上で唐の艦隊と会戦し、完敗を喫しました。日本列島が唐の軍事的攻撃の直接の対象となる危機的状況が出来たのです。時の中大兄皇子政権は、北部九州から瀬戸内海沿岸地域、さらには大阪と奈良の境の見晴らしの良い山巔に朝鮮式山城とよばれる多くの大規模な城塞施設を築き、各所に烽（狼煙台）を設けるなど、唐の軍事的侵入に備えての防衛体制づくりに邁進しました。

大和飛鳥においても王宮——後飛鳥岡本宮——を取り囲む急峻な丘陵の尾根に沿って長大な掘立柱塀を設置するなど、防御施設の营造を進めました。飛鳥の周囲にも山城が設けられたとみる研究者もいます。掘立柱塀による防壁は王権の所在地の軍事的防備施設という意味で羅城つまり首都を囲む城壁であると評価すべきものであり、ここにわが国における都城の出現をみることができます。険しい地形と羅城そして多くの山城で王権を防衛する方式は、まさに同盟関係にあった百済最後の首都・扶余の防衛システムを踏まえてのものでした。

5. 天智政権の限界と天武政権の新たな施策の展開

中大兄皇子は飛鳥の防衛体制だけでは不十分だと判断したとみえ、琵琶湖と比叡山地という天険の要害に守られた近江・大津に新たに王宮を造営し 667 年に遷宮、翌 668 年に天智天皇として即位します。しかし、ここで省みる必要があるのは、中大兄皇子＝天智天皇政権が企図したのは、13 万人とも伝えられる唐の大軍の前に全く無力だったことがすでに明白になっていたはずの百済・扶余の防衛システムを日本列島に、とりわけ北部九州と、政権の中核地であった大和へと通じる瀬戸内海沿岸地域に実現しようとしたということです。百済の防衛システムは朝鮮半島三国間で継続していた相互抗争に備えてのものであり、対唐戦争を前提としたものではありませんでした。

660 年、唐の侵攻により王都扶余は旬日の内に陥落し、義慈王以下 12907 人（『三国史記』）が唐本土に連行されたことなどは、当時、周知のことでした。国が滅びるということは、じつに無惨な結果をもたらすものであることは、時代を問わず共通したもののなのでしょう。私は、もっぱら軍事施設、しかも百済方式のものを作りあげようとしたところに、天智政権の限界があったとみななければならないと考えています。

671 年の天智天皇の死の翌年に勃発した壬申の乱に勝利を収めた天武天皇の政権は、大津宮を廃し、飛鳥に帰還しますが、もはや新たな王宮を造営することはせず、新たな国家防衛策を追求します。それが唐に範を得た華夷思想に基づく強靱な中央集権国家構築策でした。朝鮮半島が三国に分かれ抗争状態が続いていたために、容易に唐の介入を招き、結局、百済、高句麗があいついで滅亡していった経過を、間近の教訓として切実に受け止めていたのではなかったのでしょうか。それゆえに、国としてのシステムを強固なものに作り

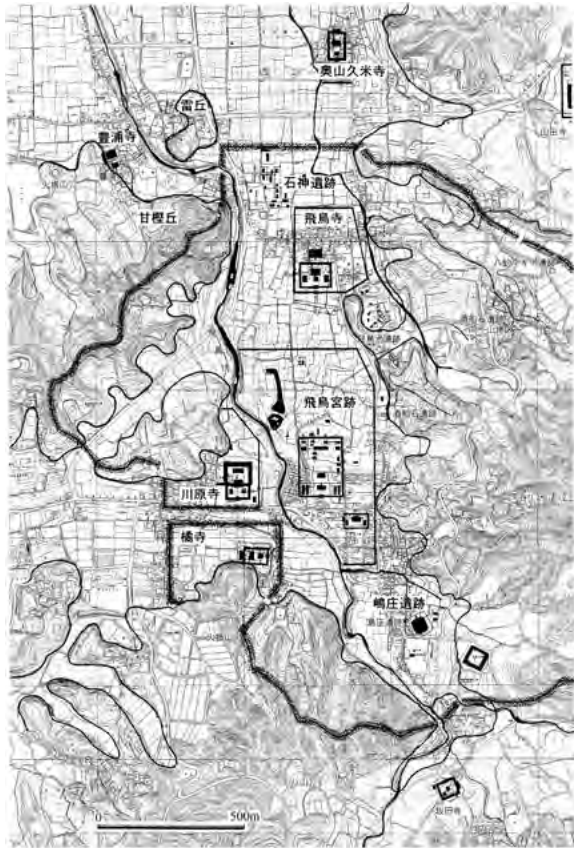


図2 飛鳥の防衛システム・羅城
※相原嘉之氏原図に加筆

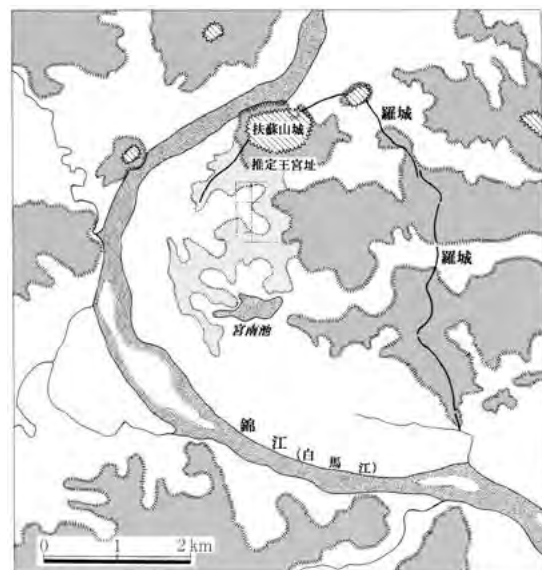


図3 百済泗沘城の王京と羅城

※成周鐸『百済城址研究』（2002 年）、忠南大学校百済研究所『泗沘都城』（2003 年）などから作図

上げなければなりませんでした。

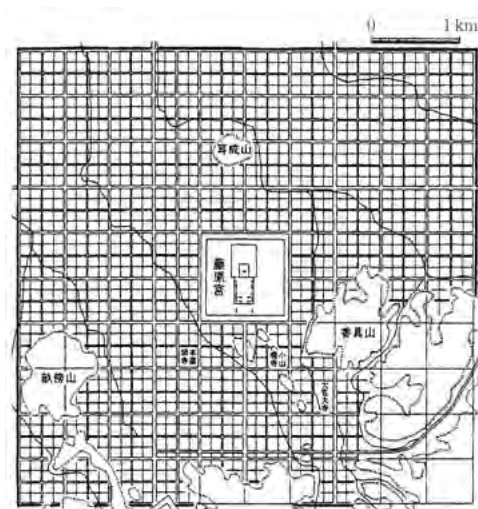
律令の編纂^{へんさん}、地方行政制度の整備、耕地管理制度（条里制）^{じょうりせい}の構築、日本列島を覆うように計画された官道網^{くわんどう}の建設など様々な統一国家構築のための施策を講じますが、その象徴的かつ最も重要な事業が大陸式の巨大な矩形都城・藤原京の造営だったのです。

6. 藤原京の造営と第7次遣唐使の派遣

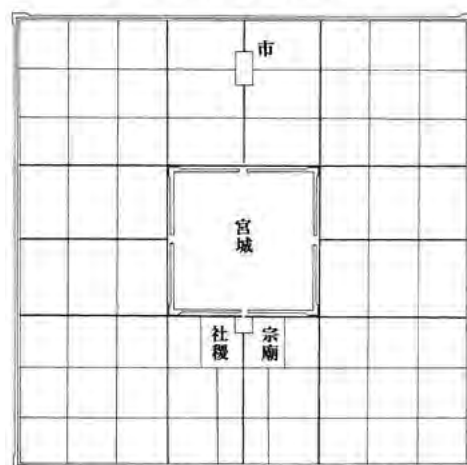
藤原京は20年以上の歳月を費やして造営が続けられ、694年、飛鳥浄御原宮から藤原宮に王宮が遷^{うつ}されます。ただし、藤原京そのものの完成はさらに遅れ、704年（慶雲1）のこととみられるようになっていますが、私は、結局完成しないままに終わったのではないかと考えています。

藤原京の形制は、1996年の発掘調査の成果を契機として、10条10坊の正方形の全体プランで、王宮である藤原宮はその中央に設定されたものであることが明らかにされました。以後の平城京や平安京とは異なった形制は、隋唐の時代に規範とされていた古代中国の周の国の制度を記したとされる『周礼』^{しゅうらい}に説かれている王城の姿を強く意識したものであったことが論じられています。つまり、天武政権は都城造営にあたり、唐長安城をものぐ理想の皇都を実現しようとしたのでした。

皇権を誇示すべき都城の建設と、大宝律令の編纂を完遂し、国家体制の確立という自負をもって702年（大宝2）に、669年以来中絶していた遣唐使が33年ぶりに派遣されます。執節使（長官）^{あわたあそんまひと}は民部卿・栗田朝臣真人^{たいじ}でした。この第7次遣唐使の一行が直接対峙した世界基準の都城・長安城は、しかし、自負すべき藤原京とは著しく異なり、きわめて壮大で華麗な外観を呈する構築物でした。藤原京は都城としての可視的要件の最も重要な羅城、羅城門を欠き、広大かつ長大でなければならぬ中央道路（朱雀大路）^{すざくおおじ}も、藤原京にあっては、幅が150mに及ぶ長安城の6分の1の規模でしかありません。この貧弱さでは、華夷秩序の頂点であるべき天皇の権威を対外的に誇示し維持することが困難であると判断したに違いありません。（私は、こうした藤原京の本質的な欠陥については、遣唐使派遣以前にすでに強く認識されていたと憶測しています。その中心人物は藤原不比等。彼は藤原京遷都後に政権内での実権をほぼ掌握しますが、まだ絶対的な権力を得るにはいたっていませんでした。しかし、藤原京の政治理念上の脆弱さは、国家維持にとってきわめて危険であるとの危機感を抱いていたと思います。そこで不比等は、未完



※藤原京形制図（小澤毅氏による）



※載吾三編『考工記図説』（山東画報出版社、2003年）により作図

図4 藤原京と『周礼考工記』の王城像

成状態の藤原京建設を中止し、長安城タイプの新都を建設することの必要性を広く説得させるために、側近であり、かつ当代きっての知識人であった粟田真人を唐に派遣したのではなかったでしょうか。)

704年（慶雲1）に遣唐使が帰国してほどなく、長安城を強く意識した新都の建設計画が着手され、708年（和銅1）には元明天皇により平城京遷都の詔みことのりが発せられるに至りました。

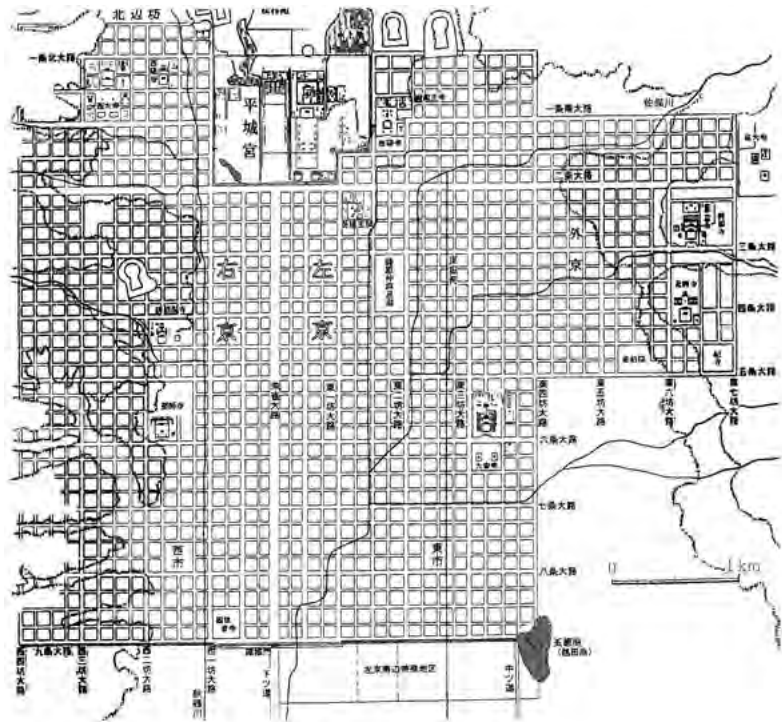


図5 平城京形制図

7. 新都・平城京の造営

平城京は南北に長い矩形を呈し、横に長い長安城とは形制を異にしているかに映じますが、じつは、長安城の4分の1の横長の矩形を90度回転させたものが平城京とまったく一致するのです。また平城京の朱雀大路は幅員が75mであり、長安城の中央南北街路である朱雀街すざくがいの正しく2分の1の規格で造営されています。

かつて、平城京ひいては日本古代都城の特質として、羅城がなかったという点が指摘されていました。しかし、実際にはそうではなく、平城京で

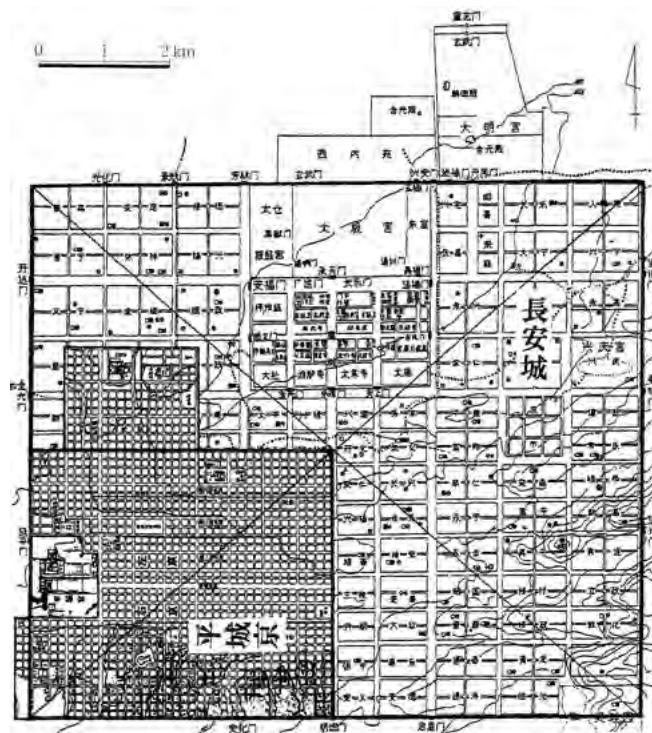


図6 平城京と唐長安城

は外周を高さ 5 m ほどと復元することのできる築地塀を城壁つまり羅城として築いていたと判断されます。唐長安城の羅城は「高さ一丈八尺」およそ 5.3 m と史料に記録されていますから、平城京の羅城はこれとほとんど遜色のない高さであったことがわかります。平城京の形制には、たとえば京の東南隅の大規模な人工の苑池が今もなお残っていますが、これが長安城東南隅の皇帝の離宮であった芙蓉苑ふようえんと曲江池きょくこうちを模倣したものであるように、長安城のありようを引き写しにしたような要素が少なからずあります。このような平城京のさまざまな実相から、当時、わが国と唐の政治的な上下関係すなわち日本の唐に対する恭順の姿勢を目に見える形で表現すべきものとして、平城京が設計され建設されたと考えることができるでしょう。（長安城とは異なり、縦長の全体形にいたったのは、朱雀大路をできるだけ長く設置しようとしたからであると思います。）

8. おわりに

平城京は、7 世紀後半に朝鮮半島から日本列島に及ぶ領域で展開された唐の圧倒的な軍事攻勢の中で、国家としての存続をはかってきた天皇政権はやとの存亡を賭けた方策としての産物でした。わが国独自の華夷システム——天皇を頂点として、隼人、蝦夷、新羅そしてのちには渤海を夷狄や蕃国として位置付ける統治システム——を象徴する可視的政治舞台として、唐に極力配慮しつつも、周辺の諸国、諸民族に対して天皇権力を十二分に誇示すべく建設されたのが平城京だったのです。

このように、7 世紀前半代にはじまる都城設営への動きは、第一義的に、中華帝国の軍事的圧力対抗するために講じられた、王権および国土防衛の施策の展開という観点で理解しなければなりません。最近の研究状況をみると、藤原京という大規模な矩形都城の出現の理由として、官人（役人）を強制的に集住させることにより官僚統制を強化する目的であったなどとする見解などもみられますが、これは矩形都城に対する歴史意義付けを先後顛倒したものだと考えます。藤原京、平城京の建設は、なによりも国家統合の、そして皇権力の表徴としての大陸式都城を実現し顕示することの必要性に駆られてのことであつたのです。

都城建設の展開に示される歴史は、同時にわが国における国家構築の歴史でもありました。こんにちの日本国家に直接つながる古代律令国家は、ここに論じたように、6 世紀末の中華統一帝国の樹立とそれに始まる對外征服戦争に対して、いかにして日本列島を防衛していくかという、熾烈な国際関係の中で形成されていったのであることが、あらためて痛感されるでしょう。

〔参考文献〕

相原嘉之「倭京の守りー古代都市 飛鳥の防衛システム構想」『明日香村文化財調査研究紀要』4, 2004 年。

小澤毅『日本古代宮都構造の研究』青木書店, 2003 年。

井上和人『日本古代都城制の研究』吉川弘文館, 2008 年。

井上和人・栗野隆『平城京ロマン 過去・現在・未来』京阪奈情報教育出版, 2010 年。

シンポジウム参考資料

渋谷 啓一

【古代山城・屋嶋城を考える】

アプローチ 1 空間軸から考える

西日本・瀬戸内海・備讃瀬戸・「古・高松湾」世界

アプローチ 2 時間軸から考える

各時代での屋嶋、「古・高松湾」世界の占める位置

【史料編】（原漢文）

①『日本書紀』天智天皇六年（六六七）十一月是月条

倭国高安城、讃吉国山田郡屋嶋城、対馬国金田城を築く

②『日本書紀』天智天皇十年（六七一）是歳条

讃岐国山田郡人家、？子四足の者有り。

③『日本書紀』持統天皇三年（六八九）八月二十一日条

伊予総領田中朝臣法麻呂等に詔して曰く、讃吉国御城郡で獲るところの白【燕鳥】、
宜しく放養すべし。

④『続日本紀』大宝元年（七〇一）八月丙寅（二十六日）条

高安城を廃めて、その舎屋、雑の儲物を大倭・河内の二国に移し貯ふ。
諸国をして衛士を加差して衛門府に配せしむ。

⑤『続日本紀』慶雲四年（七〇七）五月癸亥（二十六日）条

讃岐国那賀郡錦部刀良、陸奥国信太郡生王五百足、筑後国山門郡許勢部形見等に、各衣一襲と塩・穀とを賜ふ。初め百済を救ひしとき、官軍利あらず。刀良ら、唐の兵の虜にせられ、没して官戸と作り、？余年を歴て免されぬ。刀良、是に至りて我が使粟田朝臣真人らに遇ひて、随ひて帰朝す。その勤苦を憐みて此の賜有り。

⑥『瑜伽師地論』奥書（石山寺などに所蔵）

天平十六年歳次甲申三月十五日

讃岐国山田郡舎人国足



図1 瀬戸内海の海域と備讃瀬戸

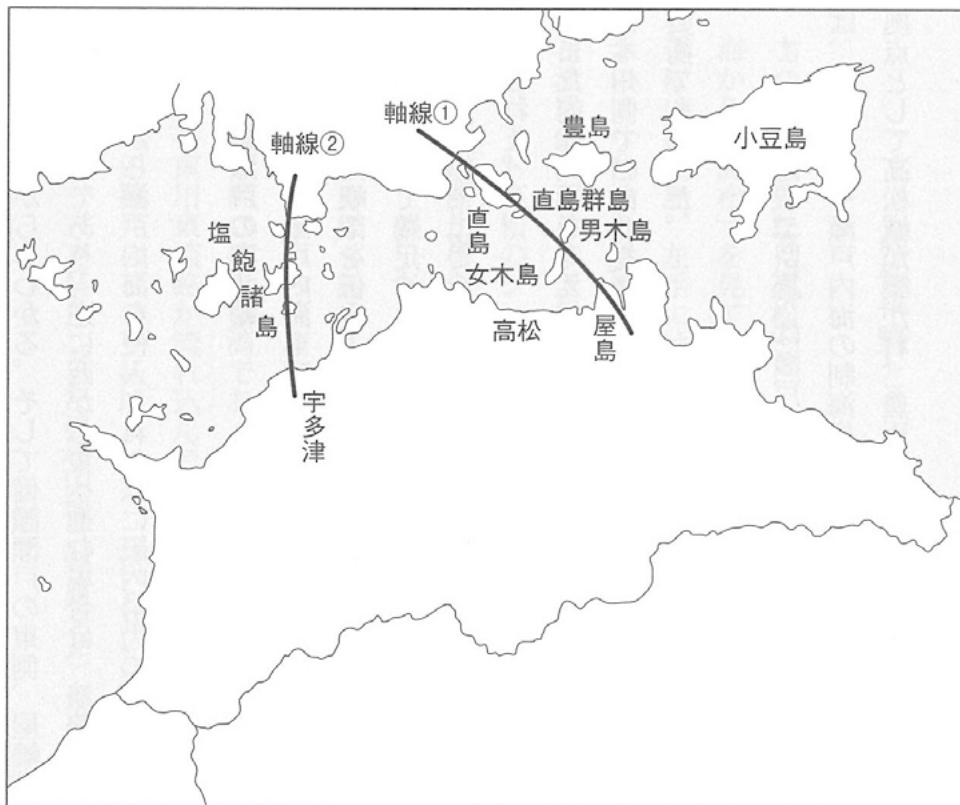


図2 備讃瀬戸の軸線と屋島

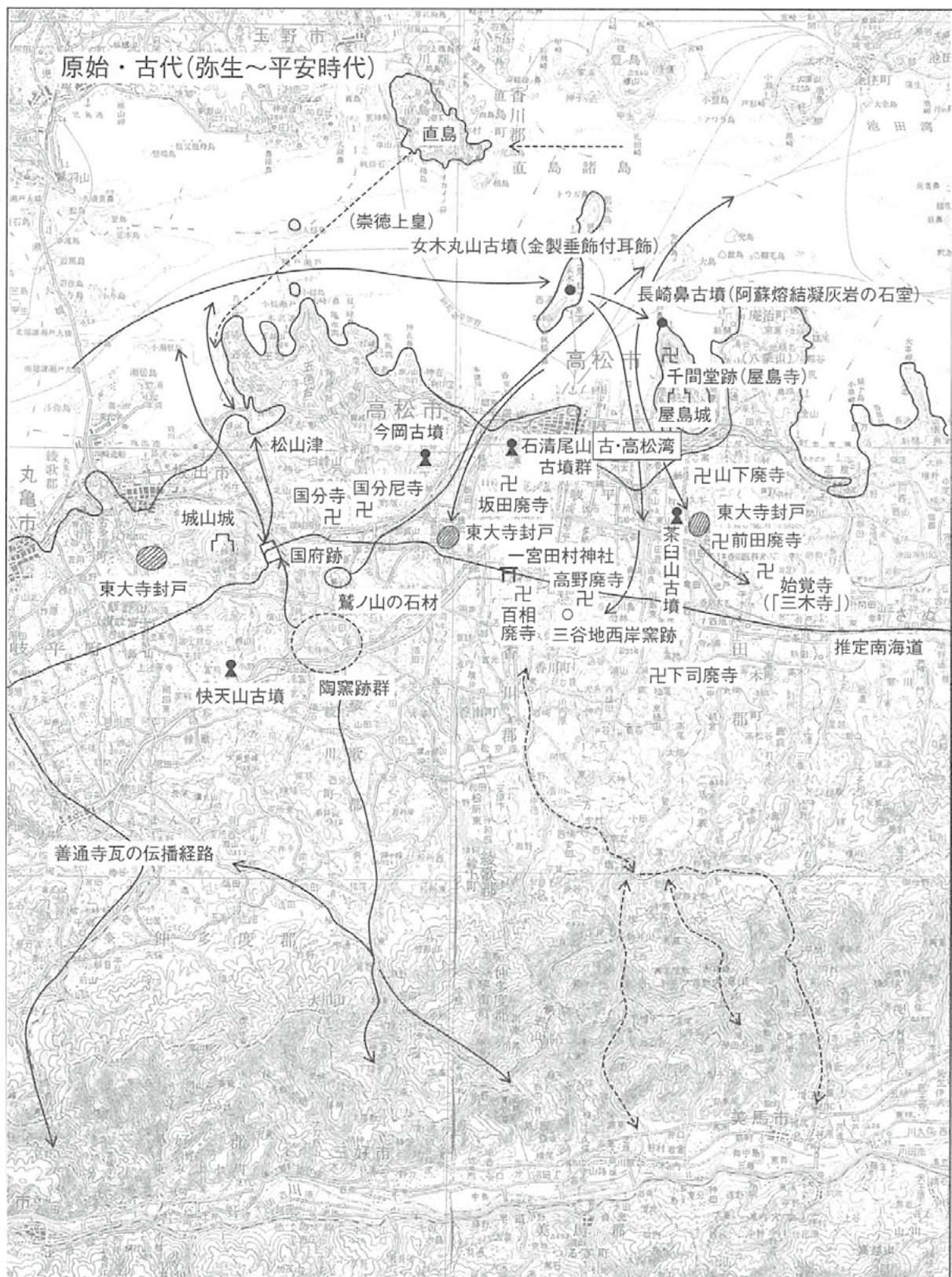


図3 「古・高松湾」世界の動き（原始・古代）



図4 「古・高松湾」世界の動き（中世）

古代山城プレサミット シンポジウム参考資料

平成 24 年 11 月 24 日（土）
香川県立ミュージアム
渋谷 啓一

【古代山城・屋嶋城を考える】

アプローチ 1 空間軸から考える

西日本・瀬戸内海・備讃瀬戸・「古・高松湾」世界

アプローチ 2 時間軸から考える

各時代での屋島、「古・高松湾」世界の占める位置

【史料編】（原漢文）

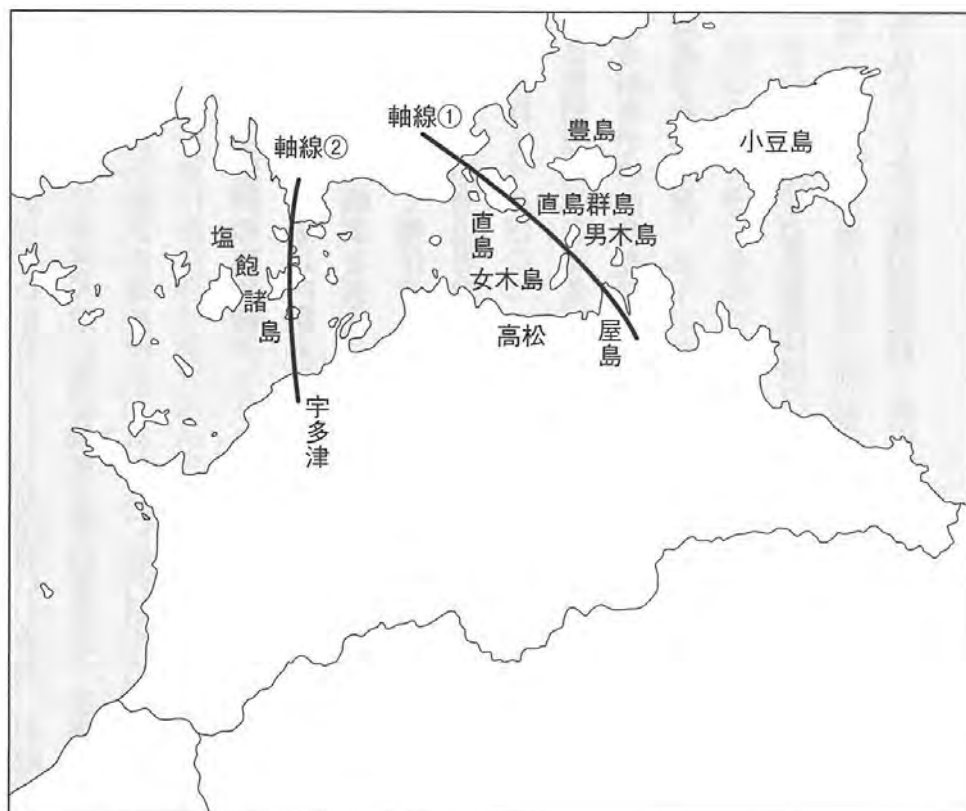
- ① 『日本書紀』天智天皇六年（六六七）十一月是月条
倭国高安城、讃吉国山田郡屋嶋城、対馬国金田城を築く
- ② 『日本書紀』天智天皇十年（六七一）是歳条
讃岐国山田郡人家、雞子四足の者有り。
- ③ 『日本書紀』持統天皇三年（六八九）八月二十一日条
伊予総領田中朝臣法麻呂等に詔して曰く、讃吉国御城郡で獲るところの白【燕鳥】、
宜しく放養すべし。
- ④ 『続日本紀』大宝元年（七〇一）八月丙寅（二十六日）条
高安城を廃めて、その舎屋、雑の儲物を大倭・河内の二国に移し貯ふ。
諸国をして衛士を加差して衛門府に配せしむ。
- ⑤ 『続日本紀』慶雲四年（七〇七）五月癸亥（二十六日）条
讃岐国那賀郡錦部刀良、陸奥国信太郡生王五百足、筑後国山門郡許勢部形見等に、各衣一襲と塩・
穀とを賜ふ。初め百済を救ひしとき、官軍利あらず。刀良ら、唐の兵の虜にせられ、没して官戸と作
り、卅余年を歴て免されぬ。刀良、是に至りて我が使栗田朝臣真人らに遇ひて、随ひて帰朝す。
その勤苦を憐みて此の賜有り。
- ⑥ 『瑜伽師地論』奥書（石山寺などに所蔵）
天平十六年歳次甲申三月十五日
讃岐国山田郡舎人国足

【図版編】

(図 1) 瀬戸内海の海域と備讃瀬戸



(図 2) 備讃瀬戸の軸線と屋島



(図3)「古・高松湾」世界の動き (原始・古代)



(図4)「古・高松湾」世界の動き (中世)



(参考図) 高松平野の郡と郷 (山田郡と香川郡)

